

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
諸氏系譜三

題
字

鹿
児
島
県
知
事
土
屋
佳
照

解題

鹿児島県史料「旧記雑録拾遺諸氏系譜三」として、前々巻・前巻に引き続き、藩記録所編集の「新編島津氏世録支流系図」の残り分、すなわち東京大学史料編纂所の目録によれば、

(五) (支流の六) 一帙のうち、前回掲載の分の残り

伊作三冊、恒吉・石見二家一冊、若松一冊、西二冊、忠良三冊、

(六) (支流の七) 一帙

龜山附藤野一冊、忠將一冊、忠興一冊、尚久二冊、歳久二冊、家久二冊、忠朗・久儔二家一冊、久明・忠清・忠広・

忠記・久房五家一冊、

(七) (支流の八) 一帙

伊作一冊、始良一冊、相馬一冊、薩州用久一冊、大田一冊、大野一冊、吉利一冊、寺山一冊、西川一冊、豊州季久一冊、平山一冊、大島一冊、迫水附吉満一冊、吉岡一冊、志和池一冊、友久一冊、桂一冊、喜入四冊、

の分を収載する。掲載順については「諸氏系譜一」解題の七ページでふれたので関係部分を再録しておこう。「全体の配列についても一定の基準があるようにうかがえる(中略)。次に三代久経の子久長から出た伊作氏とその一族が一群をなす。そしてその後には総州島津家をはじめ、八代久豊から出た薩州・豊州・大島・志和池家、九代忠国から出た桂・迫水・喜入氏等の一群が掲出されているのであり、自ら順序だった配列になっていることがわかるのである。もちろんそれは「支流系図」が編纂された正徳年間前後の藩史局の意識を示しているものと思われ、『旧記雑録』附

録中の支族列の配列は、明治初年における史家伊地知季通の意識を示すものといつてよいであろう。」

内容は単に系統を記したものの、若干の記事を付したものの、相伝文書、或は関係文書を載録したもの等様々であるが、世子縁興の記述等で思わぬ名家間の縁戚関係が明らかになる箇所もあつて今後の調査研究上の活用が期待される。

伊作氏系図

第一は元祖久長の、第二は二代宗久の、第三は三代親忠から九代善久に至るまでの系図・文書等を含む。鹿児島大学附属図書館架蔵玉里文庫にある「新編島津氏世録正統」十六冊中の伊作氏三冊の内容と近似、若干の増補修訂が見られる。

恒吉氏・石見氏系図

共に伊作氏庶流、恒吉氏は伊作氏初代久長の子久行（恒吉新三郎）に始まる。石見氏は三代親忠の子久周（石見守）に始まる。五代の孫久国は慶長八年島津忠将の家臣としてその嫡子以久に従つて日州に移っている。

若松氏系図

伊作氏庶流、伊作氏三代親忠の子久親（号若松）を元祖とする。

西氏系図

伊作氏庶流、同じく親忠の子親久を元祖とする。その子忠持が西と号した。子孫は加世田土、他に別流の系図あり。

忠良系図

忠良は伊作氏九代善久の子であるが、相州家島津忠幸（運久）の世嗣なきにより、その猶子となり、伊作・相州両家の主となった。第一より第三まで関係記事・文書が多く収録されている。

龜山氏附藤野氏系図

同名であるが、別人の本宗島津氏十四代勝久の子忠良は、勝久の没落と共に日向に移住、その子良久・正円（藤野忠秀・恕世）・忠辰（龜山）らは日向広原にあって、やがて日向に進攻した伊作・相州家出自で本宗島津家をついだ十六代義久に対面、一定条件のもとで帰国を許された。系図の記事は同家の数奇な経歴を物語っている。

忠將系図

勝久の後を襲った島津氏十五代貴久の弟右馬頭忠將一流系図である。以久・彰久・久信・久敏・忠紀・久治（久憲）に至る。一門家垂水島津家である。

忠興系図

日州佐土原領主、以久の子忠興は甥久信の辞退により同職をつぐ。他に庶流主膳久富、采女久龍一流系図。

尚久系図

島津氏十五代貴久の弟尚久一流系図（宮之城家）。第一は尚久・忠長代で関ヶ原戦等の記事あり。第二は忠倍・久元・久通・久茂・久方代。

歳久系図

貴久の三子島津左衛門督歳久一流系図（日置家）。第一は歳久代、第二は常久・忠朝・久竹・久健・久儻代。常久は家久の信任篤くその関係文書が多い。常久の嫡男久慶は家久の婿、光久の家老を勤めたが、不臣の科で世系から削除、ために記載されず。

家久系図

同四男中書家久一流系図（永吉家）。天正十五年家久の死は豊臣秀長に毒をもられての死と断定している。秀吉朱印状等文書の所在についてほとんど「正文在島津安芸守久雄」と記す。久雄は島津氏十八代家久八男、豊久、忠栄

とつないだ後を相続、以後久輝・久貫と続く。文書は久雄代の探訪調査であることを示す。

忠朝・久備系図

島津氏十八代家久の子島津兵庫忠朝一流系図（加治木家）、並びに二十代綱貴の二男久備一流系図（村森附之）。

久明・忠清・忠廣・久記・久房系図

島津氏十九代光久十男島津大藏久明一流系図（三崎附之）、十七代義弘五男島津久四郎忠清一流系図（谷川附之）、忠清の妹御下は伊集院忠真室、その女が松平隠岐守定行室、御下は後島津久元に嫁した。十八代家久の四男島津市正忠廣一流系図（三木原附之）、忠廣は御屋地（義弘長女、後朝久室）の養子となり、朝久二男家をたてる。十九代光久十三男島津頼母一流図（平尾附之）。同十七男島津求馬久房一流系図（柳附之）。

伊久系図

総州島津家伊久一流系図、守久・久世・久林に至る。

始良氏系図

総州島津家師久の子久安・忠安と相伝、碓山とも称す。

相馬氏系図

同じく総州島津家伊久の子忠朝を初代とする。十一代氏芳に至る。忠朝は奥州島津家に抗したが、隈之城を立久に攻囲されて開城、鹿兒島和泉崎に隠棲、道聖と号した。山田忠尚は若年のころ、道聖から島津家古来の伝承を聞き、それらを基に「山田聖栄自記」を著したという。

薩州用久系図

島津氏八代久豊の子薩摩守用久を元祖に国久・成久・忠興・実久・義虎・忠辰と相伝、実久は伊作・相州家の忠良

と島津氏十四代勝久の時、覇権を争い敗北、義虎は出水を本拠に勢威を誇ったが、忠辰は朝鮮出兵で秀吉の不興をかい滅亡、薩州家の本系は断絶する。但し弟の忠隣・忠清・忠栄等の系統は続く。

大田氏系図

薩州家庶子大田氏系図で、用久の次子延久を初代とし十代用松に至る。

大野氏系図

薩州家庶子大野氏系図で、薩州家二代国久三男忠綱を初代とし、忠悟・忠元・忠宗と続く。忠宗は本宗家島津義久の意にそわぬことがあり、文禄元年、川辺堂尾にて誅戮されたという。

吉利氏系図

薩州家庶子吉利氏系図で、国久の四男秀久に始まり、二代忠將、三代久定、忠澄と相伝。

寺山氏系図

薩州家庶子寺山氏系図で、国久の六男光久を初代に、十四代用長に至る。

西川氏系図

薩州家庶子西川氏系図で、薩州家四代忠興の弟與久を初代とする。

豊州季久系図

島津氏八代久豊の子豊後守季久を元祖に忠廉・忠朝・忠広と相伝、はじめ帖佐瓜生野城（後の建昌城）に拠ったが、文明十八年日向飢肥に移り、勢威を張る。渡唐船関係の文書を多く収載している。

平山氏系図

豊州家庶子平山氏の系図で、季久の子忠康を初祖とする。はじめ忠康は父季久の命で、帖佐領主紀姓平山氏に代つ

て平山城に拠っていたが、のち日向松山に領地が移動、近久以下子孫は同地を相伝した。

大島氏系図

同じく島津氏八代久豊の四男有久を元祖とし、忠福・忠明・忠次・忠泰・忠盈・忠知・久成・忠致と相伝。

迫水附吉満氏系図

島津氏九代忠国の五男忠経を初祖とし、忠友・久光・久重・忠治・久敦・久雄と相伝。久雄は迫水喜太夫久雄と称した。忠友の弟久張は吉満を号した。

義岡氏系図

同じく島津氏九代忠国の弟豊久を初祖とする。豊久ははじめ忠豊とい、薩摩平泉に領地を与えられていた。

志和池氏系図

前出忠豊の子忠堯、次が忠常、次が忠光で、忠光ははじめて志和池を号し、その子孫は忠重・忠洪・久照・実興・実勝と相伝。

友久系図

島津氏九代忠国の他腹の長子相模守友久の系図、友久は他腹の故家督をつがず、その子運久ははじめ忠幸とい、相模守を称し、一瓢斎と号した。運久の跡を伊作家出身の忠良（日新）がついだわけで、相州家と伊作家が一体化したことになり、やがて同家が本宗島津家となるわけである。

桂氏系図

島津氏九代忠国の子勝久を初祖とし、忠昉に至る。

喜入氏系図

同じく忠国の子忠弘を初祖とし、頼久・忠誉・忠俊と相伝。この四代までが第一、五代季久を第二、六代久道より十二代久峯までを第三に所収、久峯の家督相続は正徳四年七月三日とある。第四は喜入氏支流系図とし、五代季久の弟忠道の子孫の系図を掲げる。同内容の喜入氏系図は、現在枕崎市立図書館にあり、市指定文化財となっている。枕崎町立図書館蔵書印の押捺があれば、かなり以前の写本で、「支流系図」を喜入氏が書写したものを図書館で受け入れたものかと考えられる。

なお「諸氏系譜一」の解題の中で述べたように、「島津家支流系図」には追加の形で「源姓越前島津正統家譜」六巻が付属し、しかも東京大学史料編纂所の目録では、その筆頭(1)として置かれているが、本巻には載録しなかった。そのうち巻一は元祖忠綱より六代忠藤まで、巻二は七代忠兼より十五代忠長までであり、これはその内容がほとんど支流系図中の「越前島津系図」のそれと一致している。また支流系図の方にはそれぞれの文書に『正文在島津又助忠清』と所在を記した朱注がある。この忠清とは越前島津家文書を支流系図編纂の際所持していた新城島津氏の当主名である。忠清は久章の子で、藩祖家久の外孫に当る。「正統家譜」の巻三より巻六までの四巻は、何れも元文二年、新にとりたてられた再興の越前島津家初代で十六代目となった忠紀代(第一から第四まで)の記事文書で終りは延享元年十二月二十五日島津久甫外五名の左記覚書である。

「一越前嶋津家系圖壹卷不洗包
箱入

一右同家譜六冊

右御方事、先年就越前嶋津家跡相續、此節於御記録所、右系圖・家譜編集被仰付、被附與之畢、全可有寄藏之状如件、

これまた収録の文書はほとんど「旧記雑録追録」の中に載録されているが、拝領品目録等若干の文書が未載録とな

っている。また左に列挙した元文二年四月十四日の各歴代の追諡忌日一覧も未載録である。

- 「初代 忠綱 興基院殿道阿紹隆大居士 十二月十一日
二代 忠行 心王院殿即阿本空大居士 十一月十二日
三代 行景 大圓院殿鏡阿道智大居士 七月二日
四代 忠政 賢良院殿祐阿泰徳大居士 六月十九日
五代 忠幹 常有院殿無阿実相大居士 二月二十五日
六代 忠藤 成功院殿定阿覚善大居士 四月二十一日
七代 忠兼 能忍院殿性阿道善大居士 八月二十日
八代 忠親 神光院殿一阿貫通大居士 十月七日
九代 範忠 自得院殿如阿洞然大居士 五月二十四日
十代 忠健 宝蓮院殿浄阿香国大居士 三月十四日
十一代 忠秀 仁壽院殿台阿建宗大居士 正月二十二日
十二代 忠光 松仙院殿柏阿玄秀大居士 九月九日
十三代 忠勝 孤芳院殿操阿正菊大居士 十一月二十二日
十四代 忠持 禅海院殿西江建派大居士 二月二十四日
十五代 忠長 月峯院殿明阿高清大居士 八月二十六日」

このように越前島津家のみ別格に扱われていることは、「新編島津氏世録支流系図」編纂以後に、新に同家が再興され、且つ同家が島津一門家の筆頭として格付されたという歴史を反映しているものといつてよいであろう。

比志島文書

東京大学史料編纂所々蔵の「比志島家文書」は七卷からなり、島津家文書等と共に架蔵されている。巻軸仕立は既に早くから同家に於いてなされていたのであろう。各巻軸紐には紙札が結び付けられ、それぞれに、

日新公御真筆御初諸古文書類ノ巻 七巻内貳拾六通

比志島古文書類 七巻内参拾七通

忠宗公御真筆御初諸古文書類ノ巻 七巻内五拾八通

諸古文書類ノ巻 七巻内参拾貳通

後醍醐天皇御綸旨其他道鑑公等御筆巻 七巻内五拾九通

忠久公御初御代々様御真筆之巻 七巻内貳拾四通

龍伯公御初御代々諸古文書類ノ巻 七巻内八通

と記してある。同じく東京大学史料編纂所々蔵の影写本「比志島文書」は右本をつとめて忠実に影写したものである。同じく東京大学史料編纂所々蔵の影写本「比志島文書」は右本をつとめて忠実に影写したものであり、全五冊「(一・二)」、二(三)」、三(四)」、四(五)」、五(六・七)」となっているが、掲載順は前掲目録通りとなっていて、それぞれ「比志島文書一」の如く七止まで内題を付し、終りに収載点数(20・41・59・34・59・○) (未記載)

・8)を記している。

影写年時は末尾に、

「右比志島文書
鹿兒島県比志島彦齋氏所蔵、明治三十六年十月、警視廳消防第四分署長池田安孝ヨリ借用、三十七年三月影写

了、」

とあり、まだ比志島家所蔵本であった明治三十六・七年時点の作成であることがわかる。なお別に東京大学史料編纂所には、これに先立って、幕末薩藩の碩学伊地知季安が「比志島家文書」を借写した「比志島氏文書 全」一冊がある。これには表紙に「三番箱 伊進上」の記載があり、後年伊地知家から一括して島津家に進上して島津家蔵書（島津家文書）の中に収納された季安・季通等書写本中の一冊であることを知る。その内表紙には季安の自筆で、「丁亥仲冬五日始筆至十日写畢、

伊地知氏蔵書

比志島氏文書

とあり、その奥書には

「右此一冊者、比志島家重代相傳之文書ニ而、寶軸五卷ニいたし有之候を、今般周山老君御借入御覽之序、極内密我等江茂御持せ拝見被仰付、誠ニ御家御代々様御證判又ハ綸旨・御教書等、初而真跡熟覽いたし候間、昼夜草率寫取之置、字畫古跡且紙古ひ間々摺剝等茂相見得、難相知處共有之、やうく右之通御座候間、文義誤なども無覺束、併可成入念候而寫置、後年猥ニ不可許外見者也、

文政十年亥二月十日

伊地知小十郎

季安（花押）」

とあって、季安の不遇時代（季安は文化朋党事件に連座、喜界島に配流、許されて帰還後もながく仕官は禁止されていた）、漢学・史学の勉強に意欲を燃やしていた初期の頃の自筆書写本であることがわかる。そして彼は庇護者の一人であった末川周山の厚意で比志島文書五巻を借覧、昼夜兼行、五日間で書写したのである。短期間の速写で季安もその正確度の不安を洩しているが、今原本と比較して精度は高く彼の努力と能力とに敬意を表せずにはおれ

ない。但し前述した如く原本には巻数番号は付していなかったから、季安の書写順は影写本番号の四・二・三・五・六となっており、その区切りには「以上一卷」・「右一卷」等と記しているにとどまり、五巻を一冊の書写本に集成しているのである。季安は実見した五巻については全文書を書写しようとしたのであろうが、四については脱落が見られる。それらは故意によるものか偶然か、なお検討の余地があろう。一・七については季安は実見しなかったであろう。季安の子季通が親の志をついで編纂した「旧記雑録」には比志島文書が多数収録されているが、その大部分は右の二・六巻よりの転写と思われ、一・七巻からの転写は見られない。その同一内容のものが載録されているのは「新編島津氏世録正統系図」（略称『譜』）等からとったものであろう。以上の関係を要約すると「比志島家文書」は七巻の軸装として、文政十年当時、比志島家に相伝されていた。そのうち五巻を伊地知季安は借写、比志島家文書として一冊に集成した。季安・季通はそれを編年順の形で旧記雑録を編纂するに際して転写分載したということになろう。したがって、「比志島家文書」巻一収録の文書二十一点は『旧記雑録』未載録であり、巻七収録の文書八点のうち重複分二点を除く六点もまた未載録であって、中には『鎌倉遺文』・『南北朝遺文』にも未載録のものも含み、たとえば研究論文等に屢々引かれる建武二年の雑訴決断所牒裏書・年未詳の室町幕府奉行連署下知状等、今回刊行（原本を底本にし影写本を参考にした。）の意義も深いと思われる。

また「比志島系図」は鹿児島市原良町現住の本宗比志島家に代々伝来格護されてきたものである。

系図によれば、比志島氏は信濃源氏村上頼重と満家院（ほぼ鹿児島県日置郡郡山町全域と鹿児島市皆与志町比志島の地域）郡司大蔵永平女（菩薩房）との間に生まれた重賢（上総法橋栄尊）を初代として、島津庄奇郡薩摩方満家院比志島名外、川田・西俣・前田・上原箇五カ名々主職を相伝、順次川田・西俣・前田氏等庶家を分出したが、南北朝時代には比志島一族中として、守護島津氏に属して活躍した。

比志島文書は鎌倉時代から江戸時代初期に及ぶ所領讓状や一族他氏との相論文書をはじめ、軍忠状や軍勢催促状、京都大番役、異国警固番役、石築地役勤仕終了証明書等内容が豊富で鎮西在国武士の実態を知る上での好個の史料と見られてきた。今後さらに比志島氏系図と併せて比志島文書が広く研究史料として活用されることを期待したい。

なお季安は、「比志島氏文書」の終りに比志島源左衛門系図として、比志島九代義重二男義信以後義住・国守・国親・国詮・国廣・国高・国泰に至る家系と国守の弟国真・国貞・国治・国英・国能に至る家系と、国貞の子国隆・国安・国通の家系の略系図を掲載している。参考資料として付記しておく。それに名見える近世初期の藩主家久の家老として明暗を分けた国貞・国隆父子関係記事は『旧記雑録後編五』に詳しい。

(一九九一・三・九 五味克夫)

「比志島源左衛門系図」

「比志島九代義重二男」

義信 初義方 彦三郎 源五左衛門尉
美濃守 法名永昌、

明応四年九月、得父河内守義重之讓而、領郡山内横瀬・字都・坂口・滿枝等廿町、

○義住 彦三郎 源左衛門尉 美濃守
傳領二十町於郡山内、

天文廿二年癸丑十一月朔日、死于郡山城、年七十二、法名清久、

○國守 初義貞 彦三郎 源左工門
美濃守 入道玄心

○公攻蒲生時、義住・國守屢顯武功、弘治三年十月城陷、乃以國守為地頭、自郡山移蒲生、

○嫡河内守改義貞故改國守、

○天文九年十一月廿三日、有大追物時、為喚次、

○菱刈之役有功、轉大村地頭、
○肝付叛時、戍向島瀬戸、既降、

○國親 彦三郎 源左工門
美濃守

襲大崎地頭、

○善兵道軍術、諸陣動行、死于大崎、法名春義榮林大禪伯、

女子

伊勢姫、嫡家式部□義基妻、

○國家 彦十郎 源左工門

慶長四年二月、与比志島左馬頭義興如伏見、五年攻伏見城、九月戰于関原、引時自平野被遣大坂、御簾中掃國供奉下向、海路豊州之沖、為黒田氏賊船被破、味方此時戰死、

○國政 彦三郎 源左工門尉

從軍朝鮮途発、心疾不知所之、

女子

鎌田刑部左工門尉妻、
後嫁是枝大膳坊、

○國詮 孫四郎 河内守
掃部介

為父後奉仕義弘公・家久公、為御用人、後義弘公御隠居為御家老、

○補薩吉田地頭、

○正保四亥五月十七日死、法名喜山
永好庵主、

○國重 号左近、
為加治木家臣、

○國明 号右京、忠清
南郷久八忠吉養子、

賜国守大崎、伊集院掃部助忠倉讓
状アリ、

天正九年十二月二十日、死于大
崎、法名知雄玄心、

国真 彦四郎 宮内少輔
入道咲翁齋

同兄国守移蒲生北村而住之、
○菱刈一戦有軍功、故本城地頭也、

女子 北原又太郎兼親妻、

国貞 彦四郎 宮内少輔 紀伊守

諸所軍忠、奉義久公、家久公、補
家老職、高岡地頭、

女子 中原坊妻、

国鏡 大膳亮

河田駿河守義朗養子、

女子 吉利下総守忠張妻、

(次頁より)

国幸 彦十郎 早世、

国興 彦二郎 後号国分喜兵衛、
母上原内藏介久遠女、

父国家討死後、母嫁国分縫殿介友
安、故從畜於国分氏、

国豊 彦兵 早世、

国宗 — 国高 — 国泰

女子 新納助右エ門尉妻、
堀四郎右エ門尉興昌妻、

繼子国英未出生之以前、新納主膳
二男助右エ門尉ヲ嫡女妻、雖為養
子不經多年而死去、
延宝四年正月廿五日生、

国英 菊千代 善八
国能 善吉 主右エ門尉

国廣 孫二郎 内藏助
母嫡家義基女、

義弘公加冠、賜盛光脇刀、而為興
小姓、

○為父後從鹿兒島時、有久元・貞昌
證状、

國隆 彦四郎 宮内少輔

家久公家老、高岡地頭、犯罪被誅
絶云、

女子 村田刑部少輔経永妻、

菊千代 次右工門尉

國治 主膳

○寛永元年二月二十日生、母稅所但

馬守女、

○家久公命嫡家監物範貞、以鎌田監

物政貞之次子主膳國治、為國貞後

嗣、賜祿五百石、曰國隆有罪絶、

其後亦念國貞之忠、如此、乃範貞

以其女妻國治云、奉仕光久公・綱

久公、

○為船奉行・大坂御藏奉行・御用入

・町奉行等兼務、御物座方・金山

方等、補小林地頭、貞享四年八月

十三日死、法名道印、心海、

國安 内記

妻新納加賀守忠清二女、

國安國隆親子、坐父事配流屋久

島、有年後蒙赦歸府、命為國治

弟、別立家也、

女子

新納外記忠鎮妻、

國通

市熊丸 彦四郎

伊角

奉仕光久公、為奏者役、曾木地

頭、

女子

平山八右工門武要妻、

例言

一 本書は、東京大学史料編纂所々蔵の島津家本「新編島津氏世録支流系図」と「比志島文書」及び比志島洋一氏蔵の「源姓比志島家嫡系図」を底本とし、「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺諸氏系譜三」として刊行するものである。

一 「新編島津氏世録支流系図」全九〇冊のうち、「諸氏系譜一」・「諸氏系譜二」としてすでに四十八冊を刊行した。

本書は、残りすなわち、「伊作氏」・「恒吉氏・石見氏」・「若松氏」・「西氏」・「忠良」・「龜山氏」・「忠将」・「忠興」・「尚久」・「久明・忠清・忠廣・久記・久房」・「歳久」・「家久」・「忠朗・久儔」・「伊久」・「始良氏」・「相馬氏」・「薩州用久」・「大田氏」・「大野氏」・「吉利氏」・「寺山氏」・「西川氏」・「豊州季久」・「平山氏」・「大島氏」・「迫水氏及吉満氏」・「義岡氏」・「志和池氏」・「友久・忠幸」・「桂氏」・「喜入氏」の計四十二冊を掲載した。

更に「源姓比志島家嫡系図一卷」及び「比志島文書巻一〜巻七」も併せて掲載した。

一 「新編島津氏世録支流系図」の文書・記録・記事はすべて、底本の順序に従って掲載し、文書には通し番号を文首に付した。「比志島文書」については、別に文書番号を付した。

一 本文の後に一括文書目録を掲げた。

一 収載された文書を、原文書や影写本等によって修正または補充する場合は次のようにした。

ア 補充部分は▽△で示した。

イ 修正や補充に使用した典拠史料の略記号は別記凡例に示した。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注は首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。

イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

ウ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示した。

一 見せ消は、その文字の左側に「ミ」を付した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 原文中の返り点や送り仮名などは省略した。

一 変体仮名は、現行の平仮名に改めたが、江・仁・茂・与など一部はそのまゝ用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き原則として底本の用字に従った。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまゝ用いた。

陳(陣) 動轉(転) 諏方(訪) 寶刀(宝) 麿(鹿兒) 樂舞(楽) 太輔(大) 玄番(蕃) 覚語(悟)
案堵(安) 由断(油) 倭哥(和歌)

一 「新編島津氏世録支流系図」・「比志島文書」について特筆すべき事項については、別に凡例を設けた。

日記雜錄拾遺諸氏系譜三 目次

解題	一
例言	一六
目次	一八
新編島津氏世録支流系図	
凡例	
伊作氏一流第一	一
伊作氏一流第二	三九
伊作氏一流第三	六八
恒吉氏・石見氏一流	九四
若松氏一流	一〇七
西氏 ⁽⁴⁴⁾ 第一	一一〇
西氏一流第二	一三五
忠良 第一	一四二
忠良 第二	一六一
忠良 第三	一七七

龜山氏一流附藤野氏	一九七
忠將一流	二〇七
忠興一流	二二六
尚久一流第一	二四七
尚久一流第二	二六九
久明 忠清 忠廣 久記 久房	二九二
歳久一流第一	三〇六
歳久一流第二	三二九
家久一流第一	三六一
家久一流第二	三七七
忠朗 久儻	三九五
伊久一流	四〇三
始良氏一流	四二五
相馬氏一流	四三一
薩州用久一流	四四二
薩州庶子大田氏	四六〇
薩州庶子大野氏	四七二
薩州庶子吉利氏	四七九

薩州庶子寺山氏	四八七
薩州庶子西川氏	四九二
豐州季久一流	四九九
豐州庶子平山氏	五三三
大島氏一流	五四七
迫水氏及吉満氏	五五四
義岡氏一流	五六一
志和池氏一流	五六五
友久 忠幸	五六九
桂氏一流	五七三
喜入氏一流第一	五八六
喜入氏一流第二	五九七
喜入氏一流第三	六一五
喜入氏一流第四	六二七
源姓比志島家嫡系図及比志島文書	
凡例	
源姓比志島家嫡系図	六三五
比志島文書卷一	六六四

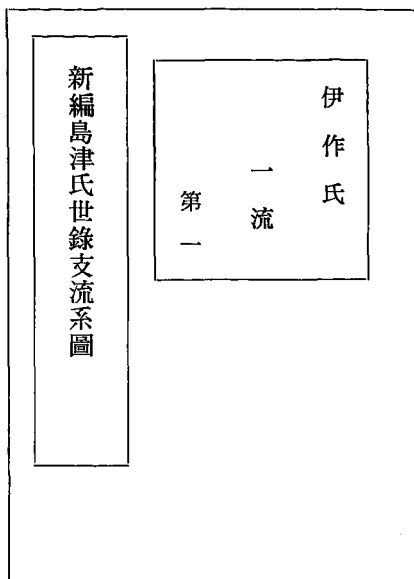
卷二	六七二
卷三	六八八
卷四	七〇九
卷五	七二三
卷六	七四二
卷七	七五一
文書目録	七五七

〔新編島津氏世録支流系図〕

凡例

- 一 修正や補充にあたっての典拠史料は次の略記号で示した。
- 旧記雜録同一文書 ⑩
- 一 文書・記事の冒頭にある「○」印は、底本の体裁に従った。
- 一 系図の野線は、原本では朱書である。

〔表紙〕



伊作氏系圖第一

『元祖』
△久長

初忠長 藥壽丸 彦三郎 三郎左衛門尉 下野
守 大隅守

○高祖忠久四代之孫忠宗公弟也、領地伊作莊、而號
伊作、爲當家藩籬之將、非菅武名之鳴國家、於天
下亦無所隱、是以將軍家之御教書・御下文珍藏者

幾多也、老父道忍有所以讓與于兩男之次序厚薄者
也、忠宗以爲嫡子、讓界守護職、忠長以爲二男、
祖父忠時承久兵亂之時、屬關東方渡於宇治川、施
譽於天下、傳名於後代、其戰場所帶之旌旗・寶刀
號綱切・鞍鐙其外重器所以讓與也、

1 『正文在卷本』

○たいくの御くたしふみ・さうてんのでつきせう
もん・かたくのえうそどもハ、そうりやうのも
とにあり、ようくの時ハ、そうりやうにあひた
つねへき也、

弘安四年四月十六日 久經（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」八二九号文書ト同文ナリ〕

2 『正文在卷本』

○ ゆつりわたす、二なんやくすに、
一しなのくにおほたのしやうのうち
かしろのかう つのくかう

一きつまのくにのうち

いさくのしやう へきのしやう

たうへきのしやうハ
ハ、一この、ち

一六てうほりかわのち三へぬし、ほりかわおもてみ

なみのハし也、

右、そりやうハ、くんこうのちなり、しそむさま
たけあるへからず、たゝし、三郎なんしなくハ、
やくすかのあとをちきやうすへし、又やくすなん
しなくして、をんなこハかりいてきたらハ、しな
のゝくにつのゝかうハかりをゆつるへし、のこり
のそりやうをハ、三郎につくへし、又三郎なんし
なくして、をんなこハかりあらハ、いかのくにな
かたのしやうハかりを、かのによしにゆつるへし、
のこりをハやくすちきやうすへき也、又ふりよの
事ありて、三郎かところめさるゝ事あらハ、やく
す申給ハるへし、みくうしハ、こ入道の時、まん
ところよりさためくたされたるしやうをまほるへ
し、のちのわつらひあらしたために、しひちにてか

きをくところ、くたんのことし、

弘安四年四月十六日

(久経)
(花押)

このゆつりしやうに、おもひわすれて、しちみや
うをかゝさるあひた、おくなのりをかきて、ハ
んをくハうるもの也、

久経 (花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一八二五号文書ト同文ナリ)

3 『寫在卷本』

○一通 やくすとのゝゆつり狀、

一通 たひくの御くたしふミ・さうてんのでつ
きせうもんよふしよハ、そうやう(り脱カ)のもとに
候よしの狀、

一通 いさくのしやうの御下文のあん、

一通 いさく・へきのしやうの御下文のあん、

一通 大納言入道殿あんとの御下文ならひにふん

こ殿・大すミ殿御ゆつり狀のあん、

一通 やくすとのゝ給はられ候あんとの御下文あ

ん、

一通 こけ御せん・やくすとの・同せんす御せん

ならひにてつきの御けちのあん四つ、以上

七つの御もんしよら、はたけやまのあま御

せんのあつからせ給ふうけとりのあん、

一通 大すミとのよりとくろくを、すりのすけ

殿にゆつらせ給ふ御状のあん、

以上八つ、

(本文書ハ「旧記雑録前編」一八二八号文書ト同文ナリ)

4 『正文在手鏡』

○將軍家政所下

可令早藥壽丸領知信濃國太田庄内神代・津農兩

郷、薩摩國日置庄母一期之後、可傳領之由・同國伊作庄地

頭職事、

右、任亡父前下野守久經法師法名道忍弘安四年四月十

六日讓狀子細載之、爲彼職可致其沙汰之狀、所仰如件、

以下、

伊作氏

弘安八年七月三日

家主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別當陸奥守平朝臣(業時)(花押)

相模守平朝臣(貞時)(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」一八六七号文書ト同文ナリ)

5 『正文在卷本』

○大すミの藥壽殿文書目六事、

合

一通 へきの庄・いさくの庄御下文、

一通 しゃう殿御副文、

以上二通、

弘安八年十月十九日 惟世(花押)

法橋御房

(本文書ハ「旧記雑録前編」一八六八号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○嶋津庄薩摩方内伊作庄就領家与地頭所務相論、雜掌預去弘安貳年二月十五日御下知處、地頭依不叙用彼御下知、可被行違背罪科由訴申間、任彼御下知、令和与条々、

一下司名得分事

中原名居屋敷并一門輩居園廿六ヶ所、此外所々名頭園拾壹ヶ所、此者下司一円也、此外百姓上家分作麦 作大豆 藍 狩 番 入物、田畠所出物等并薊取作稻、地利得分、此者建治二三・弘安元分、可糺返者也矣、

一百姓名事

任弘安御下知、可致沙汰矣、

一身代事

如弘安御下知、任員數可糺返矣、

一逃亡百姓跡稻事

同可任御下知矣、

一弘安元年色々年貢事

百姓作麦 作大豆 藍 取蘭 蕈 薦 籬 桑
代 芋代 入物等也、任御下知、可令糺返者也矣、

一領家御米事

建治二三・弘安元分、遂結解、可令糺返矣、

一檢断事

可任弘安御下知矣、

一寺社事

地頭補任以前分勘析者、任御下知、可糺返者也矣、

一狩倉事

同可任御下知矣、

一井牟田事

同可任御下知矣、

一野畠事

同前矣、

一下司給壹町所當事

於年々抑留所當者、任雜掌解、可糺返者也矣、

一 地頭屋敷内仁堀籠當庄一宮之藺壹所分可打渡事

右、件条々於所務者、任弘安御下知旨、可致其沙汰者也、次於令抑留之色々御年貢御米、下司名得分身代等者、於宰府御使前途結解、於半分者、明年五月中仁可致其弁、若雖爲一塵、過約月者、可被申行御下知違背之罪科、今殘半分者、相當于彼御米御年貢并下司名分色々得分等之程者、雖爲何箇年、可令立用地頭加徵米并色々得分等、兼又越訴事、彼抑留物等致半分弁、而取雜掌請取之後、雜掌与地頭諸共仁、可令參上者也、不取雜掌請取之程者、可闕越訴、若出雜掌請取之後、至于四ヶ月不令參上者、以訴陳可被經御沙汰、此等之次第、雖爲一事於令變改者、可被召地頭職之由、被訴申之時、不可及一論、仍和与之狀如件、

正應貳年十一月十七日 下司平正純 (花押)

雜掌僧勝道 (花押)

地頭代等

僧祐範 (花押)

沙弥了意 (花押)

『續目裡判同』

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」九二七号文書ト同文ナリ〕

7 『正文在手鏡』

○薩摩國伊作庄雜掌与地頭下野彦三郎忠長相論所務 条々事、

右、就大友兵庫入道々忍所取進之訴陳狀、欲有其沙汰之處、任弘安二年御下知条々、可致沙汰之由、去年十一月十七日、兩方出和与狀畢、然則任彼狀、可令致其沙汰也者、依鎌倉殿、下知如件、
(仰脱之)

正應三年二月十二日

陸奥守平朝臣 (花押)
(宣時)

相模守平朝臣 (花押)
(貞時)

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」九二九号文書ト同文ナリ〕

8 『正文在手鏡』

○嶋津下野彦三郎忠長代了意与越後彦三郎政國代充
高相論信濃國神代郷地頭職事、
(光)

右、訴陳狀子細雖多、所詮、大隅前司忠時領也、讓

与子息久經忠長父之刻、後家尼西忍一期之程可知行之

旨載之畢、而忠長則久經先西忍死去之時、讓給忠長

之間、給安堵御下文之由申之、光高亦西忍存生之時、

不相待一期、忠長及敵對之間、經訴訟畢、依之令讓

政國之旨稱之者、西忍存生之時、致敵對之由、光高

雖申之、無指實證、其上西忍者一期知行領主也、以

彼讓狀難備龜鏡、於忠長者、就本主讓次第相傳之条、

無相違之由所見也、然則可令忠長領知之狀、依倉殿鎌殿

仰、下知如件、

正應三年五月十二日

陸奥守平朝臣(宣時) (花押)

相模守平朝臣(貞時) (花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一八九三〇号文書ト同文ナリ)

9 『正文在手鏡』

○嶋津大隅前司忠時法師法名道佛女子尼忍覺代入蓮与甥

下野彦三郎忠長代了意相論、信濃國大田庄神代郷

内腰中村田在家事、

右、訴陳狀具書子細雖多、所詮、於惣郷者、道佛文

永二年六月二日、雖讓与于忠長亡父道忍、至彼田在

家者、同日給与于忍覺、同四年、申与安堵御下文之

由所見也、而忠長押領之旨、入蓮令申之處、讓給于

道忍所領内除仁立留田在家者、付于道忍之由、同八

年、書置後判狀畢、件狀者、道忍嫡子忠宗忠長會兄所令

帶也、可被召出之旨、了意依令申、於引付之座、召

出正文、令披見之處、彼狀者置文也、非讓狀之上、

悔返忍覺所得腰中村田在家之由、無所見之旨、入蓮

雖申之、如狀者、久時道忍俗名仁讓与所領内於除者、

久時仁付之由、書載之上、不及子細、而忍覺當知行

經廿余年之旨、入蓮又雖稱之、當郷者、就道佛文永

二年讓狀、後家尼西忍一期令知行、正應二年死去畢、

仍不過年記之由、了意所申有其謂坎、然則、於件田

在家者、任道佛文永八年狀、忠長知行不可有相違者、

依鎌倉殿仰、下知如件、
正應五年四月十二日

陸奥守平朝臣(宣時) (花押)
相模守平朝臣(貞時) (花押)

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編」九五四号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○嶋津御庄薩摩方内伊作庄同日置北郷領家与地頭下
司名主兩職相論和与事、

右、件下司名主兩職者、可爲領家進止之由、建長・弘安闕東御下知分明之處、地頭致越訴之間、雖番訴陳、以和与之儀、下司名主兩職之越訴、地頭永止之畢、但又、就和与之儀、被避与宮内・伊与倉・今田參箇名名主職於地頭者也、至有限之所當年貢課役等者、任先例、地頭可令弁濟于領家方者也、若雖爲一塵致懈怠者、相觸正員之刻、不被叙用之者、領家被悔返件名々等之時、不可及一口之論者也、但、於宮内名神主職、宮内神田寺田等者、爲領家進止之間、地頭敢以不可相縊者也、此外田所惣公文屋敷田島等之地、本依爲領家進止之地、同地頭不可相縊者也、

『正文在卷本』

〔本文ハ、「旧記雜錄前編」九五八号文書ト同文ナリ〕

地頭代沙弥了意 (花押)
雜掌僧勝道 (花押)

又件宮内神田寺田并田所惣公文屋敷田島等之境者、可任先例、此外至蘭等之亭代桑代者、領家被避与于地頭畢、今殘伊与倉・今田名内寺田神田等、同地頭不可相縊者也、乍出此和与狀、若地頭猶於企越訴者、可被申行地頭於御下知違背之罪科也、其時不可及一口之論者也、又雜掌寄事於左右、雖經訴訟、非沙汰之限、仍和与之狀如件、

正應五年十一月卅日

○嶋津御庄薩摩方内伊作庄同日置北郷領家与地頭所
務相論条条和与事、

一桑代事

右木者、拾本内、領家方七本、地頭分參本之条、
度度御下知分明也、而年貢者、木別貳拾文令宛取

之處、地頭押取肆拾文云々、爲安堵百姓等、向後木別可爲參拾文也、若背此狀者、可被申行御下知違背科者也矣、

一檢斷事

右、竊盜口舌輕罪者、爲庄廳之沙汰、可令安堵土民之由、嘉祿・弘安・正應關東度御下知分明之上者、爲庄廳之沙汰、可被安堵土民者也、若又雖有此外之犯科、不糺定犯否輕重之程、地頭無左右取質身代、致非分之沙汰者、可被行御下知違背之由、被訴申之時、不可及一言論者也矣、

一 地頭得分雜掌下司抑留等事

右条々、和与之上者、地頭永令停止訴訟畢矣、

一 建治二三・弘安元二三、御米并色々御年貢、寺社

勘新身代、下司名得分等地頭抑留事

右条々、和与之上者、雜掌可止訴訟者也矣、

一 入藍事

右、領家方、任先例、以參尺五寸圍繩、被徵納之上者、地頭同不可相違者也、此外藍閭(アヲ)以下事、可

任先例、若地頭致非法者、可被申行罪科矣、

以前条々、和与如件、凡當庄所務事、弘安二年二月十五日、雜掌預御下知之處、地頭令違背之間、就雜掌之訴、正應二年兩方和与畢、而地頭違犯彼狀之旨、雜掌被訴申之間、雖被申賜關東御注進、条々相互重令和与畢、向後於所務条々者、守正應二年并令和与狀、雖爲一事、不可令違犯、若於令變改者、可被召地頭職之由、被訴申之時、不可及一論者也、又雜掌寄事於左右、雖經訴訟、非沙汰之限、仍和与之狀如件、

正應五年十一月卅日

地頭代沙弥了意 (花押)

雜掌僧勝道 (花押)

『裏書』

「爲向後證文、奉行人所加判也、

采女佐三善 (花押)

沙弥 (花押)

『續目裡判右同』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九五七号文書ト同文ナリ〕

『寫在卷本』

○さてもこのいたわりなんきに候て、たすかるへし
ともおほえす候あひた、申おき候、ゑちうのふす
まへのほうの事、下ふすまへハ、たうちきやうし
て候へとも、とくふんもうみやうむしつニ候うゑ、
しゆこのうちニ候なる山田と申候なる仁、いらん
をなし候よし申候、上ふすまへの事ハ、ほんしゆ
さりわたさす候しあひた、御けうしよを申なして
候し、かやうの事とも、子共候へとも、かいく
しきわかたうなんとも候ハす候、いよくしやう
たいあるましく候あひた申候、いつれもく御さ
た候て、御ちきやう候て、こともふちし候て給候
へく候、御下文の正文まいらせ候、御さいきやう
候へハ、ハんしたのミたてまつり候、いたわりく
わきうニ候て、くハしからす候、恐く謹言、

二月十九日 『山田式部少輔』 忠継

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九六一号文書ト同文ナリ〕

伊作三郎左衛門尉殿

『正文在手鏡』

○薩摩國伊作庄雜掌勝道与地頭下野彦三郎左衛門尉
忠長代了意相論所務事、

右、就大友兵庫入道と忍去年十月廿日注進狀、欲有
其沙汰之處、去月卅日兩方出和与狀畢、然則、任彼
狀、兩方可令致沙汰也者、依鎌倉殿仰、下知如件、

正應五年十二月十六日

陸奥守平朝臣(宣時) (花押)

相模守平朝臣(貞時) (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九六三号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○薩摩國伊作庄地頭下野彦三郎忠長代了意与雜掌勝
道相論下司名主兩職事、

右、庄務條と、就雜掌訴訟、有御沙汰、弘安二年被

裁許之時、彼兩職依被付領家方、地頭越訴之間、重有其沙汰之處、去年十一月卅日、兩方所進和与狀也、如狀者、彼兩職者、地頭永止訴訟訖、但、宮内・伊豫倉・今田三箇名と主職者、除佛神田神主職并公文田所屋敷田島等、所避与地頭也、年貢課役不可懈怠云と者、此上不及子細、相互守彼狀、向後無違乱可致沙汰也者、依鎌倉殿仰、下知如件、

正應六年正月十三日

陸奥守平朝臣(宣時) (花押)

相模守平朝臣(貞時) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九六五号文書ト同文ナリ)

15 『正文在手鏡』

○雖未入見參候、自小嶋入道殿、懇勲ニ蒙仰候之間、無左右令申候、御名國司事、關東御教書正文を六波羅殿入見參候て、以奉行人被進 公家候之条、御沙汰法候、以案文申沙汰、無先例候、念と請正文御代下、雖無御在京候、以下申給候ハ、申沙

汰仕候て、可被進聞書候、小嶋入道殿御口入之上、禪門御方へ、無内外申承候之間、一切不可存等閑候、恐と謹言、

二月一日

沙弥寂一「無判形」

謹上 下野彦三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九六六号文書ト同文ナリ)

16 『正文在手鏡』

○大工宗仲与嶋津下野三郎左衛門尉忠長代景光相論御所造管用途事、

右、訴陳之趣子細雖多、所詮、建治三年御所造管時、忠長父下野前司于時修理亮所課用途二百五十三貫七百文、致未進之間、以所領信濃國大田庄内津野郷、大工宗親宗仲父三箇年可知行之由、令契約畢、如證文者、一年中年貢二百貫、三箇年之間所入置也、一年中二百貫有相違者、今二箇年可被知行云と、就彼狀三ヶ年知行條、宗仲無論、爰所濟不足于二百貫之間、任證文、所殘二ヶ年可知行之由、

『正文在巻本』

○へきのちとうしきの事、

こしもつけの人道のゆつりしやう、ならひにくわ
んとうあんとの御くたしふみにまかせて、あまい
ちこかほどハ、ちきやうしてのちにこそ、その

(本文書ハ、「旧記雜録前編」一〇〇一号文書ト同文ナリ)

宗仲雖申之、如景光所進弘安四年三月廿一日下知
狀者、信濃國津野郷事、以新造御所御持佛堂廊用
途不足、久經代限年紀去与宗親畢、而宗親雖申子
細、知行三ヶ年無相違上者、可返給于本主久經云
々者、非下知狀之由、宗仲雖申之、就相論被是非
之上、不及異儀、且弘安四年之成敗難改替之之間、
宗仲之訴訟、旁非沙汰限之狀、依仰下知如件、
永仁三年七月廿九日

右近將監藤原(花押)

散位藤原朝臣(花押)

前出羽守藤原朝臣(花押)
(二階堂行藤)

『寫在山田七郎右衛門久通』

そりやうにてハあるへきにて候へとも、さいふけ
いこなんとせられ候へハ、いかうにうちまかせた
てまつり候、ゆつりしやうにハ、あまいちこのの
ちとこそ候へとも、けいこ大事の事に候へハ、い
まよりゆつりわたし候ところ如件、

永仁五年三月十八日 比丘尼忍阿(花押)

(本文書ハ、「旧記雜録前編」一〇〇六号文書ト同文ナリ)

○嶋津庄内知行分事、所被止領家一乘院所務也、於
有限佛神事用途并本家年貢者、任先例、可致沙汰
之狀、依仰執達如件、

永仁五年七月五日

陸奥守御判
(宣時)
相模守御判
(貞時)

嶋津式部丞跡
(殿カ)

同下野彦三郎左衛門尉殿

(本文書ハ、「旧記雜録前編」一〇〇九号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○警固番役事、先く分不被取書下云々、所詮、毎年

勤仕之条、無相違之上者、不及子細欵、可被存此

旨候、恐々謹言、

永仁五

八月十五日

忠宗（花押）

下野彦三郎左衛門尉殿

〔本文書へ、旧記雜錄前編「一〇二」号文書ト同文ナリ〕

『正文在卷本』

○警固番役事、夏三ヶ月被勤仕候了、仍執達如件、

永仁六

七月十日

忠宗（花押）

下野彦三郎左衛門尉殿

〔本文書へ、旧記雜錄前編「一〇三」号文書ト同文ナリ〕

『正文在卷本』

○伊達判官代入道念性女子尼妙海代定佛与嶋津下野

三郎左衛門尉忠長代景光、相論信濃國大田庄神代

郷内中尾村事、

右、訴陳狀子細雖多、所詮、如妙海所進大隅入道道

佛正嘉二年十一月廿四日狀者、南殿仁親久於者志候

之上、志深久見佐世給候倍者、信濃國大田乃神代乃

中尾乃沙汰者世佐世可給候、所乃物共此様於可存知

也、穴賢云々、如狀者、一旦計付當村事之由所見也、

難稱讓狀、而道佛後家尼西忍者、依爲妙海之伯母、

以彼狀、自正嘉至于正應四年、三十余年知行之由、

妙海令申之處、道佛娘尼忍覺扶持妙海之間、不限當

村、宛給自余屋敷名田之上、西忍一期依令領掌、中

尾村爲芳恩、自然雖送年月、正應二年西忍死去之後

改易之由、忠長申之、妙海不得別田屋敷、無扶持儀

之由雖稱、如忠長所進妙海書狀等者、件村事、令懇

望之、忠長亡父下野前司久時忍覺等、依相親同家之

由、妙海承伏之間、旁以爲芳恩之由、忠長所申非無

謂、仍妙海之訴訟、非沙汰之限者、依鎌倉殿仰、下

知如件、

永仁六年九月三日

陸奥守平朝臣（宣時）
（花押）

相模守平朝臣(貞時) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二五号文書ト同文ナリ)

22 『正文在巻本』

○中尾村事、八月廿八日御引付問合仕候、九月三日合御評定、無別子細、被下御下知候了、仍案文令書進候、是にての御沙汰共者、御文書等存知之分者、相沙汰仕候て御下知申給候了、國にての御沙汰、何躰候らんと、無心本相存候、伊作庄御沙汰者、御下知下事候間、ゆゝしき御大事候、能く御了簡候て、可有御番候、如先くニ僻義など申候ハ人々く、難治候事候、所務事、御下知顯然ニ候に、御代官非法仕候之由承候事、歎存候、能く可有御斟酌候、以此旨可有御披露候、恐く謹言、
九月廿五日 左衛門尉盛景 (花押)
進上 姉崎八郎右衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二六号文書ト同文ナリ)

23 『正文在手鏡』

○伊作殿警固御番役事、爲御代官、令勤仕給候早、

恐く謹言、

正安元

十月廿日

(酒匂)

本性 (花押)

實相御房

『右横折之裏ニ有之』

「いさくけいこはんのうけとり」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇四二号文書ト同文ナリ)

24 (回伊作家人長譜中)

○豊後國檢断事、去六月廿四日關東御教書如此、守護人相共、可被致嚴密沙汰也、仍執達如件、

正安二年十一月廿六日 前上總介(実政) (花押)

下野彦三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇五五号文書ト同文ナリ)

25

『正文在手鏡』

○豊後國津と浦と船事、爲被鎮海賊、不論大小、隨

船見在、輒難削失之樣、彫付在所并船主交名於彼船、來月中可被注申員數、且有海賊之聞者、守護地頭沙汰人等、構早船、不廻時刻、可令追懸、然者、乘人者縱赴陸地、雖令逃脫、至船者令弃置之時、船主之所行欵、他人之借用欵、尋明之者可露顯之故也、又追懸之時、下知及不合力之輩者、可被注進交名、仍執達如件、

正安三年三月廿七日 前上總介(美政)(花押)

下野彥三郎左衛門尉殿

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一〇五七号文書ト同文ナリ)

26 『案文在卷本』

○嶋津下野三郎左衛門尉忠長謹言上、

所領薩摩國伊作庄分限厄弱上者、且依重役勞、且任傍例、預御計、弥欲抽異國警固忠勤間事、件条、亡父下野入道道忍、去建治元年被仰付警固役、被差下鎮西畢、而道忍弘安七年、於役所死去之後者、雖爲不肖、宛于身二十余箇年、令勤仕彼

役畢、加之、豐後國守護上使事、被仰付之日、雖可令言上無力之由、辞退之条、依有其恐、謹期後訴、同所致沙汰也、爰當庄者、田數百余町也、爲領家進止地之間、有名無實之上、除佛神人給田、所殘地頭得分給加徵最少分也、其上薩州与筑州宮崎役所者、其堺爲遠遠之處、當所爲領家進退之地、不及召仕人夫官駄、旁以難令合期之条、可足御邊迹者哉、且防戰要害之習、云親類、云郎從、不令扶持者、難達戰場之本意、愁訴之至何事如之哉、且如傍例者、就欺申不階之子細、浴御恩之族在之、然早被優年來重役之勞効、且任傍例、預御計、弥欲致警固之忠節、仍恐言上如件、

嘉元三年二月 日

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一〇七九号文書ト同文ナリ)

27 『案文在卷本』

○嶋津下野三郎左衛門尉忠長謹言上、

欲早宛給嚴蜜御教書、弥抽吳國警固忠勤子細事、

『案文在卷本』

○奉 寄進上山熊野三所權現新田事、

坪浮免捌段町内西方六段

『正文在手鏡』

件条、亡父下野入道と忍、去建治年中、被仰付警固役、被差下鎮西之間、忠長令隨逐、罷下之處、弘安七年道忍死去之後者、宛于身廿余年、令勤仕彼役了、而未下預御教書之間、所令言上子細也、然早宛給御教書、弥欲致防戰之忠節矣、仍恐と言上如件、

嘉元三と十九

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇八二号文書ト同文ナリ)

○異賊防禦事、早居住鎮西所領、凶徒令襲來者、可

致防戰忠之狀、依仰執達如件、

嘉元三年六月廿日

相模守(前時)
(花押)

下野彦三郎左衛門尉殿

『寫在卷本』

右、於田地者、停止万雜公事、所奉寄進也、仍至于子と孫と、可被致丁寧之祈禱之狀如件、

嘉元三年十月十三日

左衛門尉藤原忠長

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇九二号文書ト同文ナリ)

○おほたのしやう神代郷井つものかうりやうけねんくゝのゐんすの事、

神代郷分十疋内いまハ八疋代廿貫文

なかをの村十二貫文

つものかう本ハ八疋、いまハあつかうわよのち

ハ五疋代十二貫文

以上四十四貫五百文

右、注進如件、

嘉元三年十月 日

『裏ニ有之』
「つものかしろのりやうけねんくの注文」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇九三号文書ト同文ナリ〕

31 『正文在卷本』

○宛給薄葉四郎兵衛尉景光神代郷御代官職事、然者、每年中仁不立申早魁水損、可被運上御用途并色々弁物注文、

一除分

一領家季貢 貳拾玖貫五百文 神代郷并中尾分也、

一下司給參丁陸段 一荒居在家拾捌間

一下司得分糶玖石壹斗貳舛、錢貳貫柒百五十文

一酒匂左衛門尉給中尾分

此外自來丁未季每年可有運上御得分事、

定錢肆百貳拾貫文

一御馬褌四帖 一節季塩引鮭九尺

一筋子拾貳 一差繩拾房

右、於彼御季貢内參百拾貫文并色々物等者、每年無懈怠十一月中仁、國元江可進沙汰、殘於糶代百貫文

者、翌年五月中仁、國元仁可致沙汰之狀如件、

嘉元參年十一月十一日 景光(花押)
〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇九六号文書ト同文ナリ〕

32

『正文在手鏡』

○警固事、自去正月至今月但七八月不參被勤仕候畢、仍

執達如件、

嘉元三

閏十二月廿九日

(酒匂) 本性(花押)

下野彦三郎左衛門尉殿御代官

『右横折裏ニ有之』

『警固役書下嘉元三』

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一〇〇号文書ト同文ナリ〕

33

『正文在手鏡』

○薩摩國伊作庄日置北郷地頭下野彦三郎左衛門尉忠

長代定恵与同郷下司日置弥太郎忠純相論、又太郎

男同妻子一類事、

右、男等、依引流其身、令服仕之處、自應長元年、

逃籠忠純領日置庄畢、雖可訴申守護所、依爲縁者、

無其儀之旨申之間、尋下之處、如忠純代資家陳狀者、又太郎男同妻子等事、可召渡之由雖申之、不請取云々、爰如定惠所進延慶三年三月十日又太郎狀者、申請米六斗事、來秋以六利可弁、過十一月者、以此狀爲引文、可被召仕云々、如同人所進同年六月五日又太郎并又五郎狀者、稻三十四束內各十七束所申請也、以六利來秋可弁質物者、又五郎身又太郎妻同子夜又女等所入也、過十一月者、引流云々、然而、彼負物勤合質人之處、人別爲貳石內坎、如被定置者、難取流其身之間、爲忠純沙汰、以一倍可糺返焉者、依仰下知如件、

正和三年七月十六日

前上總介平朝臣(政類)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七四号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○嶋津下野彦三郎左衛門殿名國司功錢事、

合捌拾貳文者、

右、用途者、本光房上洛之間、唯寂房爲代官、且所請取之狀如件、

正和三年十月十一日

久米寺雜掌代僧唯寂(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七八号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○薩摩國伊作庄地頭下野彦三郎左衛門尉忠長代行
長申小船壹艘事、

右、如訴狀者、當庄住人弥平五以下輩、對同國市來院住人志布志入道、令借用小船一艘之處、件船於海路破損畢、而彼入道後家尼、帶在所領主市來孫太郎家貞代七郎入道如道舉狀、以智淨證爲代官、觸訴當庄領家代勝道之間、爲船代、引渡得善法師一類三人於如道之後、經十六箇年之處、彼尼又企紆訴及違乱云々、仍爲糺明、可召進件尼・同淨證等由、度々被仰家貞之處、無音之間、以頼娃次郎(門脱力)左衛尉久純・鮫嶋彦次郎家藤等、重加催促之處、如久純等執進今年七月二日・同十六日家貞請文者、

『正文在卷本』

○請取 任官用途事、

合玖拾捌貫文者、

右、件用途者、嶋津下野三郎左衛門尉殿名國司用
途也、且於鎌倉所請取之狀如件、

正和三年十二月廿三日

久米寺雜掌代唯寂(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一八三号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○嶋津下野彦三郎左衛門殿名國司功錢事、

合貳貫文者、

右、用途者、本光房上洛之間、唯寂房爲代官、且
所請取之狀如件、

正和四年九月十日 久米寺代官僧唯寂(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一八六号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○請取 功錢事、

合伍十貫文者、

右、功錢者、嶋津下野彦三郎左衛門尉殿名國司用
途也、仍所請取之狀如件、

正和五年十月三日 久米寺唯寂(花押)

『右在上書』
「御功錢請取五十貫文」正和五十三

久米寺僧

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一九二号文書ト同文ナリ)

○和与

嶋津庄内薩摩方伊作庄同日置北郷雜掌法橋信宗与地頭下野彦三郎左衛門尉久長代沙弥道慶相論、年貢以下所務條々、

一宮内・今田・伊与倉三箇名御年貢課役事

右、御年貢課役、於庄家兩方沙汰人等寄合天遂結解、定員數相分均等、參箇年中可令究弁矣、

一檢見檢注事

右、檢見檢注、任嶋津庄例、兩方寄合遂其節、守取帳之旨、可定損得、但、檢注使人數者、可爲領家方上下拾人、地頭方上下伍人也、次沙汰人等、或号他行、或稱指合、閣檢見之時者、當日雜事無用之条、爲百姓等煩費之間、向後者收納使并地頭代、令現在者、不顧闕如之輩、可遂其節也矣、

一加徵米收納事

右、收納、止高納之儀、可用斗桶也、更不可有異儀矣、

一牧野事

右、牧野、依爲無要之山野、馬少々雖放置、以和与之儀、向後永令停止畢矣、

一本百姓逃亡跡地頭方課役事

右、百姓跡、以和与之儀、地頭方課役等、招居百姓之程者、名主可令勤仕也、但、向後地頭不可致非法矣、

一木庭山等下地事

右、木庭山等、相互雖及相論、爲田尻・中里兩名内否、爲伊与倉名内否、於庄家糺明本跡、有實證者、可避渡領家御方也焉、

一地頭方入物坊士等事

右、入物坊士、止新儀、可任先例也、更不可有異儀矣、

一蘭牟田事

右、蘭牟田、雖及相論、以和与之儀、地頭不可相綺之上者、不可有子細矣、

一地頭狩事

右、狩者、相互雖及相論、爲百姓安堵、以和与之儀、每月定四箇日之上者、不可有違犯矣、

一濱寄物支配事

右、寄物、雖及相論、以和与之儀、可爲領家拾分柴、地頭拾分參矣、

一枯木燒桑之代并芋代事

右、芋代桑代者、不謂逃死亡并現在、每年遂檢見、可收納之上者、不可有異儀矣、

一逃亡死亡跡作毛事

右、作毛、領家參分貳、地頭參分壹、可分取之由、被載先御下知畢、然而、向後爲撫民之儀、相分年貢加徵分限於兩方、於所殘者、可給与名主、且牛馬鳥鹿未滄失以前、可令支配者也矣、

一田尻名領家米事

右、名内田島、兼一兼二字有權耕作分所當米、正安元年以來分、於庄家名主沙汰人相共遂結解、於未進者、自當年至明年貳箇年中、可令究弁、至下地者、可去出領家方者也矣、

一上家分地頭召仕由事

右、上家分、自元不召仕之上者、相互不可有新儀矣、

一今田名内若王子敷地事

右、敷地、奉爲 公家關東御祈禱、地頭以荒野之地、雖寄進若王子、於領家御得分者、不可有違犯、

一宮内名市庭事

右、市庭、可取領家御年貢之由、雜掌雖訴申之、以和与之儀、永止訴訟之上者、不可有領家方之綺矣、

以前條々、雖番訴陳、以和与之儀、止訴訟畢、所務條々、兩方共、且任度々御下知和与狀之旨、且守今度和与狀之趣、可致沙汰也、条々内、雖一事地頭令違犯者、任先和与狀之旨、可被悔返宮内・今田・伊与倉三箇名下地、所詮、雖一事、背和与狀者、相互可被申行御下知違背之罪科也、仍和与狀如件、

文保元年六月十七日 地頭代沙弥道慶(花押)

雜掌法橋信宗（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二〇四号文書ト同文ナリ〕

40 『正文在手鏡』

○檢納 嶋津庄内薩摩方伊作庄同日置北郷、正和元

二兩年和与領家御年貢以下色と濟物代錢事、

合參佰貫文者、

右、御年貢以下色と濟物、就和与之儀、所出皆納

返抄也、仍狀如件、

文保元年六月十九日 雜掌信宗（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二〇六号文書ト同文ナリ〕

41 『正文在卷本』

○ 又いさく・へきのちとう御しよむてうくわ

よの御きよ狀のあん、又正わくわん・二兩年

のいさくのしやうりやうけねんくの代三百く

わん文のをくりふみのあん、

進上仕候御もんしよの事たし京都にて

一つ いさくのしやう并へきのほかうのちとう御し

よむいけてうくわよ狀の正文文保元年六月十七日

一つ あつか所ちくこ房かのしよむいけてうくわの

事きよ狀正文同年同月十九日

一つ 同あつか所ないくの御返事正文同年同月同日

一つ 同いさく・へき、正わくわん・二兩年のりや

うけねんくいけ、いろくのせいもつらの代、

せに三百くわんもんかうけとり、同あつか所

のさしやうの狀也、正文同年同月同日

一つ 同あつか所かさねて進する狀正文同年同月同日

一つ 同あつか所たうけいにたふ狀正文同年同月同日

一つ 同あつか所のさしやうの返狀正文

十貫の御心さし給由事
同年六月九日

以上七つ

文保元年八月廿五日 たうけい（花押）

『右上書ニ有之』
「きやうにてのわよの御もんしよら、
又同御もんしよのもく六」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二二二号文書ト同文ナリ〕

○ 嶋津庄薩摩方伊作庄日置北郷正和元・貳兩季年貢事、

右、正和元年止領家所務、雖被付地頭、就同貳季關東御教書、可致弁之旨、成施行之刻、如所執進地頭下野三郎左衛門尉久長之今年六月十九日雜掌信宗請取者、檢納嶋津庄薩摩方伊作庄日置北郷正和元・貳兩季領家与御季貢色色濟物代錢事、合參佰貫文者、右御季貢以下色色濟物、就和与之儀、所出皆納返抄也云云、被尋問實否於在津雜掌阿淨之處、如同八月廿一日請文者、當給主方雜掌信宗以和与之儀、於京都請取之由、去六月十九日、出皆濟返抄候歟、委細旨見彼狀云云者、皆濟返抄無異論、然者、任請取狀、不可有相違焉者、依仰下知如件、

文保元季九月二日

遠江守平朝臣(隨時)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二五号文書ト同文ナリ)

○ 嶋津庄薩摩方伊作庄同日置郷雜掌信宗与地頭下野彦三郎左衛門尉久長代忠國、相論年貢以下所務條條事、

右、就雜掌訴訟、有其沙汰之處、兩方令与与畢、仍帶今季七月廿三日本所狀并久長舉狀、可預裁許之由所申也、此上不及異儀、早彼狀、相互可致沙汰矣者、依仰下知如件、

文保元年九月廿四日

遠江守平朝臣(隨時)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三二九号文書ト同文ナリ)

○請取 功錢事、

合柒十貫文者、

右、下野三郎左衛門殿功錢、所請取之狀如件、

文保元年十一月廿八日 唯寂(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三五号文書ト同文ナリ)

『寫在卷本』

○嶋津御庄内薩摩方伊作庄雜掌法橋承信并下司高純

謹言上、

欲早被与奪當庄本訴奉行人安富三郎貞泰方、被

經御沙汰、被召上同國阿多郡北方一分地頭隱岐

三郎^{不知實名}、被究御沙汰測底、任傍例蒙御成敗、

當庄入來別府名内大牟礼并大野名内塩道上毛夜

木瀬任和田名内橋牟礼狼野津波牟礼以下所々、

打越往古境、去正安三年以來令押領条、更不可

遁所當罪科子細事、

副進

一通 立券狀案文治四年十月日

右、當庄者、爲 本家近衛殿・領家一乘院家御領

進止之地也、而隱岐三郎任雅意、打越往古之境、

令押領之上者、早被与奪安富三郎方、被召上被隱

岐三郎、被經傍例御沙汰、爲蒙御成敗、仍粗恐々

言上如件、

文保參年六月 日

〔本文書ハ「日記雜錄前編」一二二五七号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○伊作庄同日置北郷所務条々事、以信宗法橋、令和

与候了、於領家御舉狀者、念可下遣宰府雜掌承信

法橋之許候、定令申沙汰候坎、可得御意候、恐々

謹言、

六月十九日

行壹（花押）

謹上 伊作日置地頭殿御報

〔本文書ハ「日記雜錄前編」一二二五八号文書ト同文ナリ〕

『寫在卷本』

○薩摩方伊作庄雜掌承信・高純等申當庄入來別府境

事、重訴狀如此、隱岐三郎背兩度催促無音云々、

所詮、尋問實否、載起請之詞、可被注申也、仍執

達如件、

元應元年九月廿日

前遠江守御判

在國司入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二二六号文書ト同文ナリ〕

48 『正文在手鏡』

○八月廿日御教書、同九月廿日御教書訴狀、十一月二日同日到來、謹拜見仕候畢、抑薩摩方伊作庄雜掌承信・高純申境事、任被仰下旨、以一瀨弥次郎入道見佛、急速可令明申候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元應元年十一月三日

藤原行雄請文

〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二二六号文書ト同文ナリ〕

49 『正文在卷本』

○薩摩方伊作庄雜掌承信・高純等申當庄入來別府境事、任被仰下之旨、相觸隱岐三郎候之處、請文如此候、仍令進上候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元應元年十一月五日

沙弥道雄請文

〔名之裏ニ有〕〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二二六号文書ト同文ナリ〕

50 『寫在卷本』

○号嶋津庄内薩摩方伊作庄雜掌承信并下司高純等、掠訴申候同國阿多北方地頭隱岐三郎行雄、當庄入來別府名内大牟礼并大野名内塩道上毛夜木瀨任和田名内橘牟礼狼野津波牟礼以下所々、打越往古堺、去正安三年以來押領由事、此条無跡形不實候、於當方者、隱岐常陸前司入道行日行雄外曾祖父、去建長年中拜領以降、至于行雄、代々七十余年之間、相傳知行無相違地也、仍先々預所下司等、敢以不申子細處、承信・高純等、今度始而及掠訴之条、希代事脱カ奸謀、何如之哉、且於當庄者、近衛殿御領也、其子細承信等書載于本解狀之早、至阿多郡者、大宰府領也、号彼雜掌右衛門尉成守、當時一番御手、爲攝津式部房實胤奉行、年貢事所令番訴陳也、凡如此領家各別之地塚相論事、如傍例者、可爲聖斷候上者、承信等奸訴、不可及執御沙汰候、以此旨、

可有御披露候、見佛恐惶謹言、

元應二年二月八日 阿多北方地頭代沙弥見佛(二瀬)

請文
在裏判

『裏書判無之』

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二七〇号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○ 嶋津大隅守久長代頼秀與薩摩國伊作庄下司孫四

郎高純相論、正和元・二領家年貢事、

右、如久長代訴狀者、正和元・二領家年貢、庄家

未進雖多之、應関東御教書、去文保元年六月十九

日、於京都爲地頭沙汰、令勘渡之、取皆納請取、

預御下知訖、將又、高純代道入請文分明之上者、

所經入年貢可糺返云云、如高純代重通陳狀者、於

正和元・二兩年領家年貢者、地頭糺返之、至所務

者、可去渡之由、就被成進関東御教書於領家方、

云所務、御年貢、被致其沙汰者也、頼秀所進請文

者、正和二年領家米進(本脱カ)云云、請文與訴狀令參差畢、

可致弁者、對於領家方可致沙汰云云、爰如頼秀所

進正和三年二月十一日下司代道入請文者、伊作庄

領家御米、岩富未進斗子九合延定、捨石捌斗米、

領家方仁彼御米被打渡候之時、結解仁可逢云云者、

高純請取二問狀之後、無音之間、三箇度雖書下、

終以不出帶陳狀之条、亘遁違背之咎、加之、久長

對領家方皆納之間、先日被裁許之處、何彼年貢可

弁領家之旨、可遁申哉、然則、任注文旨、可糺返

也焉者、依御下知如件、

元應二年十一月六日

前遠江守平朝臣(隨時)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二八三号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○ 嶋津大隅前司久長申出家暇事、注進狀披露訖、所

詮、所勞難治云々、所被免許也者、依御執達如件、

元亨三年五月十日

相模守(高時)(花押)
修理權大夫(貞顯)(花押)

武藏修理亮殿^(英時)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三六号文書ト同文ナリ)

53 『正文在手鏡』

○嶋津大隅守久長代道慶申、薩摩國伊作庄正和元・

二領家年貢事、重訴狀如此、被裁許之處、不叙用

云々、任先下知狀、可令糺返也、仍執達如件、

元亨三年五月廿九日 修理亮^(英時)(花押)

^(頭姓高懸)
下司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三八号文書ト同文ナリ)

54

『正文在手鏡』

○嶋津大隅守久長代道慶申、薩摩國伊作庄正和元・

二領家年貢事、重訴狀如此、裁許之後、雖加催促、

下司不叙用云々、任先下知狀、可糺返之旨、可被

相觸之、不事行者、載起請之詞、可被注申候、仍

執達如件、

元亨三年七月九日 修理亮^(英時)(花押)

澁谷新平次殿^(重基)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三四九号文書ト同文ナリ)

55 『正文在手鏡』

○出家暇事、今年五月十日関東御教書如此、可被存

其旨也、仍執達如件、

元亨三年九月五日

嶋津大隅前司殿^(久長)

修理亮^(英時)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三六七号文書ト同文ナリ)

56

『正文在手鏡』

○所從宗太郎男事、帶嘉元四年八月廿五日兩通證文、

可被召渡之由、大隅國河俣拯入道禪心代篤範就訴

申、有其沙汰之處、彼狀等義理相違之上、篤範爲

訴人難澁、不遁其咎、加之、於件男者、禪心出避

狀畢、訴訟之趣無謂之間、所被棄捐也者、仍執達

如件、

元亨三年九月十二日 前參河守(花押)

嶋津大隅守殿^(久長)

(本文書ハ「日記雜録前編」一三三六九号文書ト同文ナリ)

57 『案文在巻本』

○御もんそのもくろくの事

合 ゑらひいたすにまかせて、これをかくほとに、したいふとうなり、

一つう いさく・へきのしやう御あんとの御くたし

ふミの正文、大すミのすりのすけとの御給

けんち二ねん八月廿七日、

四つう 御りやうの御くたしふミ一つう、てつきの

御ゆつりしやう二つう、ちんせい御かきく

たし、みな正もん、これらハほんたの五郎

さへもんかまくらへもちてのほるあひた、

うけとりをそゑをくところなり、

一つう ちんせい御けうぞ、さきやうとの御くたし

御つとめあるへき事、正もんハほんたさへ

もんをなしくもちてのほる、

二つう しやうとの、御しやうの正もん、御りやう

御あんとの事、

一つう かんしろのかうの御けちのしやうもん、ち

とうしきの事、正をう三年五月十二日、

一つう をなしきかうのうちこしなかむらの御けち

の正もん、正應五年四月十二日、

一つう かんしろのかうのうちの中をのむらの御け

ちの正文、

一つう 御所さうゑいようとうの御けちの正もん

永仁三年、
七月廿九日、

一つう ことゝ御しやうの正もん、

御もんその御ようの時ハ、そうりやうに申

さるへきよしの事、こうあん四年四月十六

日、

一つう 大かたとの、御しやうの正もん、へきのし

やうの事、永仁五年三月十八日、

一つう たいなこんにうたうとの、あんとの御くた

しふミ、ならひニふことの、大すミとの、

御ゆつりしやうのあん、嘉祿三年十月十日、

一つう いさくのしやうの御くたしふみのあんけんきう

三年十月、
廿二日、

一つう 大すミとの御おきふミ、ならひにいましめ
のしやうのあん、文永二年六月二日、

一くわん八つう いさくのしやう永仁五年ほんしよの
ねんくわよもつのうけとりの正もん、

一つう いさく・へき、正わ元・二りやうねんのり
やうけねんく三百貫のうけとりの正もん、

文保元年六月十九日、

一つう 御けちの正もん、文保元年九月二日、
いさく・へきのりやうけ、ねんくわきまふ
る事、

一つう いさく・へきりやうけちとうのわよのしや
うの正もん、正をう五ねん十一月卅日、

一つう をなしきりやうけちとうのわよのくわんと
う御けちの正もん、正をう五年十二月十六
日、

一つう くわんとう御けちの正もん、りやうけちと

うわよにつきて、三かミやうをちとうハう
にさるゝ事、

一つう をなしきりやうけちとうわよのしやうの正
もん、正をう五年、

一つう くわんとう御けちの正もん、
りやうけちとうのわよにつきてなる、

一つう いさくのしやうの所むいけ、りやうけちと
うのわよしやうの正もん、

一つう いさく・へきの所むてうくの事、りやう
けちとうのわよのしやうの正もん、文保く
わんねん六月十七日、

一つう をなしきりやうけちとうのわよにつきてな
さるゝちんせいの御けちの正もん、文保元

年九月廿四日、

一つう いさくのしやうのりやうけの狀のしやうも
ん、七月廿三日、

一つう をなしきしやうの正もん、さいふにさしや

『本文書ハ、旧記録前編「二三九一号文書ト同文ナリ」

元亨三年三月十三日

一つう うせうしんほけうをくたして、きたをいたすへきよしの事、六月十九日、
大との、御はんしかゑさせ給を、のちのためにしるしをかる、

○めいこくしいけの御もんそのもく六

『案文在巻本』

合

ゑらひいたすにまかせてこれをかくほとに、
したいふとうにかくおくなり、

一つう めいこくし御めんのくわんとう御けうその

正もん、正わ三ねん六月廿五日、

一つう くわんとふきやう、たいけきのりもとの状

の正もん、九月廿日、

一つう 御くわんとの事、しやみしやく一の状の正

もん、むへん、

一つう くわんとふきやう、ときのかみの状の正も

ん、

五つう くうせんのうけとりの正もん、

一つう めいこくしの事、

くわんとう御けうそのあん、正わ三年六月

廿五日、

一つう ゆきゑのせう御めんのくわんとう御けうそ

の正もん、正をう三年十月廿七日、

一つう さいふしやうゑの入たうの状の正もん、

くうせんの事、正をう三年十二月十九日、

一つう 同しやうゑの入たうのほうその正もん、

正をう三ねん十一月廿四日、

一つう さきやうとの御にんくわんの御めん御けう

その正もん、嘉元三年八月廿一日、

一つう をなしきくうせんようとうのうけとりの正

文、延慶三年八月廿五日、

二つう ふこのくにのけんたんの上の御つかひの事、

くわんとう御けうそのあん、ちんせい御

しきやうの正もん、

二つう 御をん御所まうの御申のあん、くわんとう

の御けうその正もん、

一つう くわんとうに御さん上の時のさいせうをん

(と脱カ)
しのならひニわかこれうの御かたへの御し

ん物の御返事正もん、

十三つうかまくらのさかをさへもんにあつけおかる

ゝ御もんそのあんら、

一つう 宮の御うた、

元亨二三年三月十三日

(本文書ハ「旧記雑録前編」一三九二号文書ト同文ナリ)

『正文在巻本』

○御もんそらのもくろく

合

ゑらひいたすにまかせてかくほどに、した

いふとうなり、

四つう けいこはんやくきんしのかきくたしの正文、

一つう かつきの入たうとのゝ御けうその正文、

つゝせきくゝのすこの事、

二つう しのゝはんくわん入たうのもとへの御文

のあん、

一つう たけさへもんの状の正文、

一つう ちふ入たうの状の正文、

一つう きやう一の状の正文、

一つう かくしんの状の正文、

七つう ひらやまのしやうの正文、

十六つう御くらをうかちて、御ようとうぬすミとる

時のハくしやういけの事、

二つう めしのくうの御けうそのあん、

一つう せうけんしのそうのきやうのやとのかとふ

ミ、

一つう さめしまのうけとり正文、

五郎をとこのしろの事、

二つう つの・かんしろのりやうけねんくちうもん、

一つう しもつけの入たう殿の御文正文、

大井さへもんの事、

一つう もりかけか状正文、

『正文在巻本』

○伊作日置御文書事、

合

中をの村の御けちの事、

一つう かちきの五郎さへもん入たうの下人のうけ

とり正文、

一つう 正をう二年しやうくん入きよの御ともの人

のけうミやうちうもん、

一つう たかハしのかり人の事、おきとの、御狀正

文、

一つう ところ入道の狀、

一つう いさくのしやうの「此間字不見(㊦さい)けちうもん、

一つう せいふん三入たうの狀正文、

二つう せうたうか狀正文、

一つう ちやうしん房のきしやうもん、

元亨四年三月十八日

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三九四号文書ト同文ナリ)

一文治寄進狀案、

一建長御下知案、

一伊作下司有純起請文案、

一日置下司弘純起請文案、

一伊作日置下司系圖、

已上五通者進之早、

一立券庄号文書案、

一雜掌訴狀案堺事、但南

一阿多北方地頭請文正文、

一寶治御下知案、正文者伊作下司、帶之

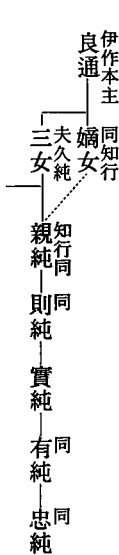
已上四通、追可進之、

右、所進地頭御方也、

元亨四年八月廿一日 憲俊(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一四〇四号文書ト同文ナリ)

『在巻本』



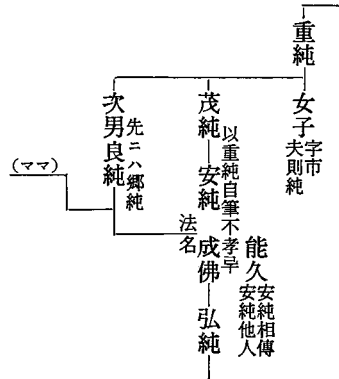
『正文在卷本』

○薩摩國伊作庄与阿多北方境相論狀等事、

- 一本解狀案 文保三年六月日
- 同具書
- 一立券狀要段案 文治四年十月日
- 一御教書案 元應元年九月廿日
- 一地方地頭請文正文 元應元年十一月三日
- （北カ）
- 一使節在國入道請文正文 元應元年十一月五日
- 一阿多地頭代見佛請文案

元應二年二月八日
但於彼正文者、上于奉行安富三郎早、

已上



『寫在卷本』

右、狀等者、自領家任被仰下之旨、所撰渡于地頭御方之狀如件、

元亨四年十一月九日 雜掌承信（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇九号文書ト同文ナリ）

○嶋津御庄内薩摩方伊作庄雜掌法橋承信并下司高純 謹言上、

- 欲早被与奪當庄本訴奉行人安富三郎貞泰方、被
- 經御沙汰、被召上同國阿多郡北方一分地頭隱岐
- 三郎 不知、被究御沙汰測底、任傍例蒙御成敗、
- 實名
- 當庄入來別府名内大牟礼并大野名内塩道上毛夜
- 木瀬任和田名内橘牟礼狼野津波牟礼以下所々、
- 打越往古境、去正安三年以來令押領条、更不可
- 遁所當罪科子細事、
- 副進
- 一通 立券狀案文治四年十月日

右、當庄者、爲 本家近衛殿・領家一乘院家御領

進止之地也、而隱岐三郎任雅意、打越往古之境、令押領之上者、早被与奪安富三郎方、被召上被隱岐三郎、被経傍例御沙汰、爲蒙御成敗、仍粗恐と言上如件、

文保參年六月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一二五七号文書ト同文ナリ〕

『寫在卷本』
○立券

言上薩摩國寄郡内殿下新御庄四至事、

在

伊作郡加外小野定

四至 東限谷山境 西限海
南限小桃崎并上毛夜木瀬任下塩道大牟礼
北限外小野北波多邊日置峯波多と尾上黒河戸瀨

弥勒寺領
自余略之、

右、依平重澄寄進證文、被成下政所御下文并國司廳宣畢、隨任庄國施行等、宜立券言上如件、

文治四年十月 日

下司平在判

書生散位藤原代在判
使藤井在判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一二六号文書ト同文ナリ〕

『寫在卷本』

○薩摩方伊作庄雜掌承信・高純等申當庄入來別府境事、重訴狀如此、隱岐三郎背兩度催促無音云と、所詮、尋問實否、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

元應元年九月廿日 前遠（臨時）江守御判

在國司入道殿（道徳）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一二六一号文書ト同文ナリ〕

『寫在卷本』

○号嶋津庄内薩摩方伊作庄雜掌承信并下司高純等、

掠訴申候同國阿多北方地頭隱岐三郎行雄、當庄入來別府名内大牟礼并大野名内塩道上毛夜木瀬任和田名内橘牟礼狼野津波牟礼以下所と、打越往古境、

去正安三年以來押領由事、此条無跡形不實候、於

當方者、隱岐常陸前司入道行日行雄外、曾祖父、去建長年

中拜領以降、至于行雄、代々七十余年之間、相傳

知行無相違地也、仍先々預所下司等、敢以不申子

細處、承信・高純等、今度始而及掠訴之条、希代

奸謀、何如之哉、且於當庄者、近衛殿御領也、其

子細承信等書載于本解狀之早、至阿多郡者、大宰

府領也、号彼雜掌右衛門尉成守、當時一番御手、

爲攝津式部房實胤奉行、年貢事所令番訴陳也、凡

如此領家各別之地塚相論事、如傍例者、可爲聖斷

候上者、承信等奸訴、不可及執御沙汰候、以此旨、

可有御披露候、見佛恐惶謹言、

元應二年二月八日 阿多北方地頭代沙弥見佛(二瀬)

『裏書判無之』

請文
在裏判

(本文書ハ、「旧記雜録前編」一、二七〇号文書ト同文ナリ)

66 『正文在手鏡』

○薩摩國滿家院内河田名地頭職、大隅守殿御知行之

時、檢断ニよて、くうとうわらハか一るい六人以

下、ならひに損物等事、雖訴申候、和談之儀を申

候ニ付て、用途を給候うへハ、彼沙汰条々、なか

く止候了、若背彼狀、雖爲一事、後日變改仕、申

子細候ハん時ハ、奸訴の罪科ニ可奉被申行候、所

詮、此旨を兩方より可申入奉行所候、よて不可有

子細候、仍爲後日狀如件、

元亨四年二月廿二日 源祐清 (花押)

『右裏書』
「爲後詮、奉行人所加判也、

元亨四年十二月五日

左衛門尉 (花押)

藤原 (花押)

(本文書ハ、「旧記雜録前編」一、二三八九号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○せんくより正わ五年八月までハ、

この御はんをせさせ給候、もとの御なのりハたゝ
なかと候しを、このとしすわの御まへにて、御く
しニまかせて、八月一日よりハ、ひさなかと御あ
らため候也、

正わ五年の八月一日よりハ、この

御はんをあそハしかへさせ給候、この時御なのり
をひさなかと御あらため候、

ふんほうくわんねん十月一日よりハ、

この御はんを御さため候てあそハし候、

のちの御ふしんのためにかきしるしておかるゝ
ところ也、

文保元年十月一日

一元應貳年閏四月十四日よりハ、御いたわりによて

御はんなし、

一正中貳年卯月十一日より、この御はんを

『右上書』

「はんのしたいをのちのためにかきをく也、」

(本文書ハ「旧記雜録前編」一二二二二号文書ト向文ナリ)

『正文在卷本』

○坂本刑部房澄円与嶋津大隅前司入道道意代道慶相
論薩摩國伊作庄内井面田壹町伍段、馬門田壹町五
段、屋形園、香六園、市場在家等押領物、

(事脱カ)

右、澄園爲訴人、不終沙汰篇之間、雖遣還召文無
音、仍以住吉神主政忠、重加催促處、如執進去年
五月十五日澄円請文者、道意申井面田以下押領物
事、可進覽本解狀云云、彼請文以後、澄円令參對
捧訴狀訖、如狀者、於件田園等者、爲當庄坂本寺
号吉内、預鎮西度と下知狀之處、道意背裁許、不
永名内、糾返年と押領物之條、無謂云云、如道慶陳狀者、
於當庄地頭職者、去建久年中、爲沒收之地、曾祖
父豊後守忠久拜領以後、建長・弘安被付下司名主
兩職於領家之間、地頭代と致越訴之刻、依避与當
庄内今田・宮内・伊与倉三箇名於地頭、正應六年

自預閱東御下知狀以來、知行經廿余年之處、以彼三箇名内井面馬門以下田藪屋敷等、爲坂本寺内之由、澄円正和二年始及訴訟之間、爲他名各別之子細、捧請文畢、而下地相論未斷之處、澄円又嘉曆元年、致押領物訴訟之條、一事兩樣之姦訴、難遁其咎歟、就中、領家与地頭所務相論依不斷絕、爲止向後異論、令折中當庄、北方者領家分、南方者爲地頭分、去正中二年十月七日、兩方預閱東御下知畢、於件三箇名者、爲北方内、領家當知行之上、坂本寺同爲北方内之間、領家雜掌承信与澄円、於宰府相論最中也、澄円以領家知行井面田等、對不知行道意、及押領物訴訟之條、姦謀也云云者、於井面田以下者、爲坂本寺内之間、可被付之由、正和二年澄円乍致訴訟、下地相論未斷最中、及押領物訴訟之條、一事兩樣之旨、道慶所申有其謂歟、隨而於今田・宮内・伊与倉三箇名者、正應六年雖被付地頭、就所務相論、令折中惣庄之後、於彼三ヶ名者、爲北方内、正中二年、被付領家畢、而井

(面脱カ)

田等爲當名内、領家知行之處、澄円對不知行道意、中分以後經訟之條、姦曲之由、道慶所難不背理致歟、加之、訴陳二問答之後、澄円爲訴人無音之間、可遂對決之由、去月九日同廿一日、兩度雖成書下、于今不參、不遁難蕪之咎歟、然則、所被弃置澄円訴訟也者、依仰下知如件、

元德二年十二月廿日

『續目裏判』
修理亮平朝臣(英時)(花押)

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一五七二号文書ト同文ナリ」)

69 『正文在卷本』

○預置 御用途事、

合參拾貫文者、

右、爲御使葛部殿沙汰、所預置之狀如件、

建武元年八月十九日

左衛門尉憲俊(花押)

(本文書ハ、旧記雜錄前編「一七〇二号文書ト同文ナリ」)

『正文在手鏡』

○薩摩國伊作庄内上湯浦事、誤而雖申給安堵御下文、所詮、於河南伊与倉河也者、向後不可申異儀候、仍狀如件、

建武四年五月十六日

僧善恵（花押）

〔本文書ハ「日記雜錄前編」一九三二号文書ト同文ナリ〕

『正文在卷本』

○嶋津大隅前司入道と意申、

薩摩國凶徒等、益山四郎入道子息兄弟同一族以下并古木彦五郎入道子息兄弟以下一族等、率數多勢、同國伊作庄内中原構城郡立籠間、以去六月十一日、押寄彼城、賣落城郡、御敵等古木彦五郎入道・益山十郎入道・同彦六以下、依令打捕數輩御敵等、被疵若黨交名注文、

- 一人 上原中務丞尙經左股射疵
- 一人 鎌田孫次郎長正左脇切疵

一人 右馬七郎入道と本右膝射疵一人 山田彦太郎忠行左腰射疵

一同國阿多郡高橋松原合戰事、

御敵鮫嶋彦次郎入道（家藤）・伊集院助三郎（忠國）・谷山五郎左衛門入道（隆信）・市來太郎左衛門入道（時家）・覺嶋郡司（元上高純）・知覽院（忠世）・光富又五郎入道（友後）・石堂彦次郎入道・秋次三位房・益山新次郎・古木三郎入道以下凶徒等、率數千騎軍勢、以去七月廿一日、寄來之間、下向子息親類若黨等、高橋松原口致合戰、依令打捕數輩凶徒等、被疵若黨交名注文、一人 莫祢次郎成時右肩崎射疵一人 葛部孫四郎久善左肩二所切疵一人 西郷九郎秀範左膝射疵一人 三原滿兵衛尉重吉左股射疵一人 山崎右衛門五郎祐範左目上切疵

右、致度と合戰上者、爲賜御一見狀、且目安如件、

建武四年八月三日

承了（賴久）（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九五〇号文書ト同文ナリ〕

72 『正文在手鏡』

○薩摩國合戰事、致軍忠之条、尤神妙也、向後弥可
抽忠勤之狀如件、

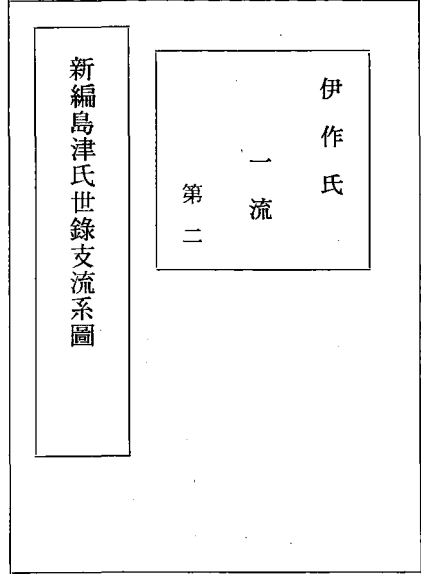
建武四年十一月廿九日

〔直義
花押〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一九八八号文書ト同文ナリ〕

○九月廿八日卒、法名道意、

(表紙)



伊作氏系圖第二

『伊作二代』
△宗久

初清久 左京進 大隅守 入道稱道惠、

『正文在卷本』

○引進長谷堂寺地蘭壹所但五藤四郎事、本蘭

右、蘭者、雖載進于相傳狀、所申請左京進殿功御

錢參拾貫文、未進拾肆貫參百文、可弁進之力依無之、十四貫三百文御用途、限永代所引進也、若彼(亂脫)蘭違出來令相違者、爲十四貫三百文以壹倍、念々可弁進候、若其時難澁仕候者、不嫌權門勢家神社佛寺領、見合高質被召之候、不可論申候、仍爲後日證文狀如件、

德治三年十一月十一日 寺別當妙法(花押)

沙弥本佛(花押)

(本文書ハ、「旧記雜録前編」一一二三号文書ト同文ナリ)

『正文在志布志衆阿多飛彈忠縣』

○嶋津下野彦三郎左衛門尉殿御子息德壽御前与琳慶自幼少依申師弟契約、奉讓薩摩國阿多郡五大院内田地拾町貳段、同池邊蘭壹ヶ所坪付者、在別紙

右、彼田蘭等、依不淺德壽御前御志、相副河邊弥平太入道後家自筆讓狀并次第證文等、限永代奉讓畢、守證文等之旨、可有御知行候、但、社役者、任先例、可有其沙汰候、更不可有後日違乱煩變改

之儀候、仍爲後代龜鏡、讓狀如件、

文保貳年二月廿日 僧琳慶（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三九号文書ト同文ナリ〕

『案文在卷本』

○嶋津大隅左京進宗久代沙弥道慶重言上、

薩摩國伊作庄下司顯娃孫四郎高純背御下知、地

頭所經營當庄正和元・二領家年貢、不致弁罪科

事、

副進

一通 御下知案但一方得理之間、可持參御奉行所之、

右、年貢等、久長宗久親父應闕東御教書經營之處、高

純無沙汰之間、就訴申之、爲田中備前房澄昌奉行、

遠州御代元應二年十一月六日、預御下知畢、而高

純違背嚴重御下知、于今不及弁償之条、好招其咎

欵、早任傍例、爲預御裁許、重言上如件、

元亨三年五月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三七号文書ト同文ナリ〕

『案文有卷本』

○嶋津大隅左京進宗久代道慶重言上、

薩摩國伊作庄下司顯娃孫四郎高純背御下知、地

頭所經營當庄正和元・二領家年貢、不致弁罪科

事、

副進

二通 御下知并追御下知一通先進早、

右、子細言上先早、而高純背度と御下知、于今無

音上、任傍例、爲預御裁許、重言上如件、

元亨三年七月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一三五八号文書ト同文ナリ〕

『正文手鏡』

○嶋津庄薩摩方伊作庄同日置北郷預所与地頭相論所

務条と、雜掌承信於宰府令申沙汰候之處、於京都、

以雜掌信宗与地頭代道慶名字兩方書違和与狀候早、

於御成敗之段者、於重府宰之、爲本雜掌承信沙汰、賜

御舉狀、可令申沙汰候、以此旨、可有御披露候、

恐惶謹言、

七月廿三日

行壹上

進上 少納言法眼御房

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一、二三五九号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○ゆつりわたすちやくし左京進に、

一しなのゝ國大田しやうの内

神代かう

一さつまの國の内

いさくのしやう 日置しやうたゝしへきのしやうハ、

一六条ほりかハのち三へぬし、ほりかハおもてミナ

ミのハし也、

右そりやうハ、くんこうのち也、しそむさまだけあ

るへからす、たといなんしおほしといふとも、おも

はんこ一人よりほかハゆつるへからす、又もしなん

しなくハ、二なん次郎三郎にゆつるへし、又ミくう

しにをいてハ、せんれいにまかせてつとむへし、も

し又ふりよのほかに、左京かところめされハ、二郎

三郎申給るへし、のちのわつらいあらしかために、

しひちにかきをくところくたんのことし、

文保元年十月廿二日 久長(花押)

『右裏書』

「任此狀、可令領掌之由、依仰下知如件、

元亨四年八月四日

相模守(高時) (花押)

修理權大夫(貞盛) (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一、二二三号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○嶋津庄内薩摩方伊作庄同日置北郷中分事、以雜掌

左衛門尉憲俊、致沙汰候早、於御下知者、本雜掌

承信在津之間、可令申沙汰候、可令得其御意給候

哉、恐々謹言、

(元亨四年) 八月廿六日 行壹(花押)

謹上 伊作庄地頭殿 (余心)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一・二二三号文書ト同文ナリ〕

『正文在卷本』

○嶋津庄内薩摩方伊作庄・同日置北郷下地田畠山野

河海檢斷所務、領家一乘院雜掌左衛門尉憲俊与地頭大隅左京進宗久代沙弥道慶、下地中分以下和与條件事、

伊作庄條條

一 下地中分、以伊与倉河爲兩方堺、互可令一圓進

止事、

右、河者、自伊作庄東堺山但、杖立峯以西者伊作庄領、峯以東者谷山郡内

向于西流融庄内之最中、所流入同庄入來名湊海也、而以彼河爲兩方堺、河以北者爲領家分、河以南者爲地頭分領、互無違越、田畠山野河海檢斷以下條條所務、一圓可令進止也、次於堺河者、用水漁等者、相互不及制止、至向後額渡分并河堰者、兩方不可有其沙汰焉、

一 領家年貢并地頭用米、同加微米未進事、

右、年貢地頭用加微米等、兩方共致未進之由、相互雖及相論、依下地中分、止訴訟之上者、向後更不可及沙汰矣、

一 當年田畠作毛以下事、

右、作毛以下所務、和与中分之上者、河北者領家一圓、河南者地頭一圓知行、相互不可有違乱者也矣、

一 領家方庄廳・同宿神、并地頭方諏方社・地頭所

・同被管輩住宅等事、

右、庄廳・同宿神社等者、於河以南在之、諏方大明神社・地頭所・同被管輩住屋等者、現在河以北、而下地中分之上者、明年二月中仁庄廳・宿神等者、取渡于河北、又至諏方社并地頭所・同被管輩住宅等者、可取移河南、若過約月不取渡者、互可被申行罪科也焉、

一 宇佐宮・同弥勒寺并大隅正八幡宮造營等事、

右、所役等者、兩方寄合、各可致均等沙汰矣、

一 宇佐宮・同弥勒寺造營新米錢中分以前未進事、

右、未進等者、下地中分之上者、兩方共付知行所領、可致其沙汰也、

一 異國警固并宮崎石築地用途事、

右、於警固役者、任先例、可爲兩方沙汰、至石築地用途者、兩方寄合、可致等分沙汰矣、

一 本所御分課役事、

右、本家御所造營御修理・淨光明院修理・興福寺造營寺役以下色々御公事新物等、下地中分之上者、可爲領家分役矣、

一 關東御公事課役事、

右、將軍御用途并流人事、中分之上者、可爲地頭沙汰焉、

日置北郷條條

一 兩方堺事、

右、堺者、融于東西所立也、仍西者自帆湊之海、向東至河登苦田橋、自彼橋、南假屋崎東道於世戶江 hands 前能道於東江、自久留美野之大世多和、向東至于伊集院堺但七曲通也、兩方堅守此旨爲堺、北

者爲領家分、南者爲地頭領、相互無違越、山野河海檢斷已下所務、各可令一圓進止之條、同于伊作庄矣、

一 當年作毛以下所務事、

右、中分之上者、相互可令停止其(條)之條、同于伊作庄焉、

一 宇佐宮・同弥勒寺并大隅正八幡宮造營等事、

右、所役等者、兩方半分之段、同于伊作(庄脫之)矣、

一 宇佐宮・同弥勒寺造營新米錢、中分以前未進事、

右、所役、下地中分之上者、兩方就知行、可致沙汰之條、同于伊作庄矣、

一 異國警固并宮崎石築地用途事、

右、所役等、同于伊作庄矣、

一 本所御分課役事、

右、所役等、同于伊作庄矣、

一 關東御公事課役事、

右、所役、同于伊作庄矣、
以前條條、所和与如斯、此外條條相互雖番訴陳、

就和与止訴訟之者、不及異儀、兩方堅守此狀、無違越可致其沙汰也、若條條內、雖爲一事、令違犯者、不日可被申行罪科也、仍爲末代明證、和与中分之狀如件、

元亨四年八月廿一日 地頭代沙弥道慶(花押)

雜掌左衛門尉憲俊(花押)

『右裏書』
爲後證、各加判矣、

正中二年十月七日

實顯(花押)

『右同續目裏判』能定(花押)「

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四〇三号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○嶋津庄薩摩方伊作庄同日置北郷雜掌憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶相論所務事、

右、如大友近江守貞宗去年十二月廿五日執進、同八月廿一日連署和与狀者、嶋津庄内薩摩方伊作庄、同

日置北郷下地田畠山野河海檢斷所務、領家一乘院雜掌左衛門尉憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶、下地中分以下和与條と事、伊作庄條と、一、下地中分、以伊与倉河爲兩方堺、互可令一圓進止事、右、河者、自伊作庄東堺山但杖立峯以西者、伊作庄領、峯以東者、谷山郡内、向于西流融庄内之最中、所流入同庄入來名湊海也、而以彼河爲兩方堺、河以北者爲領家分、河以南者爲地頭分領、互無違越、田畠山野河海檢斷以下條と所務、一圓可令進止也、次於堺河者、用水漁等、相互不及制止、至向後類渡分并河堰者、兩方不可有其沙汰焉、一、領家年貢并地頭用米同加徵米未進事、右、年貢、地頭用加徵米等、兩方共致未進之由、相互雖及相論、依下地中分、止訴訟之上者、向後更不可及沙汰矣、一、當年田畠作毛以下事、右、作毛以下所務、和与中分之上者、河北者領家一圓、河南者地頭一圓知行、相互不可有違乱者也矣、一、領家方庄廳・同宿神并地頭方諏方社・地頭所・同被管輩住宅等事、右、庄廳・同宿神社等者、於河以南在之、諏方大明神社・地

頭所・同被管輩住屋等者、現在河以北、而下地中分之上者、明年二月中仁、庄廳・宿神等者、取渡于河北、又至諏方社并地頭所・同被管輩住宅等者、可取移河南、若過約月不取渡者、互可被申行罪科也焉、

一、宇佐宮・同弥勒寺并大隅正八幡宮造營等事、右所役等者、兩方寄合、各可致均等沙汰矣、一、宇佐宮・同弥勒寺造營新米錢、中分以前未進事、右、未進等者、下地中分之上者、兩方共付知行所領、可致其沙汰也矣、一、異國警固并箱崎石築地用途事、右於警固役者、任先例、可爲兩方沙汰、至石築地用途者、兩方寄合、可致等分沙汰矣、一、本所御分課役事、右、本家御所造營御修理・淨光明院修理・興福寺造營寺役以下、色々御公事新物等、下地中分之上者、可爲領家分役矣、一、関東御公事課役事、右、將軍御所用途并流人事、中分之上者、可爲地頭沙汰焉、次日置北郷條々、一、兩方堺事、右、堺者、融于東西所立也、仍西者自帆湊之海、向東至于河登苦田橋、自彼橋、南假屋崎東道於世戶江、千手堂前能

道於東江、自久留美野之大世多和、向東至于伊集院但、七曲、兩方堅守此旨爲堺、北者爲領家分、南者爲地頭領、相互無違越、山野河海檢斷已下所務、各可令一圓進止之條、同于伊作庄矣、一、當年作毛以下所務事、右、中分之上者、相互可令停止其締之條、同于伊作庄矣、一、宇佐宮・同弥勒寺并大隅正八幡宮造營等事、右、所役等者、兩方半分之段、同于伊作庄矣、一、宇佐宮・同弥勒寺造營新米錢、中分以前未進事、右、所役、下地中分之上者、兩方就知行可致沙汰之條、同于伊作庄矣、一、異國警固并箱崎石築地用途事、右、所役等、同于伊作庄矣、一、本所御分課役事、右、所役等、同于伊作庄矣、一、関東御公事課役事、右、所役、同于伊作庄矣、以前條々、所和与如斯、此外條々、相互雖番訴陳、就和与止訴訟之上者、不及異儀、兩方堅守此狀、無違越可致其沙汰也、若條々内、雖爲一事令違犯者、不日可被申行罪科云々者、此上者、不及異儀、守彼狀、可領掌之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

正中二年十月七日

相模守平朝臣(高時)(花押)

修理權大夫平朝臣(貞顯)(花押)

『續目裏判』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四五一号文書ト同文ナリ)

(伊作庄内日置北郷塀絵図省略ス)

『正文有之』

○ 嶋津庄薩摩方日置新御領田島荒野檢断所務等、

領家一乘院家雜掌承信与地頭大隅左京進宗久代

道慶、下地以下和与中分事、

一 下地中分、以八幡御前放生會馬場爲兩方堺、互

可一圓進止事、

右、馬場者、融東西之間、迄同社乃前後、以彼馬

場之融爲堺、馬場以南者領家分、馬場以北者爲地

頭分、檢断以下と地、相互無違越、可令一圓進止

者也矣、

一 領家年貢并地頭用米・同加徵米未進事、

右、年貢地頭用加徵米等、兩方共未進之由、雖申

之、下地中分上者、向後更不可及沙汰矣、

一 當年田島作毛以下事、

右、作毛以下所務、和与中分之上者、云領家方、

云地頭方、相互不可有違乱焉、

一 宇佐宮・同弥勒寺并大隅正八幡宮造營等事、

右、所役等者、兩方寄合、各可致均等之沙汰矣、

一 宇佐宮・同弥勒寺造營新米錢、中分以前未進事、

右、未進者、下地中分之上者、兩方共付知行所領、

可致沙汰也矣、

一 異國警固并宮崎石築地用途事、

右、於警固役者、任先例、可爲兩方沙汰、至石築

地用途者、兩方寄合、可致等分沙汰矣、

一 本所御分課役事、

右、本家御所造營御修理・淨光明院修理・興福寺

造營寺役以下色と御公事新物等、下地中分之上者、

可爲領家分役矣、

一 關東御公事課役事、

右、將軍御所用途并流人事、中分之上者、可爲地頭沙汰焉、以前條々、和与如斯、此外所務以下、和与中分之間、相互止訴訟畢、兩方共守彼狀、更不可令違犯者也、仍爲後代明證、和与中分狀如件、

元亨四年十二月二日 地頭代沙弥道慶(花押)

雜掌法橋承信(花押)

『右裏書』
『爲後證、各加判矣、』

正中二年十月廿七日

『續目裏判』
實顯(花押)

『右 同』
能定(花押)

(本文書ハ「日記雜錄前編」一四一五号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○ 嶋津庄薩摩方日置新御領雜掌承信与地頭大隅左

京進宗久代道慶相論所務條々事、

右、如大友近江守貞宗去年十二月廿五日執進、同

月二日連署和与狀者、嶋津庄薩摩方日置新御領田島荒野檢断所務等、領家一乘院家雜掌承信与地頭

大隅左京進宗久代道慶、下地以下和与分事、一、(中脱)

下地中分、以八幡御前放生會馬場、爲兩方堺、互

可令一圓進止事、右、馬場者、融東西之間、迄同

社乃前後、以彼馬場之融爲(辨脱之)馬場以南者領家分、

馬場以北者爲地頭分、檢断以下々地、相互無違越、

可一圓進止者也矣、一、領家年貢并地頭用米同加

徵米未進事、右、年貢地頭用加徵米等、兩方共未

進之由、雖申之、下地中分之上者、向後更不可及

沙汰矣、一、當年田畠作毛以下事、右、作毛以下

所務、和与中分之上者、云領家方、云地頭方、相

互不可有違乱者也焉、一、宇佐宮・同弥勒寺并大

隅正八幡宮造營等事、右、所役等者、兩方寄合、

各可致均等沙汰矣、一、宇佐宮・同弥勒寺造營新

米錢、中分以前未進事、右、未進者、下地中分之

上者、兩方共付知行所領、可致其沙汰也矣、一、

異國警固并宮崎石築地用途事、右、於警固役者、任先例、可爲兩方沙汰、至石築地用途者、兩方奇合、可致等分沙汰矣、一、本所御分課役事、右、本家御所造營御修理・淨光明院修理・興福寺造營寺役以下、色々御公事新物等、下地中分上者、可爲領家分役矣、一、關東御公事課役事、右、將軍御用途并流人事、中分之上者、可爲地頭沙汰焉、以前條々、和与如斯、此外所務以下、和与中分之間、相互止訴訟訖、兩方共守彼狀、更不可令違犯云々者、此上者不及異儀、守彼狀、可領掌之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

正中二年十月廿七日

相模守平朝臣(高時)(花押)

修理權大夫平朝臣(直顯)(花押)

『續目裏判』(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四五五号ト同文ナリ)

『正文有之』

○薩摩國比志嶋孫太郎忠範法師法名佛念与大隅左京進宗久法師法名道惠代道慶相論追捕刃傷打擲以下事、

右、守護人退座之間、所有其沙汰也、爰佛念、則宗久令請所比志嶋名惣地頭職致所務、去嘉元四年正月廿七日、差遣數百人大勢於佛念許、押取稻參佰七拾余束・米佰三拾余石・錢拾三貫文・小袖十八・其外色々資財物、刃傷下人藤四郎男、令打擲太郎以下所從等之由、備進追捕物注文并下手交名等、可被行其咎之由、雖申之、胸臆不實之旨、道慶論申之處、不立申實證據、是一、且彼比志嶋名事、爲地頭進止之否、前地頭大炊助入道教佛与佛念相論之處、教佛他界之間、彼跡下野前司入道道義相續知行之處、道義亦死去畢、教佛存生之時、狼籍有無事、今更不可及沙汰之由、道慶所申、亦以非無子細歟、是二、加之、如道慶所進四月廿三日付延慶佛念于時狀者、伊作殿比志嶋惣地頭職、爲請所知行之時、就被致非法狼籍、雖訴申、御口入之間、止訴訟畢、向後不可有子細、且奉行所仁毛、此樣可申入泰兵衛入道殿云云、止訴訟

之旨、先年乍出狀、立還及糾訴之条、無謂之由、道慶申之處、不實之旨、載重狀之間、於引付之座、被披見之處、爲私和与之間、難被許容云云、而於彼狀者、亦奉行山城彦太郎盛倫披見之由、道慶雖申之、盛倫者在鎌倉之間、不及被尋問、然而始則不實之由申之、問答之時、亦承伏之上、追捕狼籍爲實事者、爭依他人口入、輒止訴訟之由、可出狀哉、不實之条、令露顯歟、是三、然則、所被弃捐佛念訴訟也者、依仰下知如件、

嘉曆四年七月五日

修理亮平朝臣(英時) (花押)

『續目裏判』 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二一号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○薩摩國日置北郷弥勒寺庄下司宗太郎真忠与當郷一方地頭大隅左京進宗久法師法名道惠代道慶相論同郷内吉利名事、

右、訴陳之趣、子細雖多、所詮、真忠、則於當名者、爲日置庄内本主、日置太郎家綱以來、帶藤内民部遠景下文以下御公事勤仕狀等、代々知行之間、有限所務之外、不可相綺下地之處、道惠号地頭押領之上者、可預別納下知之由、訴之、道慶亦伊作庄日置北郷下司職者、爲領家進止所職之條、重澄・弘純・有純等狀分明也、而於地頭職者、道惠高祖父忠久、建久三年預御下文之後、領家地頭雖爲所務各別、就令折中下地、預御下知狀之間、當名者、爲北郷内一円知行之旨陳之、爰如真忠所進文治五年七月十九日藤内民部遠景下文者、薩摩國日置庄下、當庄地頭大江家綱訴申、万陽房覺弁不帶一紙狀、恣相語新田宮神人等、令追出庄内事、右、家綱相傳譜代所知、横依望申、不決子細、成与下文於新田宮執印哉、先馬允宗信中宮政所等、又相具神人、被追出、難堪愁狀者、九州地頭者、鎌倉殿御成敗也、何不帶彼御下知、相語神人可追出重代地頭哉、早令安堵、於有限本所年貢等者、任先例、可令勤濟云云、如元久二年十月五日関

東御教書者、薩摩國住人日置江太家重、當時雖無訴申之旨、入鎌倉殿見參訖云云、如遣真忠曾祖父弘純建長四年五月六日當國守護人大隅守忠時法師法名道佛狀者、京都大番役六箇月勤仕畢、於歸國者可任意云云、如遣同人文永九年八月十一日大宰少貳入道覺惠狀者、被下關東御教書異國警固事、博多津番役勤仕畢云云、如遣真忠祖父日置兵衛太郎賴純正應二年七月十五日・永仁二年七月卅日・同四年八月卅日・同五年七月五日・同年六月卅日守護人下野前司入道于時忠宗今者死去義狀者、異國警固番役令勤仕畢云云、如道慶所進文治三年三月日重澄寄進狀案者、相傳所領三箇所、在薩摩國內伊作并日置北郷、同南郷外小野、副進次第調度文書等、右、件所領田島等者、年來嶋津庄寄郡也、而百姓逃散之間、庄國兩方課役難勤仕之間、於今者寄進御庄領訖、下司郡司惣公文職者、以重澄子と孫と不可有相違云云、取、如同四年十月日立券狀案者、薩摩國寄郡內殿下新御領四至事、右、伊作郡日置北郷、除弥勒寺庄、右、依重澄寄進證文、被成下政所

下文并國司廳宣訖、任庄國施行之旨、立券如件云云、取、如文永六年五月十三日有純起請文案者、伊作新庄下司、同名田島以下事、領家進止之條、關東御下知炳焉也、而於彼名田等者、自領家宛賜畢、自今以後、爲領家、不可有不忠之儀云云、取、如建治三年七月日弘純起請文案者、爲本所不可有不忠條、一乍給下文、致不忠之時者、可被召所職事、右、弘純雖被改易所職、不誤之由依陳申、如元還補當職之上者、全以不可有不忠云云、取、如建久三年十月廿二日御下文者、薩摩國阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊作郡・日置南郷・同北郷新御領名田等事、彼宣澄者、平家謀叛之時、張本其一也、仍令停止件職訖、早可地頭知行云云、如弘安八年四月廿七日關東御下知狀者、嶋津下野前司久經子息藥壽丸代了意与八幡宮領薩摩國日置弥勒寺庄下司弘純、相論弥勒寺庄事、右、如弘純所進文治立券狀并建永・嘉禎手繼狀等者、日置庄領与弥勒寺爲各別之由所見也、隨而如寶治以後守護人忠時同代官等狀者、弘純爲弥勒寺庄下司之間、宛

其身、令勤仕大番以下公事之條、無異儀狀、加之、日置者嶋津庄也、其内弥勒寺者八幡宮領也云云、詮取、如建久八年圖田帳者、日置庄三十町北郷内弥勒寺下司家綱云云、如文治三年九月九日御下文者、下嶋津庄、可早停止藤内民部遠景使入部、以庄目代忠久爲押領使、致沙汰事、右、号惣追捕使遠景下知、放入使者、冤凌庄家之由、有其聞、事實者、甚以無道也、自今以後、停止遠景使入部、以彼忠久爲押領使、可令致其沙汰云云、如元亨四年八月廿一日領家代憲俊注文者、伊作日置文書事、文治寄進狀案・日置下司弘純起請文案・立券庄号文書案、所進地頭方也云云、如正中二年十月七日関東御下知狀者、嶋津庄薩摩方伊作庄同日置北郷雜掌憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶、相論所務事、右、如去年八月廿一日連署与狀者、伊作庄日置北郷下地田畠山野河海檢断所務、領家一乘院雜掌憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶、下地中分以下和与條々事、日置北郷條々、一、兩方堺事、右堺者、融于東西所立也、仍西者自帆湊海、向東至

于河登(苦)田橋、自彼橋、南假屋崎東道於世戶江千手堂乃道於東江、自久留美野之大世多和、向東至于伊集院堺但七曲、兩方堅守此旨爲堺、北者爲領家分、南者爲地頭領、相互無異越、(違)各一円可進止之條、同于伊作庄云云、自余略之者、於當名者、先祖家綱以來、勤仕京都大番・異國警固以下御公事、知行無相違之處、道惠号地頭、有限所務之外、致條々非法、剩押領下地之上者、任傍例、可預別納下知之由、真忠申之處、於伊作日置南北郷下司職者、本主重澄、文治三年寄進領家訖、而重澄跡有純、爲本所現不忠之間、被改易所職之時、建治三年書遣起請文於領家之間、自安堵本職以來、當名下司職者、領家進止之地也、將又於谷山・伊作・日置南北郷地頭職者、爲平家沒收之地、高祖父忠久、建久三年拜領訖、女子傳領之時、就雜掌訴訟、被付下司・名主兩職於本所之間、地頭代々致越訴之刻、以和与之儀、依避与當庄内宮内・伊与倉・今田三箇村名主職於地頭、去正應六年、雖被成関東御下知、猶以所務相論不断絶之間、爲止向

後非論、重差伊作・日置兩方四至塚、令折中下地、正中二年預関東御下知訖、仍當名者、一円進止之上者、真忠難敵對於地頭之由、道慶陳答有其謂、是一、次伊作・日置者、非沒收之地、本主子孫等、于今所令知行也、就中、谷山郡者、依惣地頭非法、被付所務於郡司訖、當名不可有差別之由、真忠申之處、云相論之旨趣、云文書之議理、爲各別之間、非當名准據之由、道慶陳申之上、地頭進止之條、見先段、是二、次如文保三年久長^{道惠}訴狀者、隱蜜當名百姓一人跡、令對捍其分公事云云、而沙汰最中、不相待彼落居、押領下地之間、中間狼籍之咎難遁之由、真忠雖稱之、就抑留地頭得分令訴申欵、其上中分以前事、今更非沙汰之限、是三、次如文治五年遠景下文者、下薩摩國日置庄云云、件吉利名者、爲當庄內、數代知行之間、道惠難進止之由、真忠雖申之、彼日置庄者、爲北鄉內弥勒寺庄事欵、隨而如狀者、新田宮執印井先馬允宗信中宮政所等、相具神人、令追出地頭大江家綱之條無謂、早令安堵、於有限本所年貢課役

者、可令弁濟云云、弥勒寺庄者、依爲八幡宮領、當宮執印等、進止下地之由所見也、當名者、爲本所一乘院領之處、以領家各別弥勒別寺庄文書擬令混領之條、無其謂、加之、真忠始則爲右大將家御下文之旨申之、後亦遠景下文之由稱之、前後參差之詞、巨兩端之上、非論所事、是四、次曩祖家重帶元久二年御下文、知行當名之由、真忠雖稱之、如狀者、日置江太家重、入鎌倉殿見參畢云云、無論所名字之上、難稱御下文、是五、次道惠祖父道佛、爲當國守護人加催促之間、弘純令勤仕京都大番役訖、其上或大宰小貳入道覺惠、可致博多津警固之由、成与奉書、或守護人道義、永仁以來連々催促警固役畢、是則爲當名各別證跡之由、真忠雖申之、如弘純所給弘安八年関東御下知狀者、於寶治以後守護人忠時同代官等狀者、弘純爲弥勒寺庄下司之間、宛其身、勤仕大番以下公事之條、無異儀云云、難与吉利名證文、是六、次日置者惣名字也、其内北鄉吉利弥勒寺古垣山里以下名々、家綱跡庶子等、于今知行之上、如道惠祖父久經所給

建治御下文者、日置庄云云、背自身帶持狀文、以當庄下文、爲弥勒寺庄事之旨、道慶申之條、無謂之由、真忠雖申之、北鄉者、文治四年被立券庄号之後、或号庄、或稱鄉云云、而被載久經所給御下文之日置庄者、北鄉事歟、所載真忠所持遠景狀之日置庄者、爲弥勒寺庄事之由所見也、是七、次重澄寄進狀并有純・弘純起請文事、爲伊作庄事之間、非論所證文之上、無正文之由、真忠雖稱之、伊作・日置共載一紙狀、重澄寄進領家訖、有純・弘純又爲重澄跡之間、不可有差別、就中、於彼狀等者、依領家帶持、雜掌憲俊相副注文、出帶之上者、難稱案文之由、道慶陳謝之處、真忠重無申旨之間、頗離伏歟、是八、次如建久八年圖田帳者、日置庄三十町^{北鄉內、弥勒寺}、下司家綱云云、家綱非當名領主之條分明也、而爲彼跡相傳來之由、真忠申之條、令參差歟、是九、次文治遠景狀事、縱雖爲吉利名文書、同三年停止遠景使入部、以忠久爲押領使、可致沙汰之旨、預御下文訖、况遠景狀非論所事之間、難稱真忠規模、是十、然則於當名者、停

止真忠濫訴、任正中御下知狀、道惠知行不可有相違者、依仰下知如件、

元徳元年十月五日

修理亮平朝臣(英時)
(花押)

『續目裏判』
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五二九号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○ 坂本刑部房澄圓与大隅左京進入道道惠代道慶相論薩摩國伊作庄内坂本堀内屋敷例進布代錢捌百文事、

右、訴陳三問答之上、於引付被召決畢、爰澄圓則於彼屋敷者、爲坂本寺吉永名内、被止万雜公事之條、御下知以下證文等分明也、而道惠爲地頭、非法張行之餘、稱進布代、令押取錢貨捌百文之條、無謂之上者、可被糺返之由訴之、道慶亦於當庄者、領家地頭代々所務相論不斷絕之間、就令中分下地、

正中貳年預閱東御下知訖、坂本寺者、爲領家分、預所知行也、至屋敷付布代者、任先規致弁、雖經年記、不申子細之處、不知行之後、以前所務非法之由、所申之条、姦曲旨、陳之者、於當庄者、領家地頭就令折中下地、正中貳年十月七日、被成閱東御下知訖、坂本寺爲領家方之条、無異儀欵、而中分以後、嘉曆貳年始、以前所務非法之由、訴申之条、爲非據之間、所被弃捐澄圓訴訟也者、依仰下知如件、

元德二年二月廿九日

修理亮平朝臣(英時)(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一五四四号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○嶋津大隅左京進宗久法師、當知行所、被聞食了者、天氣如此、悉之、以狀、

元弘三年八月五日

(岡崎範圍)
式部少輔(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一六五九号文書ト同文ナリ)

『正文在山田七郎右衛門久通』

○目安

嶋津大隅左京進宗久法師法名道惠雖抽拔群軍忠、未

浴恩賞愁吟無極子細事、

去年元弘三月四月廿八日 綸旨、五月廿二日嶋津忽領

上總入道々鑑下賜之、同廿五日率一族以下群勢等、押寄鎮西管領英時城廓之刻、道惠爲脇大將、被差別群勢、捨身命懸先、攻戰之間、自身被疵、親類郎從等致分取生虜、抽軍忠之条、道鑑并大友近江入道具簡等遂檢見之子細具勒于狀、被与奪奉行人大外記頼元方早、凡於脇大將者、忽大將一烈被抽賞之条、傍例不可勝計、爰限道惠一人、被准雜兵群勢等、相漏無偏之德化者、忽可失弓箭之面目者也矣、仍目安、
「本ノマ、」

『右上書ニ有之』

「恩賞事目安」(案之)二条殿・久觀・大外記以上三方進之
建武元・二・十六

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」一六八三号文書ト同文ナリ)

『正文手鏡有之』

○雜訴決斷所下 嶋津左京進宗久法師法名道惠

薩摩國伊作庄半分南方并日置北郷半分南方等地

頭職事、

右、件所と地頭職、道惠當知行不可有相違之狀、

下知如件、

建武元年九月廿九日 左少史高橋朝臣(俊春)(花押)

中納言兼侍從藤原朝臣(九条公明)(花押) 前筑後守藤原朝臣(小田貞知)(花押)

從二位藤原朝臣(四条隆資)(花押) 左衛門權少尉中原朝臣(近衛職政)(花押)

正三位藤原朝臣(堀河光繼) 左衛門權佐兼少納言侍從(高倉光守)伊賀守藤原朝臣(岡崎範國)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七〇七号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○筑後國小家庄地頭職志田三郎左衛門尉跡、爲勲功賞、大隅左

京進入道道惠、可之知行者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年十一月廿六日 左衛門權佐(岡崎範國)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七二二号文書ト同文ナリ)

『案文在山田七郎右衛門久通』

○嶋津大隅左京進入道と惠謹言上

欲早任恩賞 綸旨、被成下御牒(於筑カ)後國と司守

護、被沙汰居下地、當國(小家カ)庄地頭職志田三郎左衛門尉跡

事、

副進

一通 綸旨

右、地頭職者、道惠爲勲功賞、所被拜(領候カ)早任

綸旨、仰于國司守護、賜御牒□沙汰居下地於道惠、

爲全知行、恐と言上如□、

建武元年十二月日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一七二六号文書ト同文ナリ)

『案文在山田七郎右衛門久通』

○目安

嶋津左京入道道惠代道慶、恐言上申候、筑後國小家庄地頭職事、

一通 繪旨

右、地頭職者、志田三郎左衛門尉跡、爲勲功賞、去年十一月廿六日道惠拜領之間、任法可被沙汰居下地之由、就令言上、爲章緒奉行、去十一日御沙汰之時、披露之刻、号當庄本主、志田三郎兵衛尉今年正月捧案堵 繪旨、爲御奉行、同日申沙汰之間、就之可有御 奏聞之由有御沙汰間、章緒返答候条、令參着者也、如道惠所給 繪旨者、志田三郎左衛門尉跡云々、武州誰人哉、不審也、若佐名（假カ） 坎、本主志田三郎左衛門尉者、關東兩國司右馬權頭持時重代祇候人也、仍彼跡守護人度々關所注進之間、道惠去々年博多合戰之時、爲脇大將自身被疵之上、家僕郎從等大略手負生虜分取等數輩之間、依彼賞令拜領之上者、爭可被押御牒哉、御沙汰參着畢、朝敵与同之族落遁之後、經年月不蒙 勅免、号本主掠給安堵 繪旨、於令濫妨勲功地者、

恩賞拜領之輩、爭可全知行哉、其上安堵 繪旨事、去々年十月以後一向止之、被与御牒之處、如此黨類、以不知行之地掠給御牒、令濫妨所々之間、是又去年十月以後于今被關之、敢無御沙汰、何況於繪旨哉、尤不可有之坎、將又、本領并由緒地所望事、無別功者不及御沙汰云々、彼仁 朝敵与同之後、別功何事哉、不顧身之咎、猥及上訴之条、罪科重疊也、旁以難及對揚坎、所詮、於其身之許否、繪旨之真僞者、宜爲上裁、至當庄者、爲勲功賞上者、先賜御牒爲全知行、恐々目安如件、

建武二年二月日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七一九号文書ト同文ナリ〕

『右書之裏ニ有之』

仕候ところに、かゝるわつらひいてき候よしを、一句書入候ハ、や、かせんのしたいをいゝのせ、ねんころにたつねき候しあひた、かやうに存候、もし又目安を御さうもんなんともや候はんすらん、

それにつけても、一句入たく存候、かやうの事も
 委申承候へんとて、けさまいりて候へ共、ものへ
 御出とて見参入候へて、罷かへりて候、此事廿日
 披露申候へんする、とうかんあるましきよしを申
 され候、いづれもく御あんを給候て、清書は人
 にあつらへて書候へく候、さのミ早と恐入候、恐
 と謹言、

二月十八日 たう慶(花押)

(上書)

進候

「目安案 伊作殿拜領小家庄事、」

(本文書ハ「旧記雑録前編」一七二〇号文書ト同文ナリ)

『在山田七郎右衛門久通』

○ 筑後國小家庄事、

守護人冬綱關所注進云、志田三郎左衛門入道右馬頭持
 時扶持人小家庄五十町云々、仍宛行鎮西恩賞候早、而本
 人依無異不忠宛給云々、此之由、注進鎮西恩賞上

啓了、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、
 建武二年三月十七日 頼元

『在上書』

「大外記請文案 小家庄事 一見後直ニ云足、」

『案文在山田七郎右衛門久通』

○ 嶋津大隅左京進入道と惠謹言上、

欲早任英時誅伐時恩賞 綸旨、賜御下文、全知

行洞院左衛門督家候人志田三郎左衛門尉不知實名跡、

筑後國小家庄間事、

副進 綸旨 建武元年十一月廿六日

右、當庄者英時誅伐之時、爲勲功之賞、去建武元
 年十一月廿六日令道惠拜領之間、於決断所御牒申
 立、爲三郎左衛門尉父子共左衛門督家候人之間、
 以彼御口入、申請鎮西上了、侍從中納言殿仁依歎
 申、押御牒、如被仰出者、可替申与、其間暫可相
 待之由、度々依蒙仰、兩方共爲權門御身之間、謹
 其替奉相待之刻、幸爲武家一頭御代之上者、賜御

下文、備生來龜鏡、爲施弥弓箭面目、恐と言上、

建武三年三月日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八二三号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、隨守護催促、可抽軍忠之狀如件、

建武三年三月廿八日

〔尊氏〕
〔花押〕

大隅左京進入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一八〇八号文書・一八一〇号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○薩摩國凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫嶋彦次郎入

道已下輩誅伐事、相催當國地頭御家人等、不日令

發向、可致軍忠之狀如件、

建武四年四月廿六日

〔直義〕
〔花押〕

大隅左京進入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九二五号文書ト同文ナリ〕

『案文在卷本』

○薩摩國伊作庄内上湯浦事、於河南者、不可申異儀之由、承候了、仍狀如件、

建武四年五月十六日

道惠

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九三〇号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○吉野凶徒對治事、所被下院宣也、早嶋津上總入道相共、不日發向、可致軍忠之狀如件、

建武四年八月九日

〔直義〕
〔花押〕

嶋津左京進入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九五九号文書ト同文ナリ〕

『正文在卷本』

○吉野凶徒退治事、去月廿八日御教書、昨日九日到來、案文如此、早令發向、可被抽軍忠候、仍執達如件、

建武四年八月十日

沙弥〔貞久〕
〔花押〕

嶋津大隅左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇一九六〇号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○薩摩國凶徒事、不日令發向、嚴密可退治之狀如件、

曆應三年三月三日

(直義)
(花押)

嶋津左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇七九号文書・二〇八〇号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○下 嶋津大隅左京進宗久法師法名道惠

可令早領知信濃國太田庄内神代郷・薩摩國伊作

庄半分南方・同國日置庄地頭職等事、

右、任亡父久長法師法名道意文保元年十月廿二日讓狀、

領掌不可有相違之狀如件、以下、

曆應三年十一月廿一日

(直義)
源朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇九五号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○薩摩國凶徒誅伐事、不日令發向、可致軍忠之狀如件、

康永元年十二月廿一日

(直義)
(花押)

嶋津左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二六七号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○ (直義)
(花押)

下 嶋津大隅左京進入道惠

可令早領知薩摩國加世田別府相模六郎半分事、時敏跡

右、爲越中國田中保惣領分・同國横江三郎入道跡

替、所充行也、早守先例、可致沙汰之狀如件、

康永二年三月廿六日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二七二号文書・一〇三四八号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○薩摩國加世田別府相模六郎半分事、時敏跡、任今年三月廿六

日御下文、可被沙汰付嶋津大隅左京進入道と惠之
狀、依仰執達如件、

康永二年四月五日

(高師直)
武藏守(花押)

澁谷下總權守入道殿

澁谷新平次入道殿

(重基)
〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七号文書ト同文ナリ〕

『案文在卷本』

○ 注進

大隅助三郎入道と忍下向之間、又成御敵、押寄當
國日置若松城、致合戰之刻、若松之親類若黨等數
輩被討、八月廿七日夜落城候了、同廿八日、道惠
日置所領押取、打塞路次之間、難通大將在所候、
次澁谷一族等、此間爲當城合力構行、件領内野崎
村仁要害楯築處、凶徒等率大勢、去七月三日、襲
取彼城近所、具柄崎仁向城、今月四日卯尅、澁谷
一族等不殘一人弃城引歸了、依之當城爲無勢之間、
鯨島彦次郎入道・助三郎入道以下御敵等、來六日

大勢可寄來彼城之由、必定云と、而澁谷一族等弃
城之条、頗不少不審、雖然、可合力之旨、嚴重可
被成下御教書候哉、將又、澁谷下總六郎、不可隨
石見權守所勘之由、令申候間、可被成各別御教書
候哉、次大隅國平山左近將監号社家仁、不向谷山
城上者、可合力池部城之由、同欲被仰下、而如先
と言上、於山西諸方御敵等中仁、爲當城一所之間、
被城令没落者、依可及御大事、所令言上也、而當
時國合戰之躰、曾不可靜謐候、其故者、兩大將以
三ヶ國勢、差向方と被責者、不可有子細候處、被
寄一方之間、西方御敵等、任雅意令蜂起者也、所
詮、被替當時之躰、被分所ヶ城郷仁勢者不可有幾
候、就中、當城御上洛以後、於數輩御敵等中、既
迄于十ヶ年楯籠候間、於于今者、失兵糧衛計候間、
近日苟取作毛、可致合戰之由、治定上者、討死之
条勿論也、然則、國退治之段者、不及申、先當城
合力事、急速被成下御教書、欲成軍忠勇、路次難
儀之間、以切紙令言上候、以此旨、可有御披露候、

恐惶謹言、

貞和二年九月四日

(二階堂)
紀伊權守行仲上裏判

沙弥道惠上裏判

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一、二二三三号文書ト同文ナリ〕

『寫在卷本』

○いしゆるんのすけ三郎入道殿御かたきになり、いさくのしやうかわきたに、二三日のほどに、うち入へきよしちゝやう候、御存ちのことく、このしやうふせいニ候へハ、なんきいてき候ぬと存候、御かうりよく候て、このしやうをかたくもち、りやうけの御ねんくをまたくして、きやうしんつかまつり候はゝ、おほやけわたくしニつけ候て、めでたく存候、このしやうを御かたきにとられ候てハ、かたゝくの御大事『本ノマ、』にもなるへく候、このやうを、御こゝろへ候て、御ひろうあるへく候、恐く謹言、

九月十日

かくけん在判

かちへさへもん入道殿

御方

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一、二二三三号文書・「旧記雜錄附録二」一、二三四号文書ト同文ナリ〕

『案文在卷本』

○ 注進

薩摩國動乱之間、院家御領伊作庄河北仁、御敵等構城塙於所に、田尻・坂本・今田已上三箇所仁、構城塙楯籠之間、庄内荒所仁罷成候之處、嶋津左京進入道と恵、帶梨原法眼下狀、去年四月七日、中山城仁打入、被差置代官、直人名主相共仁、彼三ヶ所之城ハ(ヲカ)被攻落候之處、日置北郷河北者、大隅助三郎入道と忍令押領候之間、今年五月中仁、自守護方名主各如元しすゑられ候處、同八月中仁、助三郎入道と忍又成御敵、追落日置下司宗太郎忠弘之城、同北郷河北河南一曲仁、(円カ)被押取候了、就其伊作庄河北仁、御敵等近日可寄來之由、及治定

候之間、爲全庄内、道惠代官、名主直人相共、中山城桶籠候、如此奉爲 領家、道惠被致忠節候事、無子細候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和二年九月日

藤原種秀

藤原惟弘

沙弥道願

進上 御奉行所

沙弥西念

沙弥良心

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三〇号文書・二二三二四号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○薩摩國合戰事、注進狀披見畢、大隅助三郎入道と忍以下、与同于凶徒云々、相談守護人、不日可對治之狀如件、

貞和二年十一月廿一日

(直義)
(花押)

嶋津左京進入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三三三三号文書ト同文ナリ〕

『正文在手鏡』

○このあひたしやうにこもりてしんく候らん事、かへすくおとろきおほえて候、たひく申され候せいの事、三条殿へさいそく申候ほどに、いそきた候て、おほせらるへきよし御返事候、あひかまへていま一こらへこらへられ候へく候、東國もハやかすかのししうたれ候て、せいひつして候、いまもそのへんハかりにて候へハ、猶くせいの事、さいそくしてむけらるへく候、又三郎左衛門いとまをつよく申候へとも、たうしハことに人すくなく候うへ、しよし御よう人にて候ほどに、ふつとかなふましきよし申て候、猶もおしてくたりなんとし候ハ、かたきにしゆんして、しやうより申さるゝ事も、きつくましきよしを申ふくめて候、そのやうを心え候て、それよりもよくくおほせふくめられ候へく候、それより申さるゝ事も、三郎左衛門これに候て、はしりまハリ候によりてこそさたもきうに候へハ、そなたのちからに

て候、このやう心えられ候へく候、
『貞和三年欵』
四月二日
(尊氏)
(花押)

左京進入道殿

(本文書ハ、「旧記雑録前編一」二三九号文書・「旧記雑録附録二」一一二一三
号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○薩摩國凶徒事、近日殊令蜂起云々、早可被致軍忠、

仍執達如件、

貞和四年二月九日
『一色少輔太郎入道』(範氏)
沙弥(花押)

嶋津左京進入道殿

(本文書ハ、「旧記雑録前編一」二二六号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○薩摩國爲凶徒退治、被差下之處、有上洛之聞、爲

事實者、太不可然、所詮、相談守護人、可致嚴蜜

沙汰之狀如件、

貞和四年八月廿九日
(直義)
(花押)

嶋津左京進入道殿

(本文書ハ、「旧記雑録前編一」二二七号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○兵衛佐直冬事、隱謀既露顯了、早令發向彼在所、

可誅伐之狀如件、

貞和五年十二月廿七日
(尊氏)
(花押)

嶋津大隅左京進入道殿

(本文書ハ、「旧記雑録前編一」二三〇八号文書ト同文ナリ)

『案文在卷本』

師直・師泰誅伐事、早馳參御方、可被軍忠之狀如
件、

觀應元年十一月三日
(直義)
御判

嶋津左京進入道殿

(本文書ハ、「旧記雑録前編一」二二三〇号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○薩摩國伊作日置庄領家職事、爲兵糧料所當年、所預置也、早守先例、致沙汰、可執進年貢之狀如件、

觀應二年七月四日

(直冬)
(花押)

嶋津大隅左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三六一号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○大隅薩摩兩國凶徒退治事、急速令發向、可致忠節之狀如件、

觀應二年七月廿六日

(直冬)
(花押)

嶋津左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三三六号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○可參御方之由、被聞食了、神妙、有其功者、可被

抽賞者、

天氣如此、悉之、以狀、

正平六年八月三日

左中辨 (花押)

大隅左京進入道館

『右上包』

「吉野宮繪旨」
將軍御教書 二通

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三六九号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○爲御方、於所々致合戰云々、尤以神妙也、追可被仰下之狀如件、

正平六年十一月十三日

(龜氏)
(花押)

大隅左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三八七号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』

○於大隅薩摩兩國、致忠節条、尤以神妙、弥可抽戰

功之狀如件、

觀應三年卯月十三日

(義隆)
(花押)

嶋津大隅左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四〇五号文書ト同文ナリ)

『寫在閉本』『奉行齋藤四郎兵衛尉 彌六持下 將軍家』

○凶徒對治事、被忠節之由、嶋津上總入道所注申也、尤以神妙也、弥可抽戰功之狀如件、

文和三年九月十九日 (尊氏) 御判

嶋津左京進入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五六号文書ト同文ナリ)

『正文在手鏡』
○ (尊氏) (花押)

嶋津の左京しん入道、おきの入道子とも、いまゝてこらへてちうをいたす事、しんへうに候、おハりのくにハつかさきのしやうもおとされ候ぬ、ちちのふもんくらへもかう人ニまゐり候ぬ、こなたさまハ、みなせいひつして候、猶くちうをいたすへし、又新田かしそくもいけとられ候てきら

れ候ぬ、いまはいよくちからをそへて忠をいたすへし、きよかんあるへし、このあひたのしんく

こそ、かへすくしんへうに候へ、
▽貞和二年△
潤九月十四日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三七号文書・二二五六五号文書・「旧記雜錄附録二」二二四号文書ト同文ナリ)

○法號花嚴榮公大禪定門、

二郎三郎 (二男) 太郎三郎 豐前守 號津野、

○領知於信濃國大田莊、

○法名道忠、

久俊 (三男)

三郎左衛門尉 但馬守 主殿助

○九月二日死去、法名淨俊、

實久

彦五郎 主殿助 周防守 豐後守

明徳二年乱逆之際、爲義滿將軍家忝被任豊後

守、

應永十八年五月十四日卒、法名道俊、

左近將監

秀久

彦五郎 主殿助 豊後守

應永十六年十二月十五日死、法名勝俊、

忠俊

彦五郎 五郎左衛門尉

法名妙俊、

仲久

三郎五郎 民部太輔

廿八歳出家、法名永俊、號頓翁、

光久

彦五郎 主殿助

ほうしゆ

『寫在卷本』

○ゆつりわたすほうしゆかところに、しなのゝくに

おうたのしやうかんしろのかうの内てんちの事、

合いちやうにたん大内

一丁大かはつらのうち にたんひるさはの
しんしかつくり かしのつめ

右、かのそりやうハ、ひさなちうたいさうてんの

ところなり、しかるに、きよねんくゑんこう二けうし

んはうかほんきう一丁、ならひにひるさはのひんか

し二反お、ゆつりあたうといへども、けうしんハう

かほんきうわろきよし申あひた、かはつらのうち、

しんしかつくり一丁大ニたてかへ、以上一丁二反大、

ほうしゆに、一こふんゆつりあたふるところなり、

たのさまたけなくちきやうすへし、いちこののちハ、

そうりやうニつくへし、たゝし、このてんちゆつり

あたふる心さしハ、久長のちのほたいをとふらはれ

んかためなり、しかれハ、おやのめいをそむかず、

ほうしになりて、こせをねんころニとふらふへし、

又久長かさけのいたわりによりて、てふるうあひた、

かのゆつりしやうをハ、おうかたとの、御ハんを申、
そうりやうむねひさかしゆせき、をなしくハんをせ
させて、とらするところなり、よてのちのために、
ゆつりしやうくたんのことし、

(元亨)

くゑんかう三年五月廿

そうりやう宗久在判

久長

ひくにめうたう在判

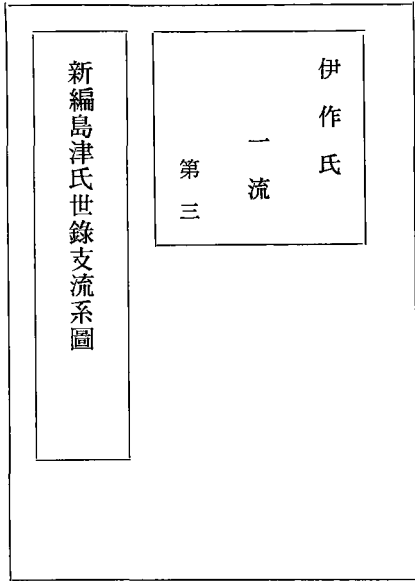
(本文書ハ、「旧記雑録前編」一三三九号文書ト同文ナリ)

久行

號恒吉、新三郎 法名覺受、

此末記別紙、

〔表紙〕



『伊作三代』
△親忠

初忠親 宗四郎 左衛門少尉 下野守

『案文在志布志兼阿多飛彈忠縣』
嶋津大隅愛壽丸言上

薩摩國凶徒等、構市來院城廓、依立籠、以今九月廿九日、御合戰之時、愛壽丸若黨東条孫七尙元以下、

致軍忠、合戰之次第、隱岐七郎行貞・知覽院三郎久直令見知訖、然者早賜御一見狀、爲備後證目安狀如件、

建武四年十一月廿四日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一九八七号文書ト同文ナリ〕

『正文有手鏡』

○薩摩國凶徒誅伐事、致軍忠之由、嶋津上總入道所注申也、尤以神妙、弥可抽忠節之狀如件、

康永二年三月二日 (直巻) (花押)

嶋津大隅宗四郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七〇号文書ト同文ナリ〕

『正文在卷本』

○ゆつりわたすそりやうさつまのくにいさくのしやうかわミナミ・同へきのしやう、

右、件そりやうハ、たうゑちうたいさうてんのそりやうたるあひた、ちやくしそう四らうに、したいさ

うそくのもんしよあひそへて、ゆつりわたすところ也、但、このうち、次男彦二らうにゆつるところきかい、もんしよに見えたり、同女子にゆつるところ、ゆのうらの田地さかい、もんしよに見えたり、わつらいなくもたせらるへく候、もし、かやうにはからいおき候ところに、いらんわつらいなさんものハ、たうゑしそのきあるましく候、よてのちのためにゆつり狀如件、

『押札ニ有之、但案文』

正平九年六月廿三日』

たうゑ (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五三、四号文書・二五三、六号文書ト同文ナリ)

『寫在卷本』

○きたむるをき文の事、

右、たうゑかそりやう、をのくわかちゆつる、そしら、そりやうのめいをそむかん時ハ、ゆつるところのそりやうを、そりやうちきやうすへきなり、但、そう四郎か子とも、しせんの事あら

ん時ハ、ひこ次郎と、まつ壽丸か中ニ、そりやうをゆつるへし、又ひこ次郎とまつ壽丸子なくハ、そう四郎か子孫ニゆつるへし、仍爲後日、をき文如件、

正平九年六月廿三日

たうゑ在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二五三、五号文書・二五三、七号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

薩州池部城合戦之時、於御方被疵之由事、尤以神妙也、弥可致忠節、仍執達如件、

康安二年三月廿五日

左京大夫 (花押)

(斯波兵衛)

大隅小四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一九九号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

今月六日御狀同七日到來、委細承候了、

抑三原滿兵衛入道被申候条と、委細令申御返事候、定可有披露候哉、猶と世上不審事者、此御使可被

申候之間、省略候了、每事期後信候、恐々謹言、

三月八日

沙弥道鑒(貞久)
(花押)

謹上 大隅宗四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」九八号文書ト同文ナリ)

『正文』

○上卿 權中納言

正平十九年九月十四日 宣旨

左衛門少尉藤原親忠

宣任下野守

藏人頭左近衛權中將藤原朝臣實秀奉(西園寺)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四七号文書ト同文ナリ)

『正文』『繪旨也』

○可參御方之由、被聞食早、有殊功者、可被抽賞者、

天氣如此、悉之、以狀、

正平十九年九月十四日

(西園寺実秀)
左中將 (花押)

嶋津伊作下野守館

『上包』

嶋津伊作下野守館 左中將 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四八号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○ 御名字事、聊有憚事候間、親忠と被仰候、同

事候者、可得御意候也、

去五月十九日御狀、八月六日到來、喜承候了、多

年奉及候之間、可申之旨、乍思給候、遠國之境、

便風不容易、仍乍存送年月候之處、態御音信、尤

本望候、就中當方御參事、殊以日出候、繪旨并

御官途事、其境事者、宮將軍御注進之時、每事

御沙汰候、無左右難及御沙汰候、但、内々申沙汰、

繪旨并御官途事無相違候、日出候、相構面目候之

様、可被擧御旗候哉、

一御本領事者、已繪旨文章ニ、有殊功者、可被抽賞

之由、被載之上者、大方者、不可有子細候欵、先

大方御安堵 繪旨無相違之上者、重可被申候也、

其沙汰候、又自余御一族官途事も、追可被申候、

石堂邊へも被仰候之間、公方へ申候、彼是傍例難
義候へとも 勅許候、返々目出候、雖向後、重可
奉候也、

一鎮西宮將軍仁可被申狀事、奉候了、坊門と申候仁、
當時兵衛督と申候、當家一門候之間、彼方へ進狀
候、被遣御雜掌、委細可被仰候也、彼仁一方申沙
汰事候、委事以頼方安東本ノマ、令申候、

一此御使令對面、委細其境事奉候、又所存分、大概
申合候き、可尋聞給候、御進退事者、依國躰、定
可落居候欵、

一竹侍者、此邊ニ細く相看申候、委事者、定其邊よ
りも可被申候哉、

一弓三張こふし卷二張
白木一張・革十枚白革五
染革五、慥給候了、殊更
弓、此境にハ難得物候、令祕藏候、如此色く送給
候条、芳志之至喜入候、悉以自愛候、其子細申合
御使候了、又輕微之至、雖其憚候、邊土之式不甲
斐候、折節所在分扇十本進之候、下品之至比興候、
於今者、細く以便宜可奉候、頼方安藤本ノマ、下向、全分不弁

東西之物候、未練之至雖心苦候、以舊好參申候欵、
且又其境事、能く爲奉定進之候、年内相構令歸參
候之様、可被仰合候、千萬難盡狀候之間、省略候、
恐く謹言、

『正平十九』
九月十五日

(藤原)
關方
(花押)

伊作下野守殿御返事

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四九号文書ト同文ナリ)

『正文』

○さつまのくにさつまこをりのうち、ときよしみや
うのうち、くしきのゝむらのうち、しもへきた五
たん、たしりた三反、まとはその一かしよの事、
右、件のところハ、わかまつのまこ大郎か、ちう
たいさうてんのしよりやうなり、しかるを、いさ
くどのゝ御かたに、しろのようとうすくわんもん
ニ、ゑいたいをかきて、うりわたしまいらせ候事
しちなり、かのところのをきてハ、もとよりちと

うあひいろハす候うへ、いまさらちとうまい、ち
とうくうしあるへからす候、たゝし、しゆこ御く
うしハ、ふけんにしたかいて、御きんしあるへく
候、よてこにちのために狀如件、

(貞治) ちやうち七ねん 五月初八日
さる (若松)

忠貞 (花押)

『押札』

「ふんほう元年

いさくへき正わくわん・二兩年の、りやうけねんく
三百くわん文のうけとり正文、やまた入たう京上の時、」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八〇号文書・一九二号文書ト同文ナリ)

『正文』

○嶋津修理亮相共、可致忠節之狀如件、

應安五年正月廿五日

(今川貞世) 沙弥 (花押)

嶋津下野入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二二三号文書ト同文ナリ)

『正文』

○嶋津三郎相共、可致忠節之狀如件、

應安五年正月廿五日

(今川貞世) 沙弥 (花押)

嶋津下野入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二二三号文書ト同文ナリ)

『正文』

○被差進親類山田太郎左衛門入道之条、尤神妙、急

重馳參、可被致忠者、可被抽賞狀如件、

應安五年十月十三日

(今川貞世) 沙弥 (花押)

嶋津伊作下野入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二二三号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○追申入候、

御官途之事、御面目之次第、定可有御申入候哉、

重恐惶謹言、

畏申入候、

抑今度山田殿爲御代官上府候間、諸事御満足之躰、目出度畏入候、雖不甲斐く敷候、此後者御代官一分と可被思食候哉、公方の御意も可然候つるハ、此御方御上府故候哉、世上躰ハ、不能注申入候、恐惶謹言、

十月廿八日

沙弥幸阿(花押)

『上包』
進上 山田太郎左衛門入道殿 沙弥幸阿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三二号文書・「旧記雜錄附錄二」二二三二号文書ト同文ナリ)

『正文』

○久不申承、不番候處、御音信爲悅候、抑此邊凶徒等事、度々合戦、每度御方打勝、或討取、或追捕候了、今明日之間、辛府博多可打入候、定御上府候て、入見參可申承候、恐々謹言、

二月廿一日

大宰少貳冬資(花押)

謹上 嶋津下野入道殿

御返事

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三二号文書ト同文ナリ)

『正文』

○去七月十三日御札、今月十九日到來、委細令承悅候了、當方御對治事、大略屬無爲候、公私目出候、其境御合戦之由承候、無心元候、過々九州令靜謐、以參會可申承候、每事令申御使者候了、恐々謹言、

十月十九日

大宰少貳冬資(花押)

謹上 嶋津下野入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三二号文書ト同文ナリ)

『正文』

○嶋津下野入道道壹申訴訟事、薩摩國守護人嶋津上總介伊久執申候、仍捧擧狀候、謹進覽之候、可被經御沙汰候哉、於鎮西致忠節候之間、如此令言上候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

應安八年四月廿日

沙弥了俊(花押)

進上 武藏守殿

(細川頼之)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二九二号文書ト同文ナリ)

○六月二日死去、法名道壹、號天南、

久氏

龜壽丸 彦二郎 三郎左衛門尉

『正文在卷本』

○ゆつりわたす二男かめすに

さつまの國日置のほかうよしとしミやうの内、
りやうけやしき、ちとうやしき、同そのく
さんやら、くます井たうミやうの内の公田参
分二、同うミ参分二の事、

右、かのそりやうハ、道惠ちうたいさうてんの
所也、しかれば、かめすに永代ゆつりあたへを
はぬ、たゝし、よしとしミやうのさかいは、り
やうけとそうかう中分狀にミへたり、そのむね
をまほて、一円ちきやうすへし、よてのちのふ
しんあらしたために、しひつにてかきをくゆつり
狀如件、

嘉曆貳年後九月廿一日 道惠（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一四八号文書ト同文ナリ）

『寫在卷本』

○しまつの三郎さゑもんかこのたひのいとまの事、
ふつとかなふましく候、このむねをそむきて、
なをくも申、又おしてもくたらハ、世としや
うくかたきとなりて、なかくめしつかふ事あ
るへからず、この事いつハリならハ、
いせ大神くう 八まん大ほさつ きたのゝ天神
の御はつをたか氏かうふるへし、

壬九月十四日

たか氏あり
御ハん

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一四八号文書ト同文ナリ）

○尊氏將軍家近習之幸臣也、是以有所賜于老父宗
久法師之數通簡牘、已記于宗久之譜中、故略于
此矣、

○尊氏將軍家欲誅伐於楠正行、發軍勢、久氏亦屬
將軍方、九月九日、將進發、于時 尊氏卿於東

寺賜扇子於久氏、珍戴再三、而後披見之、則施菊花之畫圖、且有自書之詠歌曰、

九ツノ國ヨリ御代ハ治リテ

目出度コトヲ白菊ノ花ト云云、

以此扇子贈薩摩州、所獻舍兄下野守忠親也、而後同月十一日久氏者、於天王寺遂戰死畢、

『正文』

○伊作三郎左衛門尉久氏 高氏將軍之御代在京、攝津國天王寺合戰之時、京方之負戰之由承給、可罷下御暇雖被申候、御暇不出間、久氏押下向時、忝高氏東寺迄御成候、御留雖候、無承引罷下時、御扇菊ノ畫書、如斯之一首之歌曰、九ツノ國ヨリ御代ハ治リテ目出度夏ハ白菊ノ花トアソハシテ、此御扇給テ、久氏翌日打死、其無藏云々、已後此扇舍兄下野守方下給候、于時應永廿五年中秋廿四日、早天ヨリ籠蒙、且ハ爲家又一家之氏族、源藤之移リ、皆一末法之露、一河

之流爲知、日影西傾、白日雲遮ラル、齡種華ノ如向日、書之筆跡外見憚多云々、嗚呼面皮厚三寸、愚僧其姓ハ、當家前大隅守忠長末跡也、遙經數日、自鎮西東伊勢難波地ヨシアシトタニ云カタキ後身也、古暫其身ヲ置西國、恨ヲ留都、毎日儀ヲ千度移袖行去、源康頼・俊勸僧都ノ跡ヲ爲一見、又ハ父母七世舊跡ヲ尋、出家ト云又ハ行脚ト云寄立、一夏伊作居、彼系圖ノ古人ヲ弔ト云々、定テ此故ニ暫ク迷三道ヲハ出、六根六識ニ迷ワサレ、又眼耳鼻舌身意ニ縛セラレシ夏ヲワキ、一々唯仏与仏悟ヲ皆得給ト云々、仍一句、

空ニ横寒月燒不燒

天文十九年^{庚戌}八月廿八日書之 伊作後胤信州書

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三六三号文書・「旧記雜錄前編」二六四九号文書ト同文ナリ)

「右書、去年代者遠矣、然而專言久氏忠功之異于他、故記于此矣、」

竹壽丸

大炊助

○居住于信濃國神代郷也、

忠武 三男

松壽丸 若狹守 ○法号道滿大聖、

神代家 四男

○領知信濃國大田莊之下、

女子

女子

字ほうしゆ子 田布施之二階堂某室、

『正文在卷本』

○譲与 字ほう壽子所仁、

伊作庄今田名内水田森本壹町貳段ならひに中原
名内寺前八段、宮内名内しやくしん蘭壹ヶ所円
性房屋敷、

右、件の所領ハ、道壹重代相傳の所領なり、しか

るを、ほうしゆこに譲あたふところなり、但、

いちこの後は、そうりやういぬわか知行すへし、

かやうにゆつりあたふるうへハ、いつれの子にて

も、かの所にいらんわつらいをいたさむともから

ハ、道壹子孫たるへからず、仍爲後日讓狀如件、

建徳貳年五月廿七日

道壹(親忠)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二〇七号文書ト同文ナリ)

△久義

犬若丸 大隅守

『正文在卷本』

○讓わたすちやくしいぬわか丸に、

さつまの國伊作庄みなミかた、

右、件の所領は、道壹重代相傳の所領たるあひた、
ちやくしいぬわか丸に、したい相傳のもんしよを
あひそへて、讓わたすところなり、但、なかのさ

との内に、宗五郎仁讓ところあり、水田拾壹町同
 藪、かやうに讓与といへとも、もし宗五郎男子な
 くハ、一後の、ちは惣領知行すへし、もし又いぬ
 わか男子なくして、をなこはかりあらは、ゆのう
 らを女子にゆつるへし、惣領をは、わか二郎にゆ
 つるへし、わか二郎男子なくは、宗五郎にゆつる
 へし、かやうにはからいをき候ところに、いらん
 わつらいをなさむものは、道壹か子孫のきあるま
 しく候、仍爲後日讓狀如件、

應安參年二月廿三日 (親忠)
 道壹 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇一号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○讓与 犬若母所仁、

伊作庄南方内伊与倉水田ならひに藪、
 右、件の所領は、道壹重代相傳の所領なり、しか
 るを犬若母にゆつりあたふるところなり、但、い
 ちこの後は、そうにゆつるへし、もしそう男子な

くハ、惣領いぬわか知行すへし、かやうにゆつり
 あたふるうへは、いつれの子にても、かの所にい
 らんわつらいをいたさむともからは、道壹か子孫
 たるへからず、仍爲後日讓狀如件、

建徳貳年五月廿七日 (親忠)
 道壹 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇八号文書ト同文ナリ)

○對南方別府某、有宿意之未散、故廻欲誅伐之籌策、
 發軍勢不以時、正月元旦、發於伊作、別府之内、
 以稱鵜塚之地構一陣、未施帷幕、城裏之軍衆不移
 時刻發出來、而却而責久義之陣、久義以無勢故、
 不得進退、徒經數日而已、於茲、大守元久公使一
 价爲制禁、故令開陣畢、又田布施二階堂某者久義
 之姉婿也、別府亦二階堂之爲婿、是以今度不合力
 於久義、故久義發憤、欲報恨於二階堂、而告之於
 太守、太守亦慮後之有害也、應久義之請、且又太
 守構陣營於田布施、周圍攻責者太急也、二階堂不
 得防禦爲降伏、向市來沒落畢、委曲記元久公譜中

者也、

『正文在手鏡』

○御札之旨、委細承候早、如仰速く可申承之由、乍相存、御在京之間、無其儀候之處、御下向、就公私悅入候、抑加世田別府御拜領、先以目出度存候、將又使節間事、不甲斐候之間、雖可申辭退候、御方様御事候之間、今度者可隨仰候、仍御施行案文給置候了、正文者令返進候、巨細令申御使候了、每事期見參之時候、恐く謹言、

九月二日

沙弥定圓(炭谷重基)
(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三二五号文書・「旧記雜錄附錄二」一三二五号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○別府はんふんの事、

一 たうはうの内さかりまつ、こみなど 一 たけた

一 つぬき

一 いて

一 おうらはんふん

一 のまかたわら

一 やまはんふん

一 上下ふん

一 ちとうしよいちをくわへたる定

一 宮寺のこさす

一 田のく

へふはんふん、いさくとの、御ちきやうあるふんの事、

たうほんの御たいくはんの時、しるしおかれて候はん、

永和元年丙辰十月一日、これをしるす、

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三二六号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○一日預御狀候条、于今悅入候、抑奥州上洛事、無是非治定候由、度々以兩使承候間、貴方様にも同前被申候哉、隨而我く間事、奥州參洛候はんするにハ、在國事かつけ事、無方便候間、上意憚存候、誠奥州參洛候者、就諸事雖難叶候、罷上候ハて者、

難義至極候、か様大綱各申談候、進水平入道候、

愚意条々此仁申合候、定可令申候哉、不殘御心底、

此御返事承候者、本望候、恐々謹言、

九月十二日 ^{①十六} 伊久(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」三二八号文書・「旧記雜録附録一」五七四号文書ト同文ナリ)

『案文在卷本』

○ へふはんふんの事

一 たうはうのうち さかりまつ、こみなと こひちえさかふへし 一 たけた

一上

一 つぬき 一 いて

一 おうらはんふん 一 のまかたはら

一 やまたはんふん 一 上下ふん

一 ちとう所いちをくわへたる定

一 ミやてらのこらす

一 田のく 一 あきめ

ほんをハ御うちにまいらせ候時、うつし候て、こ

れをハとゞめおき候、

明德二年癸酉十一月廿七日

(本文書ハ「旧記雜録前編二」五〇八号文書ト同文ナリ)

久親

號若松、若次郎丸 下野守 子孫記別紙、

『正文在卷本』

○ 譲与 若次郎丸に、

伊作庄南方内日置吉利田畠ならひに熊栖田畠山

野川海 四至堺
本文書あり、

右、件の所領は、道壹重代相傳の所領なり、しか

るを若次郎に永代をかきて、譲与ところなり、御

公事は、分限にしたかいて沙汰をいたすへし、か

やうにゆつるといへとも、若次郎男子なくは、惣

領いぬわかゆつるへし、かやうにはからいをく

うへは、かの所にいらんわつらをなさんとみから

は、道壹か子孫のきあるへからず、仍爲後日讓狀
如件、

建徳貳年五月廿七日

(親忠)
道壹(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二〇号文書ト同文ナリ)

○法名宗壽、

— とうゆうの房

『正文在卷本』

○讓与 とうゆうの房所仁、

伊作庄北方伊与倉名内水田 桑木五段
同次郎太郎入道屋敷
園壹ヶ所

宮内名内極樂寺後田伍段、

右、件の所領は、道壹重代相傳の所領なり、しか
るをとうゆうの御房にゆつりあたふるところなり、
かやうにゆつりをくうへは、いつれの子にても、
かの所にいらんわつらいをいたさんともからは、
道壹か子孫たるへからず、但、いちこののちはわ
か二郎知行すへし、仍爲後日讓狀如件、

建徳貳年五月廿七日

(親忠)
道壹(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二一号文書ト同文ナリ)

— 親久

近江守 西之元祖也、子孫記別紙矣、

— 久幸

加賀守

『正文在川邊玉泉寺』

○寄進狀

松崎觀音堂 長興寺

右、件之寄進水田松崎系のき田二段、うゑのは
らのふ内、めうけんのとりにさかひ、觀音堂ち
やうこうしに寄進申處實なり、まんさう公事を
令停止、仍寄進狀如件、
應永九壬午年八月十八日

伊作加賀守久幸(花押)

『上書ニ有之』
「寄進狀松崎觀音堂」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六九〇号文書ト同文ナリ)

久秀

伯耆守 加賀守

『正文在川邊玉泉寺』

○奉奇進

さつまの國いさくのしやうの内五りやうのしまの
うつみなみ一反、けすくりの内十ま一反、伊作賀
加守方より、河邊郡宮村長興禪寺きしん仕候事實
也、此内④そのほのはら内田実屋敷その大のは、内田殿へ屋敷一所そゑ進之
候、同かゝのかミ母御方より、けすくりの内さう
つしりのミなくち一反、ちやうこうしニ寄進申候、
若他のさまたけ候て、いらんわつらい候する時ハ、
此狀ニまかせ、永代をかきり御知行あるへく候、
仍寄進狀如件、

應永卅三年丙午十一月廿六日

伊作賀加守
久秀(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇六一号文書ト同文ナリ)

久次

宗五郎 左馬頭 肥前守

久重

左馬頭

久次

二郎

宗三郎

久俊

宗六

十忠

初十久 字六郎 遠江守

『正文在卷本』

○譲与 字六郎所仁、

伊作庄花熟里名内水田貳町五段并菌三ヶ所、此菌内壹ヶ所ハ、花熟里入道居菌たるへし、今田名内野崎田五段、

右、件の所領ハ、道壹重代相傳の所領なり、しかるを六郎仁永代をかきてゆつりあたふるところなり、たのさまたけなく知行すへし、かやうにゆつりをくうへハ、いつれの子にても、かの所仁いらんわつらいをいたさむともからハ、道壹か子孫たるへからず、御公事にをいてハ、分限にしたかいて、沙汰をいたすへし、かやうにゆつりをくといふども、そうりやういぬわか、めいをそむかは、惣領ちきやうすへし、仍爲後日讓狀如件、

建徳貳年五月廿七日 (親忠) 道壹 (花押)

(本文書ハ、「旧記雜録前編」二二二号文書ト同文ナリ)

○法名道三、

久周 國イ

久清

石見守 法名道全、 宗次郎

男子

ぞう

△勝久

四郎左衛門尉 大隅守

『正文在卷本』

○薩摩國東郷之内、澁谷薩摩入道重佛本領地事、

右、爲新所預申候也、任先例、可被致沙汰候、仍之狀如件、

應永三年二月十八日 (伊久) 道哲 (花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ、「旧記雜録前編」二五六号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○ 契約

一於 天下御大事者、加談合同心仁可致忠節事、

一年來同心之儀、雖無他事候、於向後弥成思水魚、

爲一味同心、御大事之時者、身大綱存、互見繼被

見繼可申事、

一如此申談上者、自然雖有和讒凶害之儀、守此契之

狀旨、閣是非不可有違變事、

若此条々偽申候者、

伊勢天照大神宮 八幡大菩薩 熊野三所權現 天

滿大自在天神 諏方上下大明神 稻荷大明神

御討お可罷蒙候、

應永三年六月十七日 元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」五六五号文書ト同文ナリ)

『正文』

○於此方大儀等候、率軍勢早々越國候者喜入候、恐

と謹言、

八月廿五日

『澁川左近將監啟』
滿頼(花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」五六七号文書・「旧記雜錄附錄二」一三二二号
文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國加世田別府事、今度身之大綱之時分候、一

味可被召弓箭由承候間、彼地事、加退治可進一円

候、仍爲後日狀如件、

應永六年十二月十八日 元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六三三三号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國谷山郡内三十町并村原等事、爲祈所々相計

也、任先例、可被領知之狀如件、

應永七年二月十五日 陸奥守(元久)(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」六四六号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國谷山郡和田村并佐屋脇半分事、爲祈所と計申也、任先例、可被領知之狀如件、

應永七年卯月十九日 元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六五四号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國益山庄事、爲祈所と計申也、任先例、可被

領知之狀如件、

應永七年卯月十九日 元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六五五号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國之内南郷事焉、

右、爲祈所と申預置也、任先例、可致沙汰之狀如

件、

應永八年八月廿一日 久哲(伊久)(花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六七七号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國之内日置庄之内名主職事、所申預候也、仍

狀如件、

應永八年十月十日 久哲(伊久)(花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六八〇号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○薩摩國於智覽見院、自元久方之号祈所、先日知行

分之水田貳拾町事、

右、爲祈所、可有知行之狀仍如件、

應永八年十一月十六日 久哲(伊久)(花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六八一号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○薩摩國阿多郡二階堂本知行多布施間事、依志存進置候、早任先例、可有御知行候、爲後日狀如件、

應永十年九月一日 元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二七〇七号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○阿多河邊知覽見御本知行事、身大綱存申、可沙汰候、聊不可有等閑之儀候、爲後日之狀如件、

應永十年九月一日 元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二七〇八号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國加世田別府之内大浦村事、任先例、知行不可有相違之狀如件、

應永十一年卯月五日 (伊久) 久哲(花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二七三三号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○薩摩國阿多郡北方多布施之内、除五代高橋、依有

御志進置候、任先例、可有領知之狀如件、

應永十三年七月十六日 元久(花押)

伊作殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二七四八号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○別府内自伊作殿御知行分注文事、

一唐人原 十二町

一唐坊 三町

一白貝方 四町塩屋三

一内野 三町 あいふしともに

一小湊 四町

一坂木 六町

一津貫 八町

以上、田數四十町

右、彼在所、悉退治之時者、押分而半分配可被申談候、仍爲後日坪付狀如件、

應永十三年九月廿五日 善了(花押)

親宗(花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」七四九号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○伊作殿へ身之意趣之事、如此申承候上ハ、自今後

今度之意趣不可相殘候、若此條偽申候者、

伊勢天照大神 八幡大菩薩御罰可罷蒙候、此段能

く可有御心得候、恐く謹言、

三月廿三日

存忠(久豊)(花押)

桃山殿
(音久力)

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」七五三号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○嶋津庄薩摩方

一所阿多 一所日置 一所南郷

一所高橋 一所知覧院瀨々村

一所河邊郡内田部田村一所

一所別府半分

△一所山谷郡内福本村内三十町同郡内中村之事、

所相計也、早任先例、可被領知之狀如件、

應永廿四年十一月二日 沙弥存忠(久豊)(花押)

伊作殿

(文書ハ、「旧記雜錄前編二」九六九号文書ト同文ナリ)

『正文在卷本』

○右、意趣者、田布施之事、一圓ニ被去給候上者、

依今度之儀、屋形之所存一切不可相殘候、於此内、

自然讒者出來候ハん時者、此衆中申談、無御振舞

違者、身々之大綱と存、意趣お可申披候、

若此條偽申候者、

伊勢天照大神宮 熊野三所大權現 正八幡大菩薩
諏訪上下大明神 天滿大自在天神 稻荷大明神
御爵可罷豪候、

應永廿八年三月十五日 大寺 元幸(花押)

柏原

好資(花押)

▽伊地知△

久阿(花押)

▽鹿屋△

玄兼(花押)

▽禪山△

孝宗(花押)

▽平田△

重宗(花押)

▽伊作殿△

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九九五号文書ト同文ナリ)

○播摩守守久居住于山門院、而 太守之爲(恐カ)冠者久矣、
於茲、使又三郎 貴久公後稱忠國爲大將攻 守久、于
時勝久亦爲從軍、在山門陣中之日、叔父遠江守十
忠與群臣俱爲一揆、攻勝久之居城、且十忠企謀計、
勝久之算非、請于 久豐公、 久豐公亦有遺恨之
未散、是以令許容、有勝久追放之命、不得已而捨
置妻子、向他邦令出奔畢、委曲記于 久豐公譜中

者也、

法名道恕、

女子

伊作遠江守十忠室、

女子

島津上總介久世室、

△教久

初範久 安鶴丸

『正文在卷本』

○嶋津之御庄薩摩方、伊作之庄北方并西之城、爲新
所宛行也、早任先例、不可有領知相違狀如件、

永享二年十月十一日 好久(用入)(花押)

伊作安鶴殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二五号文書ト同文ナリ)

○法名道芳、

女子

太守忠國之妾、友久母儀也、

『七代』
大安丸

『伊作多寶寺鐘銘』

○龔敬

奉懸鑄造推鐘一口

大日本國薩州伊作庄

石聚妙見大菩薩

御寶前仁

右志趣者奉爲正朝外朝

一先采土久『本ノマ、』 御願圓滿 社頭

繁昌 殊大檀那藤原大安丸

并大願主日隅政秀

根元願主沙弥善了

同勸進諸人等現當

二世之求願成就故也

大旦那大安丸并願主

源大夫政直欽

寶德三天師走十七日沙弥善了

友次 久住

大工国久

諸行無常

是生滅法

生滅々意

叔滅滅意樂

○伊集院諫方祭祀之爲頭人、祭終而後長祿二年戊寅
十二月四日頓死、享年十六、法號良山道賢、多寶

寺、

女子

式部大輔久俊室、

○明應七年戊午十二月八日死、法號永峯伊安大姉、

『伊作八代』
△久逸

初久俊 字龜房丸 又五郎 式部大輔 河內守
 ○永享十二年庚申誕生、母新納近江守忠臣女也、
 ○犬安丸早世而伊作家將斷絶、于時臣等請使龜房丸
 継家統於 太守忠國公、公不許、於茲乎戲遊之
 際、家臣等潛懷取我去伊作、令犬安妹妻我連續當
 家、實 忠國公三男也、

『正文在坊津一乘院』

○二春之御大慶、勝例年重疊、雖申事舊候、尙以不
 可有窮限候、珍重々幸甚々、抑先日御祈念之事申
 上候、忝被懸御意候、千秋万歳目出畏入存候、殊
 ニ御祈念之内ニ自屋形様國名拜領満足此事情、隨
 而宝生院爲御使僧御光臨、御卷數所持、忝畏入存
 候、其時分我等鹿兒嶋にて、不致參會候、心外存
 候、如何様以參上御礼等可申上候、万吉、恐惶敬
 白、

二月十日

河內守久逸（花押）

進上 一乘院

御同宿中

『上包』
 進上 一乘院 河內守久逸
 御同宿中

『上包裏ニ有之』
 嶋津

（本文書ハ、旧記雜錄前編ニ「一二三六号文書・旧記雜錄附録」二四九号
 文書ト同文ナリ）

○元祖久長以降領知伊作莊、居住當莊者尙矣、當乎
 立久公太守時、賜乎日州櫛間院、以移居當院也、

『正文在卷本』

○ 契約

一 雖世上如何様轉變候、無ニニ可被懸御意之由承候、
 我等も存其旨、聊以等閑疎略を存ましき事、
 一 忠續御近所与申、對我等無餘儀時者、無ニ無ニニ
 被仰談、一段可爲甚深之由承候、尤簡要之子細候、
 然者、自今以後、御大事をハ身之大事与可存候、
 如此申談候之處、對忠續候而、久逸野心之時者、
 忠續ニ可致同心候、忠續又對久逸野心之時者、久

『案文』

○態令啓入候、仍飫肥當所之間之就雜説、一日永徳寺芳藏主様雇申候て、爲請御意候、其方へ越申候、其時分、郡山へ御越ニ候て、意趣福昌寺殿御申上候、仍此方之雜説色ニ申候、可然様ニ以御了簡無事候様ニ御計可目出候、就其屋形様へ捧請札候、御披露奉憑候、尙々此方向之時宜、委細芳藏主福昌寺へ御物語候、定而被聞食候哉、此使者雖若輩事候、御年來名字に候間、持進上候、又申上候、永徳寺之鑿寺様申候て、此一筆を認申候、如何之巷説以御分別無事成様ニ候事、可目出候、

嶋津式部太輔久逸

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一五六四号文書ト同文ナリ)

○新納近江守忠續主日州飫肥院、雖爲一門、忽有不快之事、而漸爲冰炭、且復与伊東六郎左衛門尉祐國俱、忠續之園飫肥城也、

『案文在卷本』

○謹進上、抑

昨日捧狀候、定而參着候哉、就其屋形へ一筆身血を出し候て申上候、乍憚御取合奉憑候、彼使者若輩之事ニ候へ共、御年來名字計にて持せ進上候、被仰下候ハんする事ハ、御狀を可被下候、老名方へ進狀候、委細先札申上候間、令省略候、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一五六三号文書ト同文ナリ)

逸ニ同心可申候、就小節不和之儀出來候ハん時者、承分、某可致催促事、
一如此申談候之處、自然和讒凶害出來候者、互ニ無覆藏可申披事、
若此条々僞候者、

御神名

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一五六一号文書・一六二五号文書・「旧記雜録附録」二一二二一号文書ト同文ナリ)

○文明十七年乙巳六月廿一日、太守發大軍、爲飮肥陣之後攻、于時味方之軍悉敗、是以退入櫛間城矣、

○同月廿五日、守護之軍衆鳴鑿鼓來、陣櫛間熊田原、同廿九日、太守忠昌亦著陣而攻責甚急也、

○文明十七年七月二日、有和諧之媒既成、故同三日降櫛間城、而如元移伊作畢、

○島津薩摩守忠興与同新三郎忠福、忽有爲不快之事、漸及合戰、忠興責於忠福之居城加世田、忠福之兄下野守昌久者久逸之爲孫婿、是以合力於忠福、明應九年庚申十一月十一日、遂戰死於加世田、享年六十一、法号德瑤輝公、善勝寺殿、

○三原遠江入道昌安、有所與岩切三河守之書、雖爲他家證書、其中記自久逸幼稚至知天命之事、以故記于此矣、

『正文在岩切二右衛門』

○奉對 嶋津殿様江、岩切一統之夏、上古以來一日

片時無違變、普代御奉公之儀無比類候、就中、

^{〔大岳様〕}忠國様之御代仁可樂齋祖父之夏、別而被抽忠敷候、

其謂者、伊作殿之御息ニ犬安殿与申候御子候ツル、

御若年之時死去候、其砌伊作之夏、無主之爲躰候

之間、乍恐 忠國様之御三男之 ^{〔河州之御兒之名〕} 龜房殿様を伊作

殿ニ申請度之由、鎌田方鹿兒嶋へ以參上敷ケ度、

雖被申上候、 忠國様依無御領掌之、鎌田方心苦

敷被存候之折節、 龜房殿様爲御遊覽、表方へ御

指出候を、鎌田方奉見、是者与天之処と被存、

龜房殿様を無是非懷取被申、我か假屋へ奉入被申

候、此儀殿中へ被御聞召、御簾中様其外上下御驚

さハき無限様躰候、餘々笑止奉存候而、岩切方被

申上候様者、某 龜房殿様ニ追付御供可申候、於

我等御供申候者、少茂無御心元子細有間敷間、可

御心安之由、頻被申上候へハ、 御簾中様被聞食、

於其儀者御満足たるへし、偏ニ御頼之由蒙仰候、

此由を 忠國様も被聞召、さてハ岩切左様に申上

候欵、御感悅至極ニ被思召候、從爰者、岩切之夏、

龜房殿様之可爲御乳人、龜房殿様ニ付添申、野山之終迄も御供御憑之由被蒙仰候、扱者從今日者、岩切之事、龜房殿様へ御參せ候通、龜房殿様へも岩切へも、即御點合被成候、然間、河州様も侍を御持初之岩切にて候条、元日其外諸事御祝之時者、岩切を最前ニ被召出候事、無其隱候ツ、以其一筋目、河州様福嶋江御移之時も御供候、又自福嶋伊作へ御移之時茂御供被成候、此類之士、御家中ニ無二之儀候、當時數万人之侍雖多候、奉對當、御家之一筋に、岩切方ニ可相并御年來之仁者、二人とハ有ましく候坎、至愚老、先祖之儀御尋候間、大方書付進入申候、恐と謹言、

天正拾二年甲申八月十二日 三原前遠江入道 昌安(花押)

岩切參(信明)河守殿 御宿所

『上包』 岩切參河守殿 御宿所 昌安

『上包裏ニ有之』
三原前遠江入道

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一四三三号文書ト同文ナリ)

『伊作九代』
△善久

初忠真 又四郎

應仁二年戊子誕生、

死生存亡雖曰有命、忽然有不意之會災矣、維時明應三年甲寅四月十八日、爲奴僕所弒也、享年二十七、法號越山超公大禪定門、多寶寺殿、

女子

吉田次郎四郎位清室、

女子

島津下野守昌久室、

忠良

菊三郎丸

島津三郎左衛門尉忠幸依無世子爲猶子、

三原殿

進覽

若狹守
忠弘

『正文在卷本』

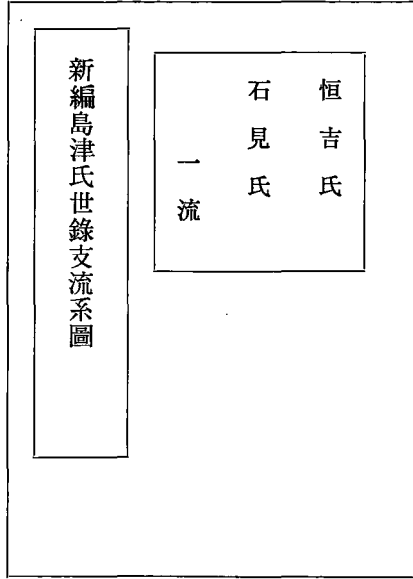
(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七七四号文書・「旧記雜錄附録二」一三三〇号文書ト同文ナリ)

○於加世田河州様御討死事、言語道断、迷惑千万無
申計候、心中同前之由、推量申候、さ候之間、此
刻菊三郎殿身上、已後迄之校量如何に共候哉、乍
若輩愚存にハ、弓矢事ハ無本候、屋形様ニ弥御
隔候てハ、無勿躰存候、其様旧友候之間、心中分
承候て、涯分可致故実候、但、屋形様之事、無申
事候、老名敷面と宛概はかりかたかく候、仍能と御
思案候て、知音之方と御談合肝要候、自然近所之
衆、ことに越前方などのくりかへ被移候てハ、後
と六借敷事可有多く候、於于今、御年來と申、人
の下にハ如何あるへく候哉、堅御思案候て、鎌田
出雲なども返狀かゝせ候て給へく候、其様數ヶ所
之手さつし存候、急便候之間、そと申入候、恐と

謹言、

▽⑩明応九年△
十月十七日

(喜入)
忠弘(花押)



久長

恒吉氏系圖

初忠長 號伊作、 彦三郎 下野守 大隅守
 法諱道意、

女子
 宗久

初清久 左京亮 法名道惠、

久實

二郎三郎

宗俊

三郎左衛門尉

久行

號恒吉、 新三郎

久純

新三郎 左京亮

久成

四郎左衛門尉

久元

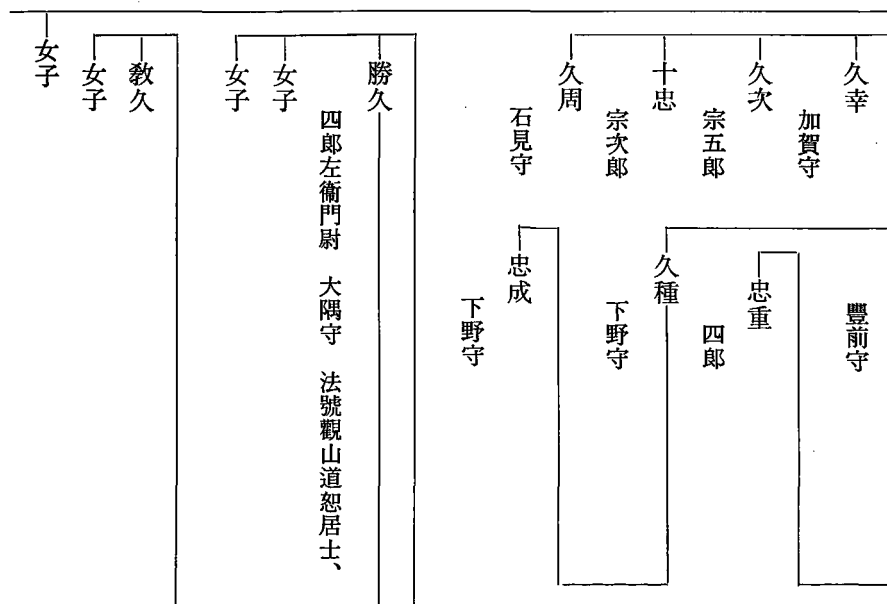
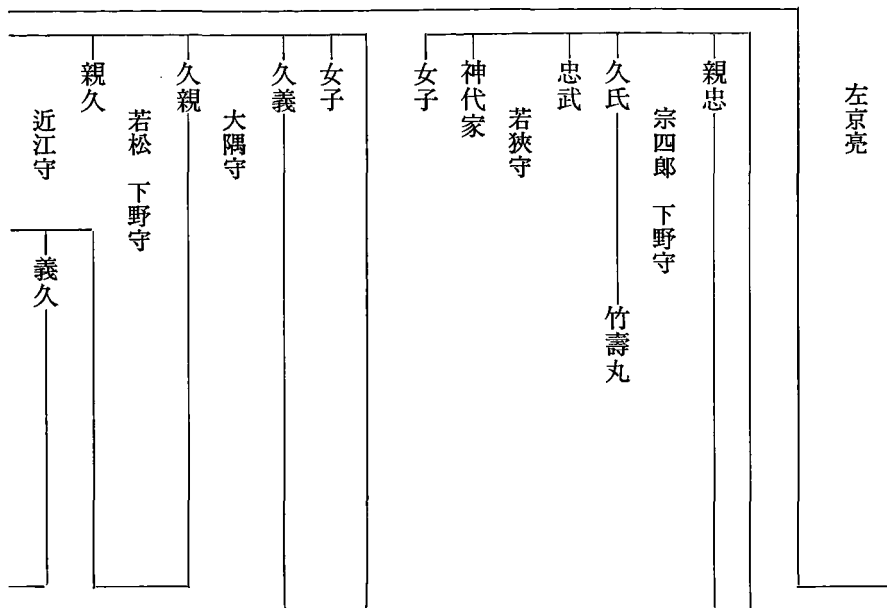
左京亮

久晴

新三郎 左京亮

女子

久實



久照

久守

左京亮

新三郎

久俊

新三郎

久次

新五郎 早世、

女子

新左衛門尉

久昌

久珍

左京亮

久之

新三郎 玄蕃丞

久棟

玄蕃丞

久幹

新三郎 玄蕃丞

忠政

大内藏助

忠明

隱岐守

忠

新兵衛

○法名月皎淨圓居士、

(P.P.)

○天正十二年、去日州飯野移同國小林、

○日州小林土也、

忠

(P.P.)

六兵衛

○隅州山田土也、

忠祐

舍人

○法名罷山宗休信士、

長春

大藏 藏右衛門 六兵衛

○寛永六年己巳誕生、母隅州山田土濱島覺左衛門女、

○依爲病者不續父之躰、

忠通

市左衛門

○元和九年癸亥五月二十五日誕生、

○忠祐實子六兵衛長春依爲病者、不能繼家統、

以故爲養子、實隅州山田土木原彌市兼義之二男也、

○元禄十一年戊寅五月二十六日死、年七十六、

法名實悟正眞居士、

女子

隅州帖佐土森彌五左衛門頼増妻、

○母薩州吉田土小倉萬左衛門女、

忠公

權助

○承應元年壬辰三月朔日誕生、母同前、

○貞享三年丙寅三月二日死、年三十五、法名春

山照榮居士、

女子

隅州蒲生土滿尾彌左衛門貞房妻、

○母同前、

盛義

○寛文元年辛丑誕生、母同前、

○爲隅州山田土宮内治左衛門盛也之養子、

女子

隅州山田土宮永次郎右衛門貞義妻、

○母同前、

長富

始忠次 市左衛門

○天和三年癸亥四月十四日誕生、母隅州帖佐士
富滿六右衛門胤伸女、
女子

隅州山田土小川十郎左衛門高次妻、
○母同前、

—女子

○母隅州馬越士長野平左衛門女、

忠治

三右衛門 六右衛門

○寛文元年辛丑十一月十三日死、法名梅翁堯白、

忠直

六右衛門

○元禄九年丙子三月十二日死、法名茂林良盛、

忠重

八兵衛

○日州小林士、

○延寶五年丁巳五月十七日死、法名越庵源超、

—女子

長清妻、

長清

忠正 正左衛門

○承應二年癸巳正月八日誕生、

○爲養子連續當家、實日州小林士富滿左近道信

二男、

長(一ツ)

正三郎

○延寶八年庚申二月二十日誕生、母忠重女、

長(一ツ)

次郎左衛門

○貞享三年丙寅正月八日誕生、母同、

長(一ツ)

八兵衛

○元祿六年癸酉五月十五日誕生、母同、

忠時

三右衛門

○寶永五年戊子九月二十九日死、法名即安源心、

忠(マ)

郷左衛門

○小林土時任木工兵衛養子、

長雄

忠晴 三左衛門

○寛文十一年辛亥十一月十三日誕生、母日州小林

土柁崎正左衛秀時女、

長共

忠興 八右衛門

○爲兄之養子、

長共

忠興 八右衛門

○延寶七年己未二月朔日誕生、

○兄長雄無嗣、故爲養子相續當家、

長喬

六右衛門

○寶永六年己丑十二月十日誕生、母小林土中山源之

丞綱廣女、

女子

武宮爲右衛門妻、

忠元

清兵衛

忠安

藤左衛門

○子孫隅州帖佐士、

○明曆元年乙未三月二十二日死、法名固岳良堅庵

主、

忠僚

鶴千代 次右衛門

○元禄十年丁巳十二月八日死、年七十八、法名徹

心宗底居士、

女子

川上木工右衛門妻、

忠

(44)

慶兵衛

○隅州帖佐土宮原源助養子、

長堅

忠清 猪之助 爲左衛門

○慶安元年戊子六月十八日誕生、母隅州蒲生土田

代大右衛門女、

武尙

藤左衛門

○慶安五年即承應元年壬辰三月二十二日誕生、

○隅州帖佐土松本吉兵衛武養子、

女子

帖佐土安田爲兵衛秀盈妻、

○母隅州大村土久永吉兵衛女、

女子

帖佐土東條久右衛門義次妻、

○母同、

長興

新助

○元禄六年癸酉八月十二日誕生、母同、

義

(44)

猪之助

○元禄十年丁丑十二月三日誕生、母同、

○隅州帖佐土壹岐次兵衛義次養子、

忠親

藤兵衛

○寛文七年丁未十月二十六日死、法名陽山源桃居士、

忠(47)

清兵衛

○柏原順喜養子、

○延寶八年庚申四月二十四日死、法名玉室皎白居士、

忠辰

金左衛門

○寛永四年丁卯正月四日誕生、母隅州加治木土鯨島

與右衛門女、

○元禄三年庚午九月二十三日死、法名羅翁自休居士、

忠(47)

五右衛門

○鯨島與右衛門養子、

女子

隅州帖佐土黒江吉左衛門妻、

○母島津兵庫久住家臣吉野五右衛門女、

忠(47)

傳助

○慶安三年庚寅三月二十八日誕生、母同、

○貞享元年甲子十一月二十六日死、法名月心一圓居士、

女子

大隅國帖佐土皆越市兵衛經寬妻、

○母同、

長達

忠寬 金兵衛

○明曆二年丙申七月十五日誕生、母同、

○正徳三年五月六日、奉 命避久忠之字、賜長之字、

以故當家皆以長之字爲實名、

長直

清兵衛

○元禄十一年戊寅四月五日誕生、母島津兵庫久住家

臣東助左衛門女、

女子

○母同、

長儔

金八

○寶永四年丁亥五月十八日誕生、母同、

伊作家庶流

石見與吉郎長代一流系圖

伊作家三代下野守親忠嫡男

久義

犬若丸 大隅守

久親

下野守 若松氏元祖、

親久

近江守 西氏元祖、

久幸

加賀守

久次

肥前守

十忠

遠江守

久周

久國 石見守

○法名道三、

男子

ぞう

久直

久清 宗次郎

久滿

石見守

○戰死何所、

忠貞

伊勢守

忠頭

彌左衛門 常陸守

○無子孫、

忠直

宗左衛門 宗次郎

○十二月八日戰死不知何所、

忠房

太郎左衛門 式部左衛門

○九月晦日死、法名寶林玄珍禪定門、

久吉

甲斐

○十二月晦日死、法名喜山歡浦禪定門、

祐久

新兵衛

○爲僧稱大法師良心、

○戰死日州莊內志和池、

久國

太郎兵衛

○兄爲僧且戰死、以故相續當家、

○奉 日新公命、爲島津右馬頭忠將之家臣、

○慶長八年、忠將嫡子右馬頭以久入道宗恕移日州佐

士原、久國亦從移之、

○八月二十六日死、年七十二、法名榮岩壽昌居士、

久(ママ)

與吉郎 母河野氏、

○於朝鮮國戰死、

○法名安枕禪定門、

女子

島津圖書久通家臣滿尾勘解由貞清妻、母同、

女子

日州高岡土本田八郎右衛門妻、母同、

忠常

茂助 式部左衛門

○母同、

○兄與吉郎戰死朝鮮國無嗣、以故相續當家、

○寬文元年辛丑五月二十二日死、年六十一、法名榮

屋宗英居士、

女子

日州佐土原市來玄蕃家昌妻、母同、

久高

源太 新兵衛

○寬文三年癸卯四月十九日死、年五十七、法名昌安

宗休居士、

久(Tan)

休次郎 早世、母牧野田十郎右衛門女、

○法名雪溪宗白、

久侶

傳助 新兵衛

○正保三年丙戌五月十日誕生、母日州佐土原上村

善左衛門女、

○寬文八年死、法名貴外傳尊居士、

久林

源太 四郎兵衛

○正保四年丁亥四月六日誕生、

○久侶無嗣、因相續當家、實日州佐土原土市來孫

右衛門家賢二男、

○寶永年間、有故爲浪人、去日州佐土原、爲肥州

球磨相良家之臣、

女子

○母和田清左衛門義永女、

女子

○母同、

久重

源太

○元祿四年辛未九月七日、誕生佐土原、母同、

女子

○母同、

女子

檢本四右衛門妻、母春成氏女、

久賢

千福 權七 太郎兵衛

○寛永三年丙寅十一月七日、誕生佐土原、母能勢軍

助女、

○延寶二年、有故爲浪人、去日州佐土原、

○貞享元年甲子十二月二日、於豊後國死、年五十九、

法名照全源誓居士、

久次

權七

○慶安元年戊子十一月十二日誕生、母右田彌次兵衛

宗經女、

○寛文九年己酉五月八日死、年二十二、法名深説夏

心居士、

長代

數馬 久品 式部左衛門 與吉郎

○萬治元年戊戌十月十日誕生、母河野彌左衛門通尙

女、

○兄早世、因相續當家、

○延寶二年、父久賢有故去佐土原、雖然長代暫在佐

土原、

○同九年、去佐土原來薩府、以爲家臣奉訴之、

○元祿元年十一月十四日、太守綱貴公許之、使長

代爲當家之臣、

○素伊作家者 太守公兼帶之稱號也、以故正徳三年

三月二十八日、奉 命避伊作稱號及久忠之字、賜

石見家號實名長之字、

僧

月礪

○寛文四年甲辰正月三日誕生、母同、

○淨光明寺塔頭住鈞月庵、

○寶永三年丙戌二月十四日死、年四十三、法號德室
前一阿祖心大德、

女子

日州佐土原土前田藏左衛門重祐妻、母同、

女子

兒玉次郎右衛門利次妻、母同、

長堅

龜次郎 久英 太右衛門

○元祿七年甲戌二月十三日誕生、母山之城新右衛門
祐天女、

女子

○母同、

女子

○母同、

(表紙)

若松氏
一流

新編島津氏世錄支流系圖

若松氏系圖

久長

號伊作、初忠長 彦三郎 左衛門尉 下野守

大隅守

○三代太守久經主之二男、四代忠宗之弟也、

○九月廿八日卒、法名道意、

宗久

初清久 左京進 大隅守

○六月廿六日卒、法名道惠、

二郎三郎 太郎三郎

號津野、 豐前守

○領知於信濃國大田莊下、

○法名道忠、

久俊 實久

三郎左衛門尉 彦五郎 主殿助 周防

但馬守 主殿助 守 豐後守

○九月二日死去、法名 明德二年乱逆之際、忝將

淨俊、 軍家義滿卿被任豐後守、

寶壽 僧 應永十八年五月十四日

卒、法名道俊、

新三郎 左近將監

號恒吉、法名覺受、

親忠

初忠親 宗四郎 左衛門少尉 下野守

○六月二日死去、法名道壹、號天南、

久氏

龜壽丸 彦二郎 三郎左衛門尉

○將軍家尊氏卿幸臣也、

○九月十一日、於攝州天王寺遂戰死、

忠武

松壽丸 若狹守

法號大聖道滿、

神代家

○信濃國大田莊下領知之、

女子

女子

字寶壽子 田布施之二階堂某室、

久義

犬若丸 大隅守 子孫已記別紙、故略于此、

○正月廿九日死去、法名道栄、號花岸、

△久親

號若松、若二郎丸 下野守 法名崇壽、

親久

近江守 號西、

久幸

加賀守

久次

左馬頭 肥前守

十忠

初十久 宗六郎 遠江守

久周

石見守 法名道全、 宗次郎

△義久

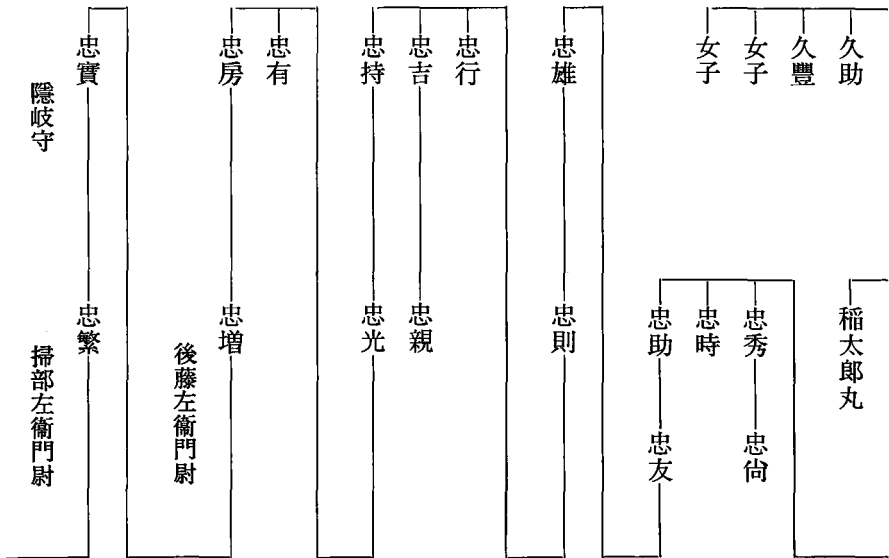
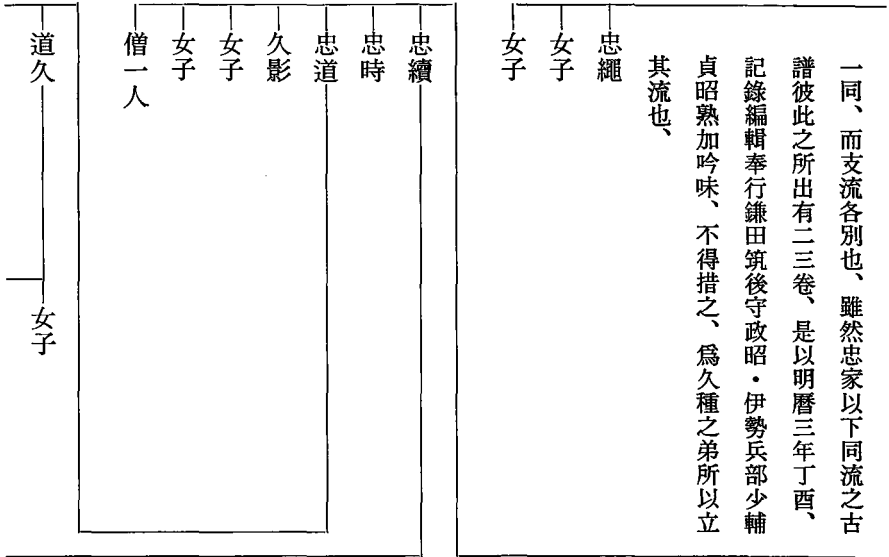
豐前守

久種

下野守

忠家

○豐前守義久・下野守久種與忠家以下、其本源



忠禎

淡路

忠泰

仙千代 次郎五郎 掃部 曾兵衛

○慶長十五年庚戌誕生、

○子孫隅州申良士、

○延寶五年丁巳十月十九日死、法名哲翁守英居

士、

忠成

仙千代 賀兵衛 源五左衛門

○寬永八年辛未五月九日誕生、母隅州申良士伊

達休右衛門正次女、

○萬治三年庚子九月二十日死、法號梅室恕香居

士、

長朋

忠弘 千代龜 次右衛門 曾兵衛

○寬永十九年壬午四月二日誕生、母隅州鹿屋

士山口大藏胤房女、

女子

早世、

長好

忠意 千代龜 次兵衛 六右衛門

○延寶四年丙辰正月十七日誕生、母隅州申良

士平岡傳兵衛義安女、

○是一流住隅州申良、

長將

忠利 仙千代 源太左衛門 曾右衛門

○貞享四年丁卯三月四日誕生、母同、

女子

○母隅州高山士永嶺佐左衛門公友女、

長昌

甚左衛門

○寶永二年乙酉九月八日誕生、母同、

長清

賀平次

○正徳三年癸巳七月二日誕生、母同、

長堯

忠知 仙千代 掃部 四郎左衛門

○明暦三年丁酉七月八日誕生、母隅州鹿屋士山

口新兵衛胤良女、

女子

同所士平山治右衛門武睦妻、母同、

女子

春山正兵衛直恒妻、母同所士愛甲種左衛門季

通女、

長往

忠喜 萬千代 源五左衛門 甚右衛門

○貞享元年甲子七月二十九日誕生、母同、

女子

同所士町田休兵衛安俊妻、母同、

長興

忠重 萬之丞 彦左衛門 茂右衛門

○元禄五年壬申九月二十八日誕生、母同、

長平

甚四郎

○正徳元年辛卯正月二十一日誕生、母隅州鹿屋士

川添木工兵衛女、

△忠重

四郎

△久綱

△忠兼

彦太郎 入道良意、

△久時

△久信

△忠冬

△忠將

忠成

久胤

下野守

下野守

忠守

久永

彦二郎

彦二郎 下野守

○右數代古譜炳焉、此末二三代有所闕如乎、可有再考、

久春

彦二郎

久次

彦二郎

女子

久明

彦三郎 奥允

○太守貴久公・令子兵庫頭忠平主・左衛門督歲久主・中務大輔家久主各所讓與士卒、于時爲家久主臣、移居于日州佐土原也、

久次

奥允

○主君中務大輔豐久公戰死濃州關原、是以佐土原之地 將軍家之爲公領、於茲乎去佐土原、爲島津又四郎殿臣、移居垂水也、

忠知

奥允

○母島津小源太(A) 家臣長瀬九兵衛重實女、
○元禄六年癸酉六月七日死、法名即翁不心、

忠春

市左衛門

○家嫡忠知幼若也、以故忠春勤家督代、實垂水
家臣藤井市左衛門二男也、

○以家督職讓忠知、雖然忠春冒若松氏、爲忠知
之弟、

○是一流住隅州垂水、

○法號松岩宗柏、

忠辰

二兵衛

○正德二年戊辰正月十七日死、法名久屋全長、

長清

次郎兵衛

○寛永十五年戊寅四月二十二日誕生、

女子

家嫡忠知妻、

長榮

勝兵衛

○寛文七年丁未三月八日誕生、母隅州鹿屋士
大迫九郎兵衛女、

長貞

市右衛門

○寛文十年庚戌六月十一日誕生、

女子

垂水家臣倉岡孫八胤尙妻、母同、

長完

兵助 次左衛門

○元禄九年丙子四月八日誕生、

長(A)

兵助

○正德元年辛卯三月七日誕生、母同所家臣前

田笹右衛門女、

長知

市左衛門

○元祿十年丁丑三月二十三日誕生、母垂水家臣

井上助七兵衛女、

長守

次郎右衛門

○元祿十四年辛巳九月十六日誕生、母同、

長治

兵助 忠左衛門

○萬治二年己亥二月朔日誕生、母垂水家臣野添

霧右衛門女、

忠高

七右衛門

○寛文九年己酉十月十三日誕生、母同、

○垂水家臣小野田七左衛門實賢之養子、

長辰

忠次郎 武左衛門

○元祿四年辛未五月二十一日誕生、母同所家臣井

上總左衛門女、

女子

○母同所家臣高野宗順重友女、

長全

正次郎

○元祿十五年壬午四月二十二日誕生、母同、

長昌

彦三郎 市左衛門 奥允

○萬治元年戊戌十月十日誕生、母同氏市左衛門忠

春女、

久(ママ)

彦次郎 十左衛門

○母同、

○元祿十四年辛巳七月二十一日死、法名日山宗

白、

女子

同所家臣有馬源太左衛門純常妻、

長胤

次郎兵衛

○延寶六年戊午十月十七日誕生、

○爲後嗣、實同所家臣川崎重右衛門良秋之二男、

女子

○寶永元年甲申五月四日誕生、母同所竹下吉右衛

門女、

女子

垂水家臣小笹彦右衛門景遐妻、母隅州牛根士大

山曾右衛門女、

長英

彦三郎 彦左衛門

○元祿十三年庚辰二月十日誕生、母同、

女子

○母同、

△忠時

伊賀守

△久秀

彦七郎 民部左衛門尉 四十二歲死去、

△久光

土佐守

△久宗

彦七郎 民部左衛門尉

利正

對馬守 爲中島氏猶子、

女子

北原某室、

親康

新兵衛尉 母辨官新六左衛門尉女也、

○辨官新右衛門尉親安無實子之可續家、故爲猶子連續彼家也、

女子

岸良清右衛門尉兼政室、

△久昌

彥七郎 助左衛門尉

久盛

十左衛門尉

○實辨官新兵衛尉親康嫡子也、然而先是親康辨官新六左衛門尉之爲猶子、今也、又如元欲使久盛冒若松稱號、明曆二年丙申十二月、達件故於太守少將光久公之上聽、太守容焉、而後使鎌田左京亮政喬告免許之令、

以故明曆三年丁酉正月十五日、隨伊東三左衛門

尉祐玄進奏、稱久昌之弟、遂拜謁矣、于時獻太

刀・青銅以賀之也、其後記錄奉行鎌田筑後守政

昭任證書之旨、所以記久昌之次第也、

利愛

孫左衛門尉

○中島對馬守利正爲猶子、

久(マ)

萬兵衛 早世、母平田九郎右衛門純直女、

女子

早世、

○母同、

女子

久東妻、

○養母辨官新兵衛親康之女、實大島勘右衛門忠知之嫡女也、

久東

松龜 齋宮 十左衛門 入道宗休、

○正保四年丁亥十二月朔日、誕生于薩州大口、母同所土佐藤囚獄左衛門清滿女、

○實同所土佐藤五兵衛清榮之嫡子也、

○松龜有美童之名、萬治元年冬、父清榮携松龜^{二年十}

來覽府、一日登 玉城巡視殿中、不圖奉瀆 太

守光久公之尊覽、其後有可近侍之 命、以故松

龜奉應之、

○萬治元年十一月十八日、初奉拜謁 光久公、賜

名于齋宮、

○寬文三年二月二十八日、爲久盛之後嗣、嫁久盛

之養女、相續當家、稱齋宮久東、

○同年三月二日、奉謝若松家相續之事、奉獻御太

刀一腰・青銅百疋、

○勤御納戶奉行・奏者番役^{兼御近、習役}、

○轉補薩摩郡山田・隅州恒吉・薩州河邊・日州大

崎等地頭職、

○元祿十年丁丑八月十七日死、法名心光院達禪智

通居士、

女子

別府式部左衛門助員妻、母久盛養女、實大島忠

知女、

長鑑

久寧 久鑑 犬虎 平八 平八左衛門 十左

衛門

○寬文九年己酉十一月十五日誕生、母同、

○元祿元年九月十八日、於江府初奉謁 吉貴公、

奉獻御太刀・青銅、

○是家獻御太刀、且勤小番家格也、

○轉任御納戶奉行・京都留守居・御用人役等、

女子

比志島伊角國通妻、母同、

女子

町田孫兵衛久武妻、

○實薩州大口土佐藤五兵衛清榮之女、久東之妹也、

久東養之爲子、

女子

早世、

○母喜入七郎右衛門久與女、

長

犬次郎

○寶永三年丙戌十一月十一日誕生、母迫水善左衛門

久敦入道可遊養女、實薩州市來土山之口清兵衛貞

俊女、

女子

早世、

○母同、

女子

久白妻、

彦三郎

早世、

久白

忠英 半右衛門 彦兵衛

○寬永三年丙寅六月六日誕生、母中村志摩之丞安信

女、

○嫁久昌之一女、相續當家、實黑葛原治部右衛門忠

知之二男、

○勤吟味役或曰奏者番役

○賜日州綾・同國高原等地頭職、

○天和二年、在番琉球國、

○元祿五年壬申三月二十八日死、年六十七、法名瑚

月清珊瑚庵主、

女子

新納小右衛門久喜妻、母久昌女、

久龜

久貞 虎千代 休次郎 彦左衛門 次右衛門

彦兵衛

○寬文八年戊申六月十二日誕生、母同、

○是家獻御太刀、且勤小番家例也、

○勤江府留守居役、

○補薩摩郡山田地頭職、

○正德二年壬辰六月朔日、於江府爲町田休右衛門久

重被害、年四十五、法名翠雲院松巖義秀居士、

女子

中島七右衛門利音妻、母同、

女子

有川休右衛門貞通妻、母若松十左衛門久東女、

產一女後離別、

久壽

虎千代 次郎吉 早世、

○母菱刈孫兵衛重敦女、

女子

中島六左衛門利兼妻、母同、

長香

久基 民部左衛門 次右衛門

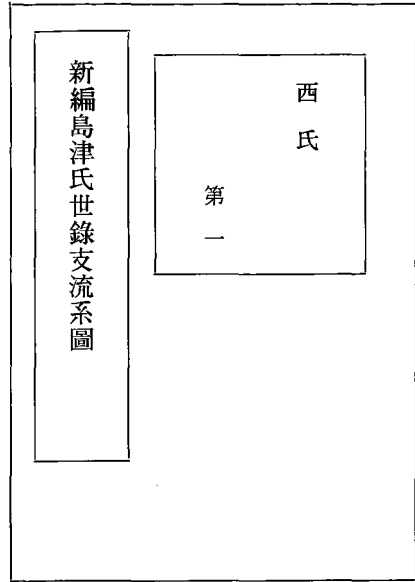
○元祿八年乙亥十月十五日誕生、母同、

○正德三年癸巳三月二十八日、肝屬兼柄傳 命曰、

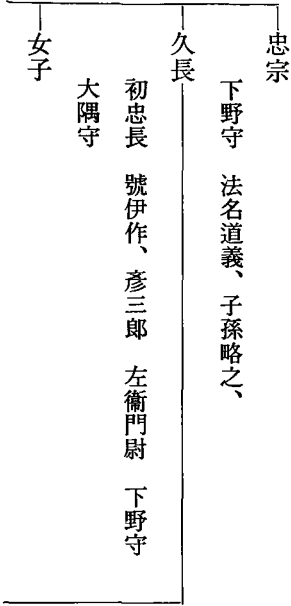
當家避久忠之字、以長之字宣用實名、因賜證帖、

以故當家支族以長之字爲實名、

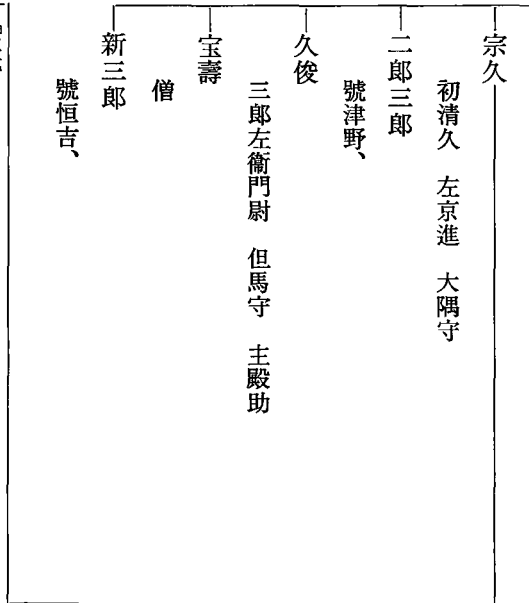
(表紙)



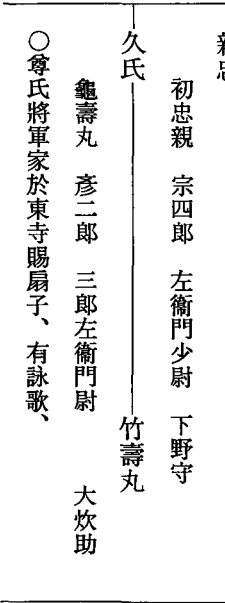
西氏系圖加世田之士三郎右衛門尉



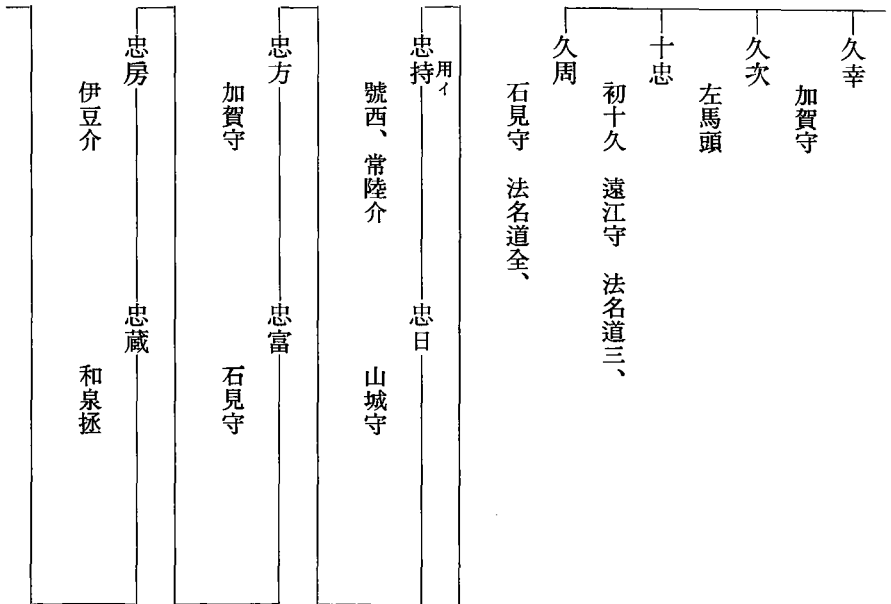
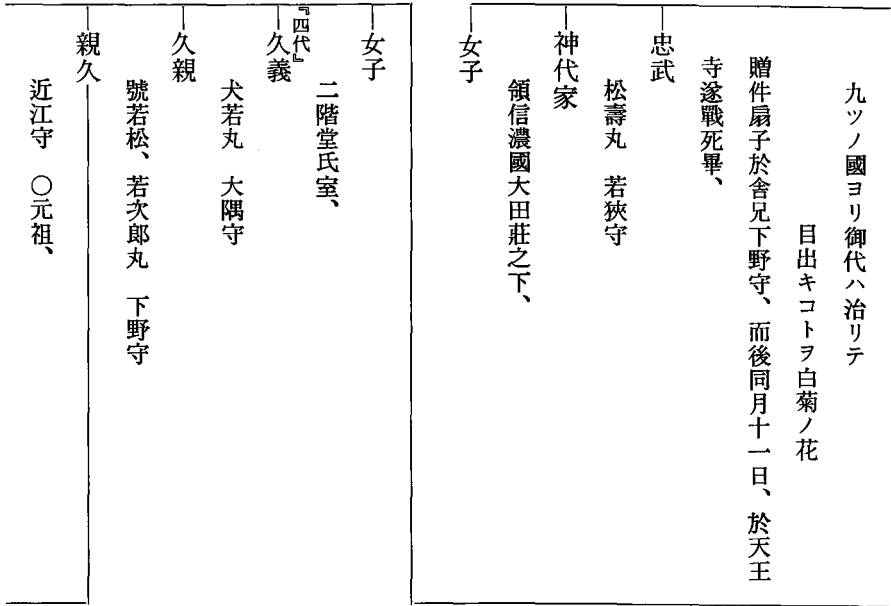
千壽御前



『三代』
親忠



○尊氏將軍家於東寺賜扇子、有詠歌、



忠嗣

兵部大輔

忠喜

四郎左衛門尉

忠位

丹波守

忠和

備前守

忠廣

筑前守

忠重

次郎左衛門尉

忠利

二郎太郎

忠本

長門守

忠郷

越前守

忠延

忠明

新左衛門尉

出羽介

忠滿

西信濃守

忠秀

西平左衛門尉 子兄弟三人、一人出家、

忠定

又左衛門尉

忠増

喜左衛門尉

忠弘

西太郎右衛門尉

○相模守忠良公丁加世田在城之時、我家貧窮而勤庖丁之役、忠良公曰、西氏者伊作家之庶子、不可交卑下之席、不遠庖厨之間、加田字者可也、仍號西田者也、

忠純

太郎五郎

忠吉

吉兵衛

○寛文八年戊申二月五日死、法名州雲東鎮禪定門、

忠次

對馬

○慶長五年、去加世田移日州高岡、子孫延住高岡、
是一流冒西田氏、

女子

竹田善右衛門妻、

忠孫

彦左衛門

○母川添勘九郎女、

長(ママ)

虎松 八郎兵衛

○承應三年甲午正月十二日誕生、母内野助兵衛
女、

忠次

千代助

○益山十左衛門養子、

長(ママ)

勘右衛門

○母長野覺左衛門女、

女子

長(ママ)

彦七

忠貞

孝左衛門

○寛永五年戊辰十一月誕生、母薩州加世田土貴島

八兵衛秀就女、

○延寶八年三月十四日、改西田、復本姓西氏、是

一流住加世田、

○延寶九年辛酉五月二十日死、法號嘉川龍新居士、

女子

加世田士西掃部兵衛久貞妻、

○母同所士森田四郎兵衛重次女、

長爲

久爲 彌市郎 太郎右衛門

○明曆三年丁酉二月二十四日誕生、母同、

長佳

久佳 彌市郎 平左衛門

○延寶八年庚申正月八日誕生、母森田次右衛門

重良女、

長實

助太郎

○元祿十五年壬午八月十二日誕生、母加世田士田

中三右衛門國時女、

女子

○母同、

女子

○母同、

女子

加世田士鮫島新兵衛宗周妻、

○母同、

長盈

忠盈 次左衛門 吉兵衛

○寛文五年乙巳九月二十六日誕生、母同、

忠秦

太郎吉

○元祿五年壬申八月十八日誕生、母加世田士川崎次

郎右衛門兼貞女、

○元祿十年丁丑十二月四日早世、

女子

○母同、

長堅

五郎右衛門

○元祿十四年辛巳五月十五日誕生、母同、
長幸

喜左衛門

○寶永二年乙酉八月十三日誕生、母同、

女子

忠常

掃部助

○元和八年壬戌三月十三日死、法名松岩、

久寛

彌右衛門

○是一流冒西田氏、住薩州加世田、

○法名讚阿彌、

女子

加世田士田代次郎兵衛妻、

忠道

戸右衛門

○寛文十年庚戌五月五日死、法名滄海巨山居士、

久盛

彌右衛門

○寛永二十年癸未九月六日誕生、母山田士若松主

左衛門忠次女、

○正徳元年辛卯二月二十九日死、法名堅心宗固居

士、

女子

山田士山口市部左衛門親盛妻、

○母同、

久賢

彌兵衛

○萬治元年戊戌正月三日誕生、母同、

○寶永二年乙酉四月二十日死、法名寂正圓心居

士、

長著

甚平

○元祿二年己巳二月九日誕生、母薩州加世田土加

藤七左衛門清盈女、

長治

清八

○元祿五年壬申十月十二日誕生、母同、

長共

金彌

○元祿七年甲戌正月四日誕生、母同、

女子

長張妻、

○母加世田土井之上勘兵衛良充女、

長張

忠寬 長右衛門

○延寶五年丁巳二月九日誕生、母山田土若松主左

衛門忠好女、

○爲養子相續當家、實同所土松崎太右衛門助當二

男也、

長黨

太兵衛

○寶永四年丁亥正月十八日誕生、母同、

女子

○母同、

女子

○母同、

忠充

掃部兵衛

○明曆元年乙未八月十日死、法名梅英春香居士、

忠高

城之助

○加世田土指宿源太左衛門忠常入道勝惟養子、

○明曆元年乙未八月朔日死、法名常堅宗固居士、

女子

加世田士野村治部左衛門正綱妻、
女子
同所土窪田越右衛門盛政妻、

忠春

甚左衛門

○慶長十五年庚戌誕生、母加世田士四本伊豆忠滿女、

女子

加世田士青木宅右衛門利宗妻、

○母同、

久延

六郎兵衛

○元和二年丙辰十月五日誕生、母同、

○薩州加世田士、

○元祿九年丙子十二月十四日死、法名壽圓宗仙居

士、

忠敦

三郎兵衛 太郎左衛門

○寬永六年己巳三月十八日誕生、母妾、

○雖爲兄忠春之養子、有故辭彼家、子孫住加世

田、

○元祿六年癸酉正月十一日死、法名蓮林淨齋居

士、

女子

加世田士窪田大左衛門盛言妻、

○母同、

女子

同所土指宿宮内左衛門忠實妻、

○母同、

久通

仲右衛門 早世、

○萬治二年正月二十八日誕生、母薩州坊泊土山下

志摩之亮女、

久明

掃部左衛門

○寛文二年壬寅九月九日誕生、母同、
○坊泊土山下覺之助養子、
女子

加世田土有留次左衛門住治妻、
○母同、

久貞

太郎助 掃部兵衛

○正保二年乙酉十一月九日誕生、母加世田土加藤

七左衛門清厚女、

○元禄十五年壬午七月十日死、法名關月長機居士、

長迢

久迢 仙千代 仙兵衛

○寛文四年甲辰十月二十日誕生、母同、

忠倚

太郎助

○元禄三年庚午六月二十九日誕生、母薩州加世田

土田中七右衛門國雄女、

○元禄十四年辛巳十月六日早世、

長良

忠盈 六郎

○元禄六年癸酉正月十四日誕生、母同、

長知

七郎

○元禄十年丁丑十月七日誕生、母同、

長規

猪之助

○元禄十六年癸未十二月二十八日誕生、母同、

長孝

久行 虎松 彦四郎

○寛文十一年辛亥十月十九日誕生、母加世田土西孝

左衛門忠貞女、

○爲家嫡忠春之養子、相續宗家、

長秀

忠秀 六右衛門

○延寶四年丙辰十二月十三日誕生、母同、

久映

助三郎

○天和二年壬戌九月二十八日誕生、母同、出家名

寶山藏司、

女子

○母同、

女子

○母加世田土窪田十兵衛盛徑女、

長房

六郎右衛門

○寶永六年己丑十月十二日誕生、母同、

長盛

次郎右衛門

○正徳二年壬辰九月二十九日誕生、母同、

忠敦

三郎右衛門

○兄忠春罹病無世子、仍爲猶子、

○當家者伊作氏三代下野守忠親之三男近江守親久之

子常陸介忠持、號西氏之後胤也、當曾祖父太郎右

衛門尉忠弘之代、隨相模守忠良高命號西田、而後

迄忠敦然、今也請如元冒西號於當地頭島津安藝守

久雄、許諾、而後裁一紙書、被達於 御記錄編輯

奉行伊勢兵部少輔貞昭、貞昭熟爲吟味、其翌明曆

四年正月廿二日、依忠敦之請、如元有可稱西之令、

且復改古譜之紕繆、賜新寫之系圖、不亦當家幸乎、

○雖爲兄忠春之養子、有故辭當家、

長孝

久行 虎松 彦四郎

○寛文十一年辛亥十月十九日誕生、母加世田土西孝

左衛門忠貞女、

○有故忠敦辭當家、以故長孝連續宗家、實同氏掃部

兵衛久貞之嫡男也、

○正德三年三月二十五日、奉 命避久忠之字、賜實
名長之字、以故當家之一族皆從之、

長寬

平三郎 彦左衛門

○元祿十年丁丑四月十九日誕生、母薩州加世田土尾

辻彦兵衛清當女、

長倚

八右衛門

○元祿十二年己卯二月二十二日誕生、母同、

長駕

六左衛門

長阿

小平次

○寶永三年丙戌正月十日誕生、母同、

女子

○母同、

西氏庶流不知所自出

西勝兵衛忠繼一流系圖

△忠繼

勝兵衛

○實野間阿照政定之二男也、初爲宮内氏養子、辭彼

家、相續西氏、

○法名能庵方堅庵士、

△忠尋

淡路

○慶安二年己丑七月死、法名花翁源春居士、

女子

薩州串木野士杉元兵右衛門妻、

女子

薩州樋脇士山崎傳右衛門妻、

△忠辰

源助 源右衛門

○母西郷新助武親女、

○慶安四年辛卯四月二十六日死、年四十九、法名源翁清本居士、

忠尙

源兵衛

○明曆元年乙未八月二十九日死、法名加翁全慶居士、

忠貞

清右衛門 入道清安、

○延寶六年戊午正月二十五日死、法名照空了徹居士、

居士、

女子

前田四郎左衛門重利妻、

忠

五郎左衛門

○慶安三年庚寅二月十五日誕生、母薩州郡山士

有川八兵衛女、

○貞享二年乙丑七月二日死、法名月峯宗白居士、

長好

源八 清右衛門

○延寶六年戊午三月二十五日誕生、母岩元多樂院

氏貞女、

長祐

熊次郎

○寶永五年戊子十二月十二日誕生、母同、

長基

五郎兵衛

○正徳三年癸巳五月十六日誕生、

長紀

忠詠 賢右衛門

○慶安元年戊子二月二十八日誕生、母薩州郡山士

豊田友記女、

○薩州郡山士、

長經

市十郎 太郎右衛門

○延寶二年甲寅九月誕生、母薩州市來土高濱源太
左衛門女、

長元

吉十郎 吉兵衛

○延寶六年戊午十月十六日誕生、

長核

三十郎

○元祿十二年己卯閏八月九日誕生、母郡山土松下宇
左衛門女、

長盈

源兵衛

○寶永七年庚寅八月十五日誕生、母同、

△忠盈

治右衛門 太郎右衛門

○寬永五年戊辰六月二日誕生、母岡元主膳重勝女、
○元祿十四年辛巳八月十九日死、法名見外玄性居士、

女子

松田新兵衛武親妻、

忠陳

勝兵衛

○寬永十六年己卯五月十三日誕生、

○元祿十四年辛巳正月五日死、年六十三、法名仁

安勇信居士、

忠永

仙左衛門

○寬文元年辛丑八月二十六日誕生、母薩州市來土
萩原傳右衛門女、

○寶永四年丁亥六月二十七日、病死琉球沖永良部

島、法名眞應淨觀居士、

女子

愛甲清左衛門季通妻、

○母同、

忠宣

勝助

○延寶元年癸丑十月十八日誕生、母同、大窪半右衛門養子、

忠(マ)

勝八

○元祿四年辛未六月二十六日誕生、母神宮司彌右衛門純之女、

門純之女、

○寶永五年戊子八月二十七日死、法名眼參理正居士、

長時

勝次郎 太郎兵衛

○元祿六年癸酉十一月十五日誕生、母同、

女子

○母同、

女子

隅州國分士服部孝左衛門宗房妻、

△長康

忠易 長熊 覺太夫

○寛文四年甲辰十二月十八日誕生、母薩州谷山士白濱與市左衛門女、

女子

加世田彌吉貞廣妻、

忠(マ)

源六 次右衛門

○元祿二年己巳正月朔日誕生、母同、

○正徳二年壬辰十月二日、病死江府、年二十四、法名霜嶂安清居士、

名霜嶂安清居士、

女子

○母横山彦右衛門女、

長貞

長熊

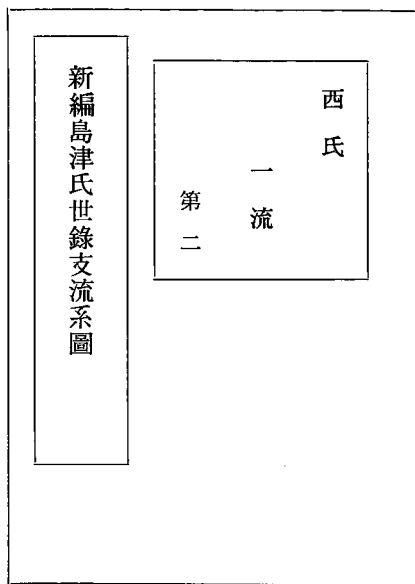
○元祿十三年庚辰十月十九日誕生、母同、

長孝

治右衛門

○寶永二年乙酉九月二十五日誕生、母同、

(表紙)



西氏系圖主馬首忠重

久長

號伊作、初忠長 彦三郎 左衛門尉 下野守

大隅守

○三代 太守久經主之二男、四代 忠宗弟也、

宗久

初清久 左京進 大隅守

○六月廿六日卒、法名道惠、

二郎三郎 太郎三郎

號津野、 豐前守

○領知於信濃國大田莊下、

○法名道忠、

久俊

三郎左衛門尉 但馬守 主殿助

○九月二日死去、法名淨俊、

新三郎

號恒吉、○法名覺受、

實久

彦五郎 主殿助 周防守 豐後守

○明德二年亂逆之際、忝

將軍家義滿卿被任豐後守、

○應永十八年五月十四日卒、法名道俊、

左近將監

親忠

初忠親 宗四郎 左衛門少尉 下野守

○六月二日死去、法名道壹、號天南、

久氏

龜壽丸 彦二郎 三郎左衛門尉

○將軍家尊氏卿幸臣也、

○九月十一日、於攝州天王寺遂戰死、

忠武

松壽丸 若狹守 ○法號大聖道滿、

神代家

○信濃國大田莊下領知之、

女子

二階堂某室、

久義

大若丸 大隅守 ○記子孫別紙、

○正月廿九日死去、法名道榮、號花岸、

久親

(ママ)

(ママ)

號若松、下野守 ○法名崇壽、

○子孫記於別紙、

△親久

近江守 ○元祖、

久幸

加賀守

久次

左馬頭 肥前守

十忠

初十久 遠江守 ○法名道三、

久周

石見守 ○法名道全、

忠用

號西、常陸介

忠日

山城守

西 氏

忠位	忠喜	兵部丞	忠嗣	和泉守	忠藏	伊豆守	忠世	石見守	忠百目 『本ノマ、』	大和守	忠方
----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	---------------	-----	----

越前守	忠郷	忠死 『本ノマ、』	備前守	忠本	忠利	忠重 二郎左衛門尉	筑前守	忠廣	長門守	忠和	丹波守
-----	----	--------------	-----	----	----	--------------	-----	----	-----	----	-----

忠明

出羽介

忠滿

信濃守

忠秀

平左衛門尉

忠弘

太郎右衛門尉

忠定

又左衛門尉

忠増

喜左衛門尉

頼眞權僧正

○大乘院六世之任職、

○元和三年二月三日、有官位之望、既及上京砌、本

名字系圖之書西喜左衛門尉被成持參、爲山內寺使

系圖可附屬之由被申、幸吾亦爲上洛、吉事之思早

令求請了、追付遂上京、廣橋大納言殿爲猶子之

契約深重也、依之右大納言以天奏、相調權僧正

官位、即七月廿四日令參、內、外聞實儀自他國之

龜鏡、二世之本望令滿足者也、

參、內事、元和三年七月廿一日、

將軍樣御參、內、同廿四日、薩摩守家久公御參

內、同日法印頼眞遂參、內之素懷矣、兼又右系圖

之書去年雖求得之、于今不能外見、雖亦愚存衰老

短齡之旨、時之御老中伊勢兵部少輔殿并御間之使

別府信濃守殿以取次、即元和四年戊午五月廿一日、

以達、薩摩守家久公上聞之處、可然由尊意不淺

候、後後末代、吾家面目不可過之云云、忽改西田

於西名字、證文如此、本名字之事、自權僧正頼眞、

西和泉守并主馬首令相續畢、

○寛永五年戊辰六月十八日寂、

忠朗

喜左衛門 喜右衛門

○忠明以西氏系圖附與頼眞僧正、故忠明爲頼眞之弟、有記錄官總監事鎌田藏人正信之書今開于後、

『正文在百引衆中西玄仙』

○谷山衆中西喜右衛門、西惣領之系圖西僧正へ前

と爲賣由候、然者、喜右衛門事 僧正弟筋ニ可
定と致談合候、先例も如斯之間、右之趣、喜右
衛門へ可被申渡候、以上、

八月七日

(上包)
菱刈縫殿殿 鎌藏人
まゐる より

○正保三年丙戌六月十八日死、法名賢阿彌陀佛、

長狀

忠通 喜右衛門 齋名玄仙、

○正保元年六月三日誕生、母隅州高隈土久保喜兵

衛之重女、

長寛

忠方 吉右衛門

○正保二年乙酉八月十二日誕生、母妾、隅州百
引士、

女子

○母百引士佐佐木治右衛門高道女、

女子

○母同、

女子

○母同、

長貞

忠儀 太郎左衛門 如行 玄竹

○寛文十二年壬子十一月三日誕生、母隅州櫻島土萩
原峯右衛門貞長女、

女子

藤崎藤左衛門公武妻、

忠貞

初號西田、和泉

○非頼眞之子、實頼眞之兄也、雖然頼眞求得西氏系圖、以爲附屬、故如斯乎、

忠重

主馬

久慶

八兵衛

○慶長十九年甲寅二月朔日誕生、

○元禄二年己巳十月二十日死、法名脱心玄頼居士、

久也

左京 十郎兵衛

○寛永十年癸酉三月三日誕生、

○久也以來勤小番、

○天和二年壬戌十二月二十七日死、法名嶺關宗雪

居士、

長高

久輔 初千代 十郎兵衛

延寶元年癸丑六月二十二日誕生、母薩州加世田

土宮原仁左衛門頼道女、

女子

阿多藤十郎景房妻、母加世田土川越彦左衛門重

良女、

女子

○母同、

長(ママ)

萬之助

○正徳元年辛卯九月十八日誕生、母同、

女子

稅所太郎右衛門妻、

久正

吉次郎 八左衛門

○寬永二十年癸未九月二十九日誕生、母坂五兵衛妹、

○勤兵具奉行、

○是家勤小番家格也、

○貞享二年乙丑九月九日、自殺^{不知其故}江府旅亭、法名

通信秋圓居士、

女子

長雄妻、母山元五郎兵衛盛明女、

長雄

久矩 孫九郎 八左衛門

○寬文五年乙巳十一月二十四日誕生、母相良助太夫

頼常女、

○久正無男子、因爲習養子、實平山八右衛門弟也、

○勤物頭役、

○寶永二年十月三日、補薩州山崎地頭職、

○正德三年四月、家嫡彦四郎長孝傳曰、當家避久忠之字、以長之字可爲實名、以故改長之字、

長洪

長松 久中 主馬右衛門

○貞享四年丁卯九月十六日誕生、母久正之女、

○是家弓獻上之家格也、

久明

源六

○元祿六年癸酉三月六日誕生、母同、

○平山八右衛門武要養子、

女子

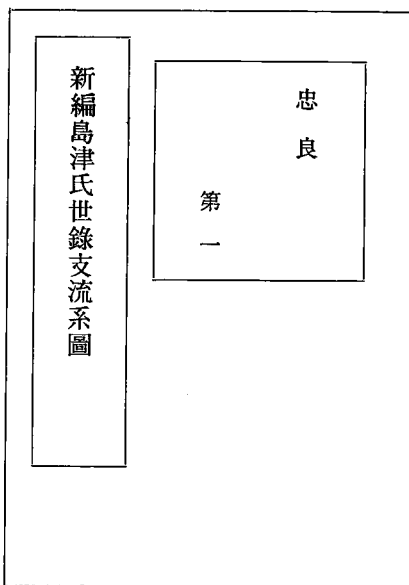
伊地知新五左衛門重雅妻、母同、

長(マツ)

長松

○寶永六年己丑八月六日誕生、母土持平右衛門綱英

女、



忠良系圖第一

△忠良

菊三郎 三郎左衛門尉 相模守 稱齋於日新、

○明應元年壬子九月廿三日誕生、母新納駿河守是久女也、

○忠幸無實子之可續家統、故為猶子連續當家、實伊作又四郎善久子也、

『日新記』有之

○實父善久患男子之未產、喟然歎曰、我父河內守久逸天性強剛、而殺伐多仁愛鮮、好絕生物之命、其惡業之報、今畀于予之身、如何可乎不如、積陰德於冥々之中、以爲子孫繁茂之計、或禱爾于上下神祇、或塗有餓卒則發倉廩以與之、而況於飢饉之時乎、且復爲捨身之重行者不可勝言、其中有難比類者、詣于田布施之靈社金峯山之寶前、謹祈誓敬啓白、每月丑時從伊作宜山上、敢無怠慢、比及三年祈願成就之夜神拜既畢、而退出之山中、白衣裝束之祝子六人忽來圍遶前後、相告曰、汝當產文武達道之男子、言畢忽焉化去不知其所、實是所得神託敢謂非所疑、欣欣然歸入私宅、翌夜妻室有靈夢曰、俯仰於金峯山、漸漸近前則變白飯入懷中、睡夢即覺、無幾程有懷孕、月往日來而產男子、即忠良也、擇吉日良辰、稱字於菊三郎丸矣、

○嚴親善久不計爲僮僕忽所弑、實二十有七歲也、是以二姊與菊三郎丸共三子爲孤、唯爲寡母見撫育而

經春秋而已、爰亡父從弟忠幸請娶母堂於室中者、非一朝一夕之故、雖然守貞女之志、宛如鐵石、且歎息引古今例、吟古歌曰、

憂フシニ沉ミモヤラテ川竹ノ

世ニタメシナキ名ヲヤ流サン

ト云テ、敢不承諾、然而忠幸強請敢不止、深思厚誓曰、吾未有實子之可續當家者、庶幾欲應予之求、然則汝之所育欲兒童爲猶子、以當自他兩家之爲棟梁、如此則可不亦盛乎、素愛子之情、高於岱山深於蒼海、故不顧自身是非、偏恃愛子富貴、堅後來約、而漸改金石之心、再嫁于忠幸矣、其後產兩女姉妹盛盛焉、忠幸不變兼約、兩家之地伊作・田布施・阿多・高橋共四个所、無寸土之所漏、所以忠良之爲領地也、不亦說乎、

『此書在伊作西福寺』

○ 日新様以來御當家繁榮之事、付伊作道場事、

抑梅窓様と申は、新納殿之息女日新様御袋たり、其始ハ越山之御簾中候而、儲君始に日新様を生給ひ候、越山と申ハ伊作殿にて、只一城之御主たり、日新は其御子にてましませハ、御成長之時にも伊作一所之御主たるへきを、爰に越山は若主人にて御早世之儀にて、梅窓ハ後家ニ御成、伊作之内城ニ日新ヲ嬰兒にて御格護なされ御住宅候、然所ニ田布施之一瓢様より御縁弁之儀ヲ被仰候て、數ケ度御使者候へ共、梅窓様無御承引候處ニ、遮而御理之意趣御使者候へハ、梅窓様之仰ニ、さらは某一身ニハさのみ由なく候、願ハ此嬰兒ヲ一瓢様之被成御猶子候て、向後ニハ御世を被相讓候ハ、其一儀御意ニ任せんと御返事にて候、時ニ一瓢様御納得にて、御祝儀御企之時、又梅窓様之仰ニ、一瓢之御奉行衆・諸役人中之存分いか、無別儀此嬰兒ヲ御主人とかしつき可仰哉否と被召問候時、上中下一統ニ無異儀、同心堅固之僉儀にて、既誓文狀ヲ梅窓ハ御取なされて田布施へ御越候、如此御契約無相違、一瓢之御遺跡ト而、阿多

・田布施・高橋此三ヶ処ヲ伊作ニ合テ四ヶ所之主と日新成給事、御袋梅窓之善巧たり、此御報恩として西福寺ヲ建立なされ候、既ニ相州様本堂・客殿之葺萱ヲ御自身運給ひしと申傳候也、又相州様御弓箭、伊作ヨリ始まり候事ハ、勝久屋形ヨリ虎壽様ヲ御猶子ト被成候てヨリ、伊作ヲ勝久様之御隠居所とて、相州へ御乞なされて、鹿兒嶋より伊作の往來常恒なる中ニ、御猶子之事相違變改して、虎壽様鹿兒嶋ヲ捨て、田布施へ御還之時節より事起り候、是も強相州之御分別不遮候へ共、梅窓様之餘命ましゝて仰せらるゝハ、守護之御猶子たる事ハ、異變しツ、世間實儀ヲ失上ニ、伊作ヲ敵ニ任せ置事はいなし、諸臣下衆いかゝくと稱敷被仰より、尤之御意趣とて、御弓箭始まりしより、于今御武運長強ニ御繁昌也、高祖忠久以來六代（齡）隸岳様迄は、道場方御菩提所たり、此六代之内之何れより欵、新納殿本連校たり、其御息女くしま一所ニ御持之内ニ御誕生候て、長給ひて、伊作へ御越候ニ付、くしまの昌福寺ヲ例

にて伊作ニ道場ヲ建、御菩提所と被成候と承傳也、

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」七二三号文書ト同文ナリ〕

『日新記ニ有之』

○菊三郎丸漸成長異于衆人、其容貌美麗、四體長大、眼睛掛明鏡、鬚鬚散櫻葉、溫而厲、威而不猛、嗜修己治人之道、以繼養父之官途、任三郎左衛門尉、娶島津薩摩守重久女、而產三男四女其内男女二人他腹者也、

○島津陸奥守忠昌者、當家十二代之太守也、有三男、

長曰又三郎忠治、次曰又六郎忠隆、其次曰又八郎

忠兼後改稱勝久也、忠治爲家督、而後早世、以立忠隆、

未久是亦早世、於茲忠兼繼家之正統、而踐太守之位矣、其爲人也、不學無道、而罔上下之分、博奕

戲動、而失貴賤之道、疎賢臣如惡惡臭、而斬戮於

未罪、親小人如好好色、而加賞於未忠、事君不厚、

國家政道不正、風俗頹敗、于時、島津八郎左衛門

尉實久不知天命不顧國人疑笑、自大永六年丙戌初

秋、圖其實跡、請爲繼子、而恣行愚癡僭謀、放僻

秋、圖其實跡、請爲繼子、而恣行愚癡僭謀、放僻

邪侈無不爲、因茲、與忠兼相爲冰炭忠兼前妻者、島津八郎左衛門尉實久之姉、後妻者、彌、寢式部大輔重就之女、丁此之時、忠兼憤且憂之、使

本田次郎左衛門尉語忠良曰、爲我宜致國家安全之

政、輒賜南鄉之地日置郡之內、後改稱永吉、城主桑波田孫六聞之、

則慶賀而屬旗下、即十月廿六日也、其後忠兼往在

于伊集院之際、使島津下野守昌久大田元祖忠良之姉婿也重賜日

置於忠良、而彌爲任國政之證、故十一月五日、往

其地領知之、翌日參謁于伊集院、所以謝禮也、同

七日忠兼丁歸甕島之時、忠良亦隨高駕以陪之、忠

兼之帶劍者、阿多加賀守忠良旗下役之、忠良之劍者、

本田紀伊守持之、是乃任國政之堅盟也、同十二日、

忠兼使村田越前守・土持伊豆守・梶原備前守等語

忠良曰、願養汝孀男虎壽丸時年十三、以爲我子、忠良

頓首辭讓再三、雖然嚴命不止、故不得已而應君命、

同十八日、招虎壽丸于甕島、同廿七日、理髮加冠、

稱又三郎貴久、且定於居處、禪於守護職矣、

『正文有之』

○綉花五色之趣、令披見候、如御意未馴申處ニ、預

音問候、殊武具之兩種芳物、誠以齊太易清濁者也、

仍雖輕薄候、北絹十端・素糸十斤進獻仕候、只表

御礼而已、以此旨披露、恐々謹言、

『大永六年款』

八月朔

琉球國世主

(印文「首里之印」)

嶋津相模守殿

返報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇三八号文書・二〇五七号文書ト同文ナリ)

『正文在坊津一乘院』

○田布施之内

十穀菌之門之事、本物返申候て、請取可申候、其

間者無余儀、一乘院之可爲御所領所也、

仍狀如件、

大永六年丙戌八月拾八日

忠良(花押)

一 乘院

御同宿中

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇三九号文書・二〇五八号文書・二〇五九号文書ト同文ナリ)

『正文在隈城衆上村勝吉』

○態用一行候、雖無題目候、連々可申通候之處、無音相過候、心外之至候、於心中者聊不存疎儀候、

仍庄内之時宜更ニ無盡期候、我々若輩之事候、毎々被加御思案、万端可預御指南事憑存候外無他候、

恐々謹言、

『大永六年歟』

九月廿一日

(勝久) 忠兼(花押)

三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇四二号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○一北郷殿・新納殿御間、爲和平之調儀、去六日至

末吉、豊州御越、于今逗留候、無爲難成候由風

說候、如何候哉と存計候、

一伊東衆廻頃越山候由風聞候、世間何と可成行候哉、

一新納殿此方不相替申承候、此前申良・救仁郷堺目

雜說候キ、乍去無動轉候之処、案中静候、満足候、

一其堺通路輒候者、以使節可申入之条、令省略候、

恐惶謹言、

菊月廿五日

(肝付) 兼興

相模守殿

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇四三号文書ト同文ナリ)

『正文在坊津一乘院』

○今度就虎壽丸登山候、種々入魂被加御尊意候之通

承及候、誠過分之儀、大慶不可過之候、何様自身

以參上、恐等可申述候之哉、万端期來喜之時候之

條、閣筆候、可得御意候、佳事、恐惶謹言、

臘月五日

忠良

進上 一乘院

御同宿中

『上包』

進上 一乘院

御同宿中

忠良

三郎左衛門尉

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇四四号文書ト同文ナリ)

○十五代修理大夫忠兼、丁太守之時、隅州之邊地帖佐之城主邊川筑前守川上又左衛門尉 忠通之祖也者、雖爲當家之裔累代之臣、屬實久之謀叛、潛構本城新城、大永六年丙戌十一月三日、其陰謀既露顯矣、實久亦使島津善左衛門尉追水之祖 實久旗下・同姓又七郎爲將帥領、三百餘騎、加勢於帖佐、太守憤怒之餘、令忠良爲治伐、故十二月四日、率薩州旗下之兵、已發於覽島、先到於吉田、修其兵器、同七日、攻本城新城始於卯時、于時、善左衛門尉自總禪寺口至高尾、勇進防戰者七八度、而竟爲岩永壽才所屠殺矣、又七郎已下戰死者、不遑記也、先陷本城後陷新城、同日至酉時乃終焉、悲哉凶徒逆儔欲退去者、陷溺于城下之隍池、所以死之人馬不知其數、或貫身於柵木、或焚傷於猛焰、叫呼之聲振動山岳、古文所謂屍填巨巷之岸、血滿長城之窟、無貴無賤同爲枯骨、此

之謂乎、夫自滅之覺自天攻之、豈有疑乎、其後島津下野守昌久請爲帖佐之地頭、達于太守、應其意而許焉、賜伊集院・谷山之地於忠良、是亦勲功之賞也、十二月十二日、領知其地、明年丁亥二月十八日、移伊作・田布施士於兩地矣、

『正文在肝付伴兵衛兼屋』

○帖佐之院之内

邊河

賀治木之内

中之眇

大永七年亥丁卯月九日

肝付三郎(兼河)五郎殿

忠良

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇八七号文書ト同文ナリ)

○大永七年丁亥三月中旬、忠兼遣福昌寺現住太鷹和尚語忠良云、又三郎雖爲年少、祖宗神器將必有歸、宜爲國家之樞機人物之父母、然則民之歸之、猶水

之就下、予豈役形勞心、而釀疾催老乎、不如遜世

安身以忘老矣、忠良聞之則曰、菟裘之地不可不

擇、市來・伊集院・加治木・帖佐四地何如、請任

君意、忠兼曰、此四地皆非我之所以好也、忠良曰、

高橋・田布施・阿多三所養祖父相模守・伊作實祖父河

累代者、我嗣相模守忠幸之統、領件四地、合善久・忠幸

良繼其、友久累代之地也、兩主之地、忠

統者也、故雖爲先祖累代之地、可獻伊作、於茲忠

兼欣欣然有喜色、而四月十五日、發船於覺島田浦、

繫纜於溪山海濱、忠良亦雖扈從、自此地歸覺島、

忠兼明日到于伊作、同廿九日、忠兼爲髡、忠良亦

剃髮於覺島、而稱齋於日新、實三十六歲也、

○帖佐城主島津下野守昌久法師世加、加治木城主伊

地知因幡守周防介イ・同新左衛門尉共企叛逆、『大永七年』丁亥五月有

將發軍兵之聞、日新遜世雖爲但惜無常道之身、而

不堪忍宿、六月五日到于加治木、誅於伊地知父子、

到于帖佐戮於世加、兩城共以入警衛之兵、百事無

所闕、而後解纜於帖佐松原、欲到于覺島之間、日

新熟以爲、加治木・帖佐兩地之內以一所、爲忠兼

之隱處、則可爲覺島之藩籬而無憂、以是意他日可

告忠兼矣、漸近于覺島欲著于戶柱之岸之際、左右

浮海之船、續紛往來、問其故則曰、實久有使河上

上野守忠克上達于忠兼之旨、不計伊作山裡籠居、

愚臣所以寒心也、實久運籌策、再將歸入于覺島、

不及聞固辭許諾、催於出水及串木野・市來已下十

有一箇所軍衆、同十一日攻伊集院城、必定今夜陷

之乎、聞此言、日新潛思我心素無異謀、宜聞於忠

兼、乃欲往伊作、陪臣有諫止者、故臨夜中踰湯越

嶺、直歸田布施矣、谷山城者、加世田・川邊・加

兒・山田軍衆、同日襲至攻責孔急也、不計大敵忽

來攻、以無防禦之道、而請降去城、同十二日、伊

集院・谷山騎步遁死者、到于田布施也、同十五日

之夜、又三郎實久主潛去覺島、赴田布施園田清左衛

通、故如斯也、委曲記于實、門尉來有內

久主之譜中、是以略于此矣、先入小野村園田清左衛門

尉之屋、于時實久之兵追而雖欲到于此捕實久、因

園田之智計遁其難矣、扈從之士山田伊豫守・木脇

大炊助祐兄・眞玉民部左衛門尉重實・長井善左衛

門尉・鎌田筑前守政心・井尻九郎二郎祐宗・其母
 宇多氏宇多次郎左衛門尉貞次之女也・園田清左衛門尉從途中歸私宅、再
 襲來有搜求於宅中、則以已、若騎步之兵、再
 前之謀略、爲使棄退去也、只共七人而已、求偏路經小
 徑、過伊作後平、貴久謂陪臣等曰、我與忠兼曾有
 父子之契、今豈背之乎、至伊作與忠兼遂對面矣、
 忠兼云、深思父子之義、高證孝行之道、決意來于
 此焉、我無秋毫之誤、唯實久乘勢作亂於國中、令
 臣民盡爲仇讎、故教我違父子之情、大息拭淚、而
 後設宴抑留三日、崇慰甚厚、同十八日、餞送于田
 布施焉、實久濫踐操弄之權、劫挾忠兼之柔弱、而
 陽尊忠兼、陰專私欲、請再當歸入于覽島、乃以同
 廿一日、忠兼再入覽島所以居住也、實久請得伊作
 之聲遍觸衆耳、丁此之時、日新思雪會稽之恥、而
 待七月廿三日、乘夜暗發於田布施、向於伊作、禁
 言語潛銜枚、到永泉庵之下、則未迄二更、月已出
 於金峯山小野之嶺上、祥瑞之明輝宛如白晝、君臣
 共偕揚眉欣然以前、乃敬於石牟禮妙見、遂揚旗於
 神前、而夜半攻伊作東城、克之屠殺本丸守兵伊地

知將監、西城者市來之士卒守焉堅固、雖然及卯時
 悉斬獲所以入手裏、入父祖之堂室、領相續文書重
 器、不亦快乎、是亦非私慾之兵革、先是帖佐城主
 邊川筑前守叛逆之時、往加治伐、稱其勲功之賞、
 賜伊集院・谷山兩地、不經幾程、被攻歸矣、息男
 貴久爲親子之堅約、未終二個年、匪翅亡三綱之其
 二君臣父子、拘恥辱於不罪、次伊作者、元祖久長以降
 累代之領地也、雖然獻之於隱處、假令非久遠和悅
 而不可爲讎敵及攻責、忽與實久謀逼于我者、私慾
 妄行匹夫之所爲也、爲退匹夫之惡黨、任天之與如
 此、非一毫人欲之私也、
 ○去年忠兼再入覽島、居守護位、而後(享)享祿元年戊子
 改忠兼稱勝久也、
 『正文在顯娃石京』
 ○『牛王』條數
 一對我等父子、被僞間敷之儀承候、以此方御同前た
 るへきの事、

一御宿意之在所、以番御知行可然存候之事、

一雜說和讒之時者、不糺實否達啓之事、

右、此條、僞申候者、

梵天帝釋四大大天王玄牢地神、惣日本國中大小神祇、

殊當國鎮守開門正一位 金峯山藏王權現 八幡大

菩薩 諏防上下大明神 兵法守護摩利支天軍神等

可罷蒙御罰者也、起請旨如件、

大和守

忠朗(花押)

享祿四年^{辛卯}八月廿三日 藤原貴久(花押)

日新(花押)

穎娃左馬允殿

御報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二七九号文書ト向文ナリ)

○天文二年癸巳二月十日、知覽・川邊之士卒及桑波

田孫六等變約、而屬勝久、故含怒思加治伐之際、

三月廿九日、桑波田氏有田獵之娛、窺得登山之際、

日新爲武略、士卒悉似虞人之裝束、白晝緩步襲南

郷城、而屠殺桑波田河内守・同姓氏部少輔已下、

而入手裏、改南郷名永吉也、

○天文二年八月十四日、勝久欲討日新父子之計園田

五藤兵衛尉者潛從覺島來告之、則其夜又三郎貴久

入于永吉城警衛敢不怠也、實如園田之言、催自覺

島至吉田・日置七箇所之軍衆、來于永吉城之野頸

發闕、丁此之時、日新率五十餘騎之精兵、發於伊

作、馳到於永吉、橫遮敵路防戰盡筋力、漸敵軍敗、

而樺山右衛門・平田左馬助已下斬獲甚多矣、且虜

取數十人、而後唱凱歌散軍也、

○天文二年癸巳十二月、山田式部少輔有親民部少輔有榮曾祖父也

改前非、獻日置請屬於旗下、宥其罪應其求、移渠

於山田、同月廿日領其地、同廿四日、以漢高斬丁

公之慮誅式部於伊作、以禁旗下之有學丁公者也、

○傳聞勝久再爲 太守、雖振威於覺島、而不行正道

不明賞罰、疎故舊貞良之功臣、親讒佞邪曲之小人、

聚猿樂商賣不勝己之職、而巧其言令其色者、或爲

滌佚博奕之朋、或爲聚斂殖貨之臣、且復幸臣末弘

伯耆守・竹内氏・小倉氏・碓山氏等、助桀爲虐、

奉紂稱聖、將爲亡國敗家之黨族也、於茲貴戚之臣川上大和守昌久及忠義之士共十有六人、連姓氏於一紙、因實久獻諫書曰、君近小人、則賢者當遠、若賢臣去、則國家政道何之如乎、勝久拒之不容、又曰、唯仁人能受至諫、而有小過則改之、勝久彌不能聽之、又曰、夫知者順以成德、愚者逆以取害、有取害則危亡不遠、勝久艴然不悅、猶將掩耳、故諫臣等以爲、三諫而不聽、則逃之嚙口重不言矣、天文三年甲午十月廿五日、諫臣等謀而戮末弘伯者守於谷山皇德寺、勝久聞之則驚奔遁于禰寢矣、國家忠臣義士、各到于禰寢、速請還其位、而不肯諾焉、翌年乙未四月、密還覺島、殺諫者之首昌久於大興寺、由是所殘之諫臣等無所逃罪、實久亦背勝久爲胡越、乘其時、十有五人諫臣結朋黨與實久、于時伊地知右衛門兵衛尉爲將率加世田・川邊・鹿兒・山田・市來・伊集院・吉田軍衆、亂入于覺島而放火于村市、其烟焰漲天不絕者七日、勝久失防禦之道、不得已、而忽去覺島解纜於田浦、直到帖

190

佐、憑澀谷・菱刈・蒲生等、然而無益而翌年往于眞幸般若寺、憑北原某矣、故覺島者所以實久之爲領地也、日新聞此言、熟以爲、國家不幸而無明君、使小人執其權、夫小人者、先得於君、而自固於國家、忠臣義士欲擊之、而法不可擊、擊之而不勝身死、擊之而勝、君臣共不相安、不待君命而誅其側之惡人、何以佳乎、小人所好利祿、所貪貨財、先內以自固君子之交、外以不逆小人之意、而後待其發非道、而乘其變、擊其惡則其用力也、約而無後患也、嗚呼君臣共俱不思而已、

『正文有之』

○今度進藤左衛門大夫令上洛砌、懇報令披見候、仍段子貳端到來、尤喜悅之至候、猶期後音令省略候也、狀如件、

三月五日

(近衛植家)
(花押)

愚谷軒

『上包』
愚谷軒

(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二二五号文書ト同文ナリ〕

『正文有之』

○當山大講堂起立之事、任勅宣之旨、三光坊令其企早、就其奉加之儀、入魂候者、可爲欣悅候也、

六月二日

(応胤親王)
(花押)

嶋津相模守とのへ

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二二六号文書ト同文ナリ〕

『正文在吉松般若寺』

○其方御心底之通、今度以莊嚴寺、細く示給候、祝着此事候、然者則北原方へ談合之間、以得心般若寺別當爲使節被申候、彼依旨意趣、其方之相談可爲肝要候、此方之事、弥以其之父子憑存候、覺悟之外更無他候、細碎莊嚴寺可被申之条、不能審候、
恐く謹言、

『天文五年敷』

文月廿五日

勝久(花押)

相模守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二二八号文書ト同文ナリ〕

○伊集院城主町田中務少輔久用、深與實久、而敵于我焉、欲入此地於我之手裏、密屢誘之、而敢不屬旗下、經春秋者多矣、其間久用爲評議、往實久之所、有不在之聞、是以天文五年丙申三月七日、日新父子三人自將、引率一千餘騎之精兵、待夜暗襲取伊集院城、同年九月廿三夜別記曰、十三、使伊集院大和守忠朗爲將帥、襲取大田原之壘、土橋勘解由左衛門尉憑桑波田孫六左衛門尉・鮫島某、通歸服之意於日新父子、以十一月廿八日、放火長崎之壘、忽降來矣、神殿守兵、有屋田某・關某・否笠某等、請屬旗下、日新聞焉、同廿九日、率師旅企發向、于時降雨日已暮矣、欲行而不辨前路、無何之如、爰有一慶瑞現日新之左傍者、始也、如螢火之流草際、漸長、終也、似蠟燭之照座席、如斯者兩三箇、先軍衆暉路頭、日新以爲、是蓋稻荷大明神之助也、正心誠意祈敬不斜、衆亦皆共金剛合掌

而拜之賀焉、無前路之障、到神殿之壘、忽所以入手裏也、石谷長門守忠榮歸情於日新父子、然而、守兵衆多不任己之意焉、同年十二月七日曉天、潛招伊集院之精兵、而守兵之將大寺壹岐守已下之士卒、悉屠殺以降來于伊集院矣、忠榮之父伊賀守梅久者、欲自覺島退伊集院之路、於萩別符邊地、爲長山氏被屠殺矣、

○天文六年丁酉正月七日 或記曰、九日、再可考之、陷於竹山之壘、

肥後助西及士卒十二輩斬獲之矣、入來院某合力增勢、假他之勢始于此也、同二月、敵兵棄福山壘退散、同月、犬迫壘亦降來矣、故實久不得支、而捨於覺島遁於谷山、同月七日、去谷山退川邊者也、園田筑後守實正有言曰、傳稱、我之祖父清左衛門尉當歸心於日新齊父子、是以、實久公從覺島退去之時、既致忠功矣、其後召清左衛門尉、而有陷覺島之評議曰、以小野可陣營、清左衛門尉報曰、以犬迫構陣營住乎、其故何者、構陣、則覺島之騎步競前、可發向于其地、然則吾亦率自兵進其後當攻討、如此、則必可歸勝利乎、各同此義矣、而後、日新父子之軍衆、構陣於犬迫、于時覺島之騎步、悉向其地、清左衛門尉如前約、遮其後、自東西觀戰、以覺島之軍敗、而於小野栗山以西坂下、悉被斬獲、丁此之時、日新方衆兵、爲喜悅之恩、打手鼓以舞、今來、以其地稱鼓筒云云、今藥園之地是也、

○天文六年正月十一日、本田某、使東條出羽守爲將、

以匪番犯攻覺島、自福昌寺至諸神社、所以數箇之擊破靈地也、或記曰、三月十二日紫原合戰云云、其、首尾不詳、故不得記之、再可考之、

○同年四月上旬、實久到于加世田、五月中旬、日新見實久爲和睦、其故只有安國家保臣民耳、未久日新語實久曰、伊集院・覺島・溪山・吉田之地許子、而子之所領加世田・川邊之兩地、與之於我、則如鳶魚之得其所於上下、而無少間斷、則誰敢侮我之、三州乎、實久不諾、而反與祁答院俱、運謀略者、所以日新之爲憤恨也、

○天文七年戊戌十二月晦日 異記曰、廿八日未知、孰是、可有再考、戌時招

軍衆曰、只今向加世田欲攻之、若好生不顧名者、速可退去、好名不顧生者、速可發向、再三言之備酒肴、忽有蜘蛛之瑞、父子三人共感謝辭三爵而後、選銳士爲前鋒以進行、各速欲到于其地、孔關、而過阿多松坂、則夜半鐘聲仄觸耳矣、于時會狐火之照關、先前路如白晝也、各銜枚密進于城壁、而後發關、此地自古昔有五壘、各堞柵堅固也、雖然二男右馬頭忠將爲將帥、從擲手所攻責甚急也、是以

翌曉寅時、陷本城、此時富松左京亮・大山宮内少

輔二人共、賈久
旗下之兵也短兵相接、而死于了一處、阿多飛彈守

者、走入城中、與大山内藏助并戰死焉、其餘敵兵

亦走入新城、決死催醉之際、日新之軍、競進奮氣

大呼、其聲動山嶽轟林川、天未白、新城亦陷矣、

此時敵兵三十餘輩壘枕而死、其中有號稱德者、引

其妻妾、送于途中、立歸城裏而戰死也、自古忘身

重名勇士之所致也、豈不快乎、谷山藤左衛門尉・

吉富吉左衛門尉二子實、
久之兵亦被屠殺、於斯時也、敵兵

相交暫息、迄于午時、大寺越前守・鎌田加賀守率

川邊・山田之衆、欲助新城之勢、貴久即騎馬、

突出欲追討之時、敵兵乃斷其後、危急莫甚焉、雖

然忠將忽鞭駿馬、向多勢盡筋力、以挑戰移數刻矣、

敵勢有中間雖防禦、而不利忽敗、雖然市來備前守

・猿渡與一左衛門尉・稅所助十郎・本田九郎・蒲

池帶左衛門尉・同姓左衛門四郎等共八人遂戰死者

也、加世田者、日新之祖父河内守久逸戰死之地、

今日之利豈能有比此者哉、

『正文在吉松樂和田左近』

○ 吉書

一可修理神社佛閣專祭奠之夏、

一神者依人之敬增威、人者依神之德添運之事、

一可專勸農調納國々年貢之夏、

天福皆來 地福圓滿 天地和合樂 武勇長久樂

噫々如律令、

嶋津相模藤原日新(花押)

天文八年己正月十一日

(本文書ハ、旧記雜錄前編二二三四〇号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○雖近年不申通候、用一翰候、北原久兼無二被仰談、

御弓箭爲勝利由、其聞候、大慶之至候、向後篇目

之時者互可申合事、本望候、餘者期後喜之時候、

恐々謹言、

卯月七日

可水(花押)

嶋津相模守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」七四五号文書ト同文ナリ〕

『正文有之』

○今春之御慶重疊申籠候之早、尙以萬幸⑩易心く、抑去

年以來南方無爲無事之由承及候、肝要存候、實久

・澁谷之間和融、千臺邊モ靜候之由、其聞得候、

目出候、仍此堺弓矢覺悟之外得勝利候、所と落去

候、其謂委細金吾申入候、定而可被達候哉、其方

御進退承度候、慶事、恐と謹言、

二月廿一日

忠朝（花押）

謹上 相模入道殿

御宿所

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」一八一七号文書ト同文ナリ〕

『在加世田衆仁禮右京』

○ やちの花めたつる人もなきにさかりなるよし

をきゝて

いゝ出ぬ色にしあらハ花のひも

むすほられてよ庭の款冬

御詠哥於愚昧も殊勝におほえ候、とかく申さ
らむことハリたらず候か、いかにく、

伴樵

やまふきの花ハ色にも出ぬらん

めたてぬ庭の春のうらミを

又よきたよりをえ候まゝ申上候、是又、御

意えたく候、

やそちまでうけきつる身のめくミをも

たちへたてぬる老のなミかな

太郎三郎殿次之時御披露奉頼候、

『在加世田衆仁禮右京』

○ 返哥一段にてこそ候へ、又老の波ハ、わか

うらに立かへりぬるしるし計ニ、

頼めたゝ八十嶋かけて老の波

たちへたつともおなしうなハラ

日新

『在加世田衆仁禮右京』

○ 三月晝

伴樵

雨風の情ハ春に見えぬらん

とまれと今日をいはぬ計に

同

あかさりし心の花のすきひまで

今日やかきりの入相の春

日新

返歌

入あひのかねハ聞とも曉の

空をもたのめ春の名残に

これハなたよりはんせうニつかハし候

暮ぬめり春ハかきりのけふをたに

おもひいれぬもほとなかりけり

『在加世田衆仁禮右京』

○

日新

涙こそまつこほれけれミたらぬハ

うらやまれぬる人のをハリも

むかしハと誰にとハまし峯におふる

松さへもとのねさしならねハ

ありと見しきのふの夢のそのまゝに

けふのうつゝとおもはましかは

みちのくのしのふにかひもなき人の

ことの葉ことにをく露ハうし

たちかへり二たひやミンミつせ河

みきハもまさりなミもこえなむ

佛たにかきりハありし別そと

おもひとられぬ世の哀かな

『在清敷衆平田大圓坊』

○ 何草第九

日新

山さくらあらぬこすゑの雲もなし

かすミにかゝる月は曙

江を遠ミかへる鴈かね啼捨て

ひとりかもめの閑かなるかけ

久秀

久朗

貴久

袖さむく嵐吹立ゆふ暮に
 やとりやいつこ道のはるけき
 誰にかも旅の行手の言とハん
 つかるゝ駒をしハしやすめと
 枯うらのこる秋の草葉のむらくゝに
 うつるほとなき野への露霜
 有明の月向後はかすかにて
 いく寢覺にか夢ハたとりて
 つれもなき中とハしるもたのむらん
 とけん心をまちてこそ見ぬ
 浅からす氷とちたる山の井に
 たへてや住ししはのかりいほ
 世のうきをおもひとりつゝ出ぬらん
 さそひし友にをくれ行道
 雲かせに翹うかれてとふからす
 すゑのもたてる松のさひしき
 花にとや袖の色ゝ打むれて
 春にあへるやたのしみにせむ

年久 季久 房信 釣江 友見 綱宣 能賢 重和 重秀 喜庵 親豊 經久 房信 祐堯 盛房 宗道 貴久 年久

二
 ましハリて霞をくめる老か身に
 うれしきことの涙もろなり
 つゝまれぬおもひハよそに見えつへし
 しのひ行よは螢もそうき
 更はてゝ誰か小くるまの音ならん
 ともにや月もすめるふゑ竹
 いにしへの秋をこゝろの故宮に
 苔むす松のしつく露けし
 たのむかた人もあらしの山のおく
 よハるたけてハ何か友なる
 ミとり子のまなひの道をゆるすなよ
 おもふをそむく中ハはかなし

久秀 房信 季久 友見 釣江 重和 綱宣 能賢 喜庵 房信 重秀 親豊

○天文八年己亥三月廿八日、日新催於領土之騎歩、
 向於川邊古殿之地、則高城主鎌田加賀守竟降服焉、
 其士卒亦共謁于途中、故使新納伊勢守領高城、而
 後鎌田治部左衛門尉之妻子爲質遣田布施矣、翌日

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」七三三號文書ト同文ナリ)

本城平山亦入手裏、故又令伊勢守受守之、同四月朔日、日新到于本城、教伊勢守唱凱歌而呼太平矣、

『日新記』有之

○移居於加世田之後迎於陽春、則元三先詣于鷹屋。

八幡・福壽三社、加世田之侍臣無漏扈從者、神拜既終下向之後、見五箇所橋、加世田・阿多・高群臣也、田布施・伊作群臣也、

『日新記』有之

○年頭必有評議、第一佛寺神社再興之事、第二道路橋梁修補之事、第三國家政道之事、佛神・道橋是則天地也、所以敬上下神祇、而後暨人事、即天地人之三不缺其一者也、

『日新記』有之

○持佛堂者二階、而又構上檀安置諸佛、近臣等曉天飾立花・燈明・香爐・香合・闕伽水於几上、備于佛前、宛如護摩堂場、齊明盛服以燒香奠水、性心不亂觀法觀念經咒諷誦、就中法華持經所以不怠惰也、

『日新記』有之

○爲國家興隆長久、每一箇國爲法華六十六部可奉納之誓願、乃使并尻神力房爲回國、赴他州漸々增同門、引一百餘員同行、號薩摩神力、度於六十餘州、聲譽喧於郡鄉、經於二十二年、奉納於四千三百五十六部妙經來矣、後日賞其勲功、充行大明神日州諸縣郡眞幸院之內一所者也、

○天文十一年壬寅三月日、日新及貴久、率薩摩之兵渡于隅州、到于樺山之居城生別符、欲攻加治木城之際、日州眞幸院有北原祐兼兼孝者、入于溝邊高松之城、而與日新父子俱謀攻加治木城、兼孝屯于札立、日新父子有于吉原、兼孝來于吉原、伸於禮詞之際、日新舉盃之時、有蜘蛛之佳瑞、即祝之而後欲赴當城、丁此之時、忽大雨降宛如灌焉、所以期後日各爲歸陣也、北原之兵丁將退於札立之時、大隅・祁答院・蒲生・帖佐之兵襲到、而與城裏兵偕進來已及合戰、于時北原周防介・澀江兵庫助已下七十餘人遂戰死矣、雖然日新父子歸陣之旗下、無

一人之知者、無恙至于生別符、而解歸帆之纜者也、其後凶徒蜂起而侵生別符者數度、聞之則日新父子相讓而召樺山安藝守善久於伊集院曰、所謂天時不如地利、地利不如人和、又聞柔能勝剛、弱能制強、暫棄居城、則凶徒等必心快憤散、而漸至于懈緩乎、然則、窺其時乘其變退除黨徒何難之有乎、善久應諾、故十二月六日、僞許其壘於本田某、以故隅州平安也、

『日新記』有之』

○加世田既入手裏、南方爲平安之地、是以道路往還者、無殺戮之患、晝夜更莫止時、然而有一事之未慊心、阿多與加世田之間、有大河之不能徒渡者、疾走速到、而欲成公私之勤者亦留河邊呼於渡舟移刻、居民上不止其患、則焉得民之父母、已有長橋興作之企、營橫三間餘之長橋、既終其功、則擇吉日良辰、請臨濟・曹洞・天台・眞言諸宗數口於橋上、混雜讀誦法華、燒香師常珠寺七世俊安和尚也、讀經既終、則傍築大基建高顯樹、其文曰、

極聖自心無妙理 舉頭應化卽三身

大家莫道天真佛 本是山中一古樁

忍世界瞻部洲大日本國西海道薩・隅・日三州大府君、日新齋主掛冠於神武門以降、悟佛祖無上菩提心地、而離三界輪迴迷身、所以道鬚髮人之所重也、最先剷除、尊貴人之所敬也、儉約其身、然後準擬苾芻、而勤修佛之四弘誓願久矣、一日忽然原乎衆生無邊誓願度之一句、而未來遠定彼岸現在近定此岸矣、以四柱三萬六千地軸、而爲柱矣、以縱橫四十里劫石、而爲梁矣、世界平等而爲橋板矣、以新定杭、而爲釘樑矣、至万物一牀生佛不二之理、而畢功焉、弘誓之力偉哉、正當橋木梁供養之日、謹集山門列刹之耆宿、命眞言一宗之諸徒、而讀誦法華者也、竊以大願主藤氏 忠良公、外施權情內抱至仁、常樂我淨之四德護連城壁、慈悲喜捨之三昧轉大法輪、智梯慈航渡驢渡馬、石橋略度我度人、若向無寒暑處、則偏中有正、今當熱時熱殺、則主中辨賓、赫赫大火欲西流、颯颯微涼拂暑塵、

可尊、當來福報奇哉現成、果因蘭盆已過秋旻時淳、
雖然、與麼卽令臨橋上底之一句、子來耶是不來是、
上不用諸賢利濟、下可受六道沈淪、

于時天文十四年乙巳初商日 大願主忠良合爪

(表紙)

忠
良

第
二

新編島津氏世錄支流系圖

忠良系圖第二

『日新記ニ有之』

○加世田入手裡之後、占定宅地營作既成、則營新社於鬼門方位、崇稻荷大明神、負戴本地尊容六體於王城來、而遂遷宮、寄附水田一町、使山法師香花之爲神職、日日勤行敢不怠也、

『日新記ニ有之』

○加世田來巢通建立六地藏、上段彌陀三尊、下段

六道能化、彫刻念佛於石柱車輪、且記三通之書、籠于彌陀地藏懷中、爲所以戰死之士卒陪臣、迄供養日、詠一首之和歌、押之曰、

一切のつみもきえなん弥陀地藏

四十九の身の四十八くはん

余來七月十六日朝天、勤行大施餓鬼於六地藏前、日新手自持戰亡帳、始終誦其姓名、奠盆水矣、是以稱之於戰亡施餓鬼也、

件六地藏建立以降經數十年、故已崩倒矣、於是、日新寺八世泰圓僧欲再興之、作三疊石廟、上段

空王殿威音已前今時日用烏兔兩照・天子、中段釋迦如來・

彌陀・藥師觀音、是則觀念於日新菩薩及大尊容、彫刻於法名、下段幽冥教主六体列行鑣於菩薩詠歌、點眼供養之日、唱於國家安全・衆生濟度願文曰、

諸佛安座拜點眼

本体無相何垂迹 各掛垢衣坐劫石

眸子常生日月光 大千世界影懺懺

情觀破過去久遠之事、諸佛住於大神通、現威神之力、能令一切衆生離一切苦・一切病痛、能解一切生死之縛、破生死魔軍、諸惡悉摧滅、火不能燒水不能漂、怨親普接取安養極樂、是此大悲願力豈有古今異乎、因之起石廟觀之、諸佛及六道能化住此塔廟、現其神力、于時擊鼓、以華香、恭敬供養、歌頌佛德、尊重佛恩、思其可得功德、如上所說、能令無量一切衆生、誘引四祥天上安宅、一切冀四海清平、三國盛爽、現當怨讎皆成慈心、來生佛想彌有利益、畢竟如何見諸佛現成開關、桃唇紅李花白、

『日新記』有之

○日新素思不違仁義禮智、故以孝弟忠信爲行之本、以積善累功爲己之任、是以欲作先考牌所、而相牧於阿多郡中、而掘巖石埋深谷、建立七堂、既終土木功、則後父相模守忠幸法師一瓢已亡矣、寫法號大道登影於畫圖、以掛之於正面、而安置本尊千手觀音、因是山號千手、寺稱大年、既遂供養崇之

敬焉、齊明盛服以祭祀焉、洋々乎如在其上、且復一族家臣詣拜者、如在日盛々焉矣、

『日新記』有之

○住于田布施之際、起于捨身之大願、詣金賣山、以期丑時、且復不踏草鞋跣足、每夜致御杖於拂川、一七日之祈願既成就、綴兩首詠、其意曰、

淺からぬ頼ミをかけていくたひも

のほるみたけの神よあはれめ

下までもにこりハあらし浅からぬ

心の水を神しすまさは

○是以降佛前神前行法、依所修三百四十八戒之沙門、盡蘊奧矣、

『日新記』有之

○日新在田布施之際、有中間孫七者、與父四郎左衛門尉諍論之餘、將執杖打父、其事既露顯、則使人誅戮已土葬畢、日新曠曰、夫孝德之本也、教之所由生五常之本百行之源也、子曰、五刑之屬三千、而罪莫大於不孝、然則以誅戮何爲至當乎、即掘出

模不孝二字於鉄印、押其額驪道路矣、又田布施城門之傍有長井彌五郎者、有時日新遊行之際、口論殊喧、使宮原六郎問其故、六郎反命曰、與母諍論、日新暫思惟而教六郎斬戮、而後所以行步也、是亦以不孝之難宥也、又高橋之士邊半木庫藤兵衛尉對嚴親有諍論、聞之、則收公所帶水田一町、而永放家臣之列、雖有大教敢不許焉、

『日新記ニ有之』

○有國家政事之暇、則見諸寺之善知識、受無常道之示、晝夜思之不忘、漸參得其蘊奧、具佛之威儀細行矣、因茲號別稱於梅嶽常潤在家菩薩也、

『日新記ニ有之』

○有梵宇創建之志、而相攸於加世田、以已崩高岸墳卑下、經之營之、終土木功、則稱常潤院、本尊請長谷寺觀音及彌陀・釋迦三尊於京師來、而安座之矣、當住不衰和尚唱一頌曰、

三佛異名同一體 中尊点眼共生光 現成常住不遷底 烏兔雙眸照十方

明イ

『日新記ニ有之』

○釋流數派之外、日域中古以降、有魔法之起帝都、而其流漸溢四方者、是以我之領土亦入其門、而亡父母、疎神祇、行非禮者多矣、實是天魔所行、亂國家之基也、人之有道也、猶木之有根水之有源、無其本而有其末者、未嘗之有也、然則蔑其本敬其末、惑世誣民、充塞仁義者、豈得有神靈之助乎、日新熟以爲、爲人君者、不可揚善人而不退惡黨、不如渠之黨徒盡斷根枯葉、而爲國秦民安子孫長久之計焉、且復綴一首和歌、以伸其大抵云、

魔のしよいかてんけんおかみ法華しう

一向しうにすきの小さしき

『日新記ニ有之』

○有所令于諸士之法度曰、額上勿荒蕪、口中勿不澀、牙齒勿不黑、座中起坐勿懈及勿履闕、公門出入可謹、勿好戲笑戲言、威儀勿亂、若有不禱之族勿出任、十八九已下若輩勿廣額拔鬢髮、有背之者則可止出任、故屈居寺觀、

而鬢髮未如元、敢不許也、

『日新記』有之

○我之國家子弟恐無其業爲遊民、故發嚴令以悉隨所好令學其業、好文學者、與孔孟書、好武勇事兵術者、與韜略書、好管絃歌舞者與金石絲竹等、所以其業之要成也、又辭凡俗爲釋流、有欲至彼岸者、是亦與佛經禪衣、各依其才僉有贍焉、且復人之奴僕亦有名一藝者、則償一身價於主人、爲家人曰、受天之明命、以抱美質、何使渠終身陷卑下乎、

『日新記』有之

○近臣若冠等定每日業曰、夙興一浴握髮之際、誦觀音經一卷、以爲其日所念、而後前日復所學之書、而學所未傳之書、以及書寫、或兵術・射御或蹴鞠・相撲・水練勉之、勿不傳習者、是亦徒非爲其事專遊樂、各臨戰場、所遁其死得勝利之助也、若有怠慢之族、則以杖笞之嚴也、由是無一人之有無能無知者、不亦可乎、

『日新記』有之

○我廣國家非恣振武威奪取人之地、有自暴自棄者、而逼于我、則不得已、而加退治、是所天之與我也、豈可不取乎、近思錄云、循天理則不求利、而無不利、至哉言也、

『文明記』有之

○祖父河內守久逸者、十代 太守忠國主之三男、十一代 立久主之弟也、伊作氏七代孫犬安丸早世、而當家將向斷絕、於茲蒙當家連續之命、續彼家居伊作、丁 立久主之代、爲日州福島令、去伊作移居福島之際、與新納近江守一朝之噴、漸爲矛楯之隔、依此事收公福島、使久逸迂薩府不知行者、既三年、而後如元賜伊作居住于此、迄于子孫者也、

197

『正文在本田作左衛門宣親』

○ 追而申候、前日土佐木にて候間、弓木進覽候之處、御札之義被仰候、御隔心候様存候、如承候、前日從相州入道、鯨之油被進候之處、

此前以上田殿御礼承候、又此節被仰候、即時致披
露候、相州へ被進候懸者、請取申候、定而從彼方
追而御礼可被申候、殊此方珍物候、忠良・貴久大
慶候由被申候て矜賞翫候、能く御礼可申之由候、
又直ニ茂被申候哉、恐く謹言、

卯月廿二日

(伊集院)

忠朗 (花押)

本田因幡守殿

『上包』
本田因幡守殿

忠朗

『裏有之』
「伊集院大和守」

(本文書ハ「旧記雜錄附録」二三八号文書・七四一号文書ト同文ナリ)

『正文在本田作左衛門宣親』

○就無音之儀、懇書祝着此事候、連く伊集院大和守
被仰談候哉、專一候、珍物之矜羊是又賞翫無他候、
事々、恐く謹言、

四月廿三日

日新 (花押)

本田殿

御報

『上包』
本田殿
御報
日新
『裏有之』
入道

(本文書ハ「旧記雜錄附録」八四四号文書ト同文ナリ)

『正文在伊地知筑右衛門』

○一くりかへの儀得心候間、一所可進事、

一伊集院のあつかひ不事成候ハ、其方同意可爲
事、

一世間如何様ニ候ともきよこんあるましき事、
『牛王』

右、此條とそむき候ハ、上にはほんでんたいしや
くしたい天王、そうしてハ大小神祇、當所たかや八
幡 吉田院王子こんけん 天幡大自在天神 若宮諸
神等之御はつかふむるへき者也、

十月吉日

日新 (花押)

伊地知式部大輔殿

天文十三年

辰甲

「本ノマ、」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四七八号文書ト同文ナリ)

○日新嘗嗜敷島之道、故以伊呂波四十有七字、置之於句上、綴四十七首、當時天下之宗匠宗養法師之備一覽、以問歌之六義卑陋、則宗養見之誦焉、每首以佳言自書其傍、豈非名譽之至乎、世人書寫之、以爲末世之戒、其歌共記左方矣、

日新

いにしへのみちを聞いても唱ても

我をこなひにせずはかひなし

古の道も我行にせずはかひなき由、首尾よく

調り、末代の守と成て候、

樓の上もはにふのこやもすむ人の

ころにこそはたかきいやしき

人無高下、心有高下、

はかなくも明日の命をたのむかな

けふもくとまなひをはせて

勿謂、今日不學而有來日、このこと葉に相叶

候、

にたるこそともしよけれ交へらは

我にます人おとなしき人

無友不如己者、

ほとけ神他にまします人よりも

ころにはちよ天地よくしる

人心生一念、天地悉皆知、

へたそとて我とゆるすな稽古たに

つもらは塵もやまと言の葉

高き山も麓のちりひちよりと侍るに相あたり

て候、

とかありて人をきれとも軽くすな

いかすかたなもたゝひとつなり

非殺之爲後輩、非誠之爲助兆庶也、

智惠能は身に付ぬれと荷にならす

人はをもんしはつるものなり

理も法もたゝぬ世そとて引安き

ころの馬のゆくにまかすな

二首の心詞銘肝入骨候、

ぬす人はよそより入とおもふかや

みゝ目の門に戸さしよくせよ

耳目のかとの戸さし耳目を慰め候、

るつふすと貴人や君か物かたり

はしめてきけるかほもちそよき

つかふる人の為かくこそあらまほしく候、

小車の我あく業にひかれてや

つとむるみちをうしと見るらん

是をミてつとむる道に入侍らさらんや、

私をすてゝきみにしむかハねは

うらミもおこり述懐もあり

尤私を捨ん事毎と存合候、

學文ハあしたのしほのひるまにも

なみのよるこそ猶しつかなれ

學の道のいさめ目をよろこはしめ候、

よきあしき人の上にて身をミかけ

友はかゝみとなる物そかし

見賢思齊焉、見不賢而内自省也、

種となるこゝろの水にまかせずは

みちより外に名も流れまし

禮するは人にするかは人をまた

さくるは人をさくるものかは

兩首いつれと難申殊勝候、

そしるにもふたつあるへし大かたは

主人のためになる物としれ

衆惡之必察焉、衆好之必察焉、

つらしとて恨かへすな我人に

むくひくゝてはてしなき世ぞ

怨以報怨終不盡、草以火如消、恩以報怨終盡、

水以火如消、

願すはへたてもあらしいつハりの

世にまことある伊勢の神かき

まことをねかへとにや、

名をいまにのこし置ける人も人

こゝろもこゝろなにかおとらむ

いく度も吟返して此味を得度候、

樂も苦も時過ぬればあともなし

世にのこる名をたゞおもふへし

世に残る名をおほ方に心得けりと只今日を驚し候、

昔よりみちならずして驕る身の

天のせめにしあハさるはなし

若人作不善得顯名者、人不害天必誅之、

うかりけるいまの身こそハ前の世と

おもへは今そ後の世ならん

欲知過去因見其現在、欲知未來果見其現在因、

亥に臥て寅にはおくとゆふ露の

身をいたつらにあらせしかため

下句感に堪かたく候、

のかるまし所をかねておもひきれ

時にいたりてすゝしかるへし

最後の大事をかねてならせとこそ、剛と云け

る者も教し由承置候、

おもほえずちかふものなり身の上の

よくをはなれて義を守れ人

おもほえずちかふへき事恥入候、

くるしくとすく道をゆけ九折の

すえはくらまのさかさまの世そ

始末の詞に見所おほく候、

やハらくといかるをいはゞ弓と筆

鳥にふたつの翹とをしれ

經文云、慈悲忿怒、譬如車輪、

万能も一しんとありつかふるに

身はしたのむな思案勤忍

下句ありかたく候、

賢不肖もちひすつるといふ人も

かならずならは殊勝なるへし

晋中行氏尊賢弗能用賤、不肖弗能去、

無勢とて敵をあたることなかれ

多勢を見てもをそるへからず

弓箭の道のいさめ無比類候、

心こそいくさする身の命なれ

そろゆれはいき揃ハねは死す

軍の端見るやうに候、

ゑかうには我と人とを隔つなよ

かんきんハよししてもせずとも

ゑかうの心を得て悦入候、

敵となる人こそハわか師匠そと

おもひ返して身をもたしなめ

この師匠あたらしく驚愚眼候、

あきらけきめもくれ竹のこの世より

まよははいかに後のヤミちは

りんゑの道あはれふかく候、

酒も水なかれも酒と成そかし

たゝなさけあれ君かことの葉

一罇醪不能味一河水といへり、ことに情ふか

く興をもよほし候、

きく事も又見ることも心から

みなまよひなりミなさとりなり

心からの迷さとり眼前候、

弓を得てうしなふことも大將の

こゝろひとつの手をははなれす

得弓与矢弓、豈離楚王乎、

めくりては我身にこそハつかへけれ

先祖のまつり忠孝のみち

忠孝の道我身のつかへと成由、又眼前候、

みちにたゝ身をは捨んとおもひとれ

かならずてんのたすけあるへし

道にすてん身ハ猶かろく成て候、

したゝにも齒のこはきをハしる物を

人はこゝろのなからましやハ

舌能存齒、剛則折也、

酔るよをさましもやらて盃の

無明の酒をかきぬるはうし

句このことハりに今四の誠まで思ひ出し候、

獨身をあはれとおもへ物ことに

民にはゆるすこゝろあるへし

もろくの國やどころの政道は

人にまつよくをしへならハセ

ゆるす心も教ならハせもとりくにあはれひ
ふかく候、

善にうつりあやまれるをは改よ

義不義はむまれつかぬもの也

過則勿憚改、

すこしきをたれりもしれみちぬれハ

月もほとなきいさよひのそら

經文云、少欲知足、

右の歌は、嶋津相模入道日新、此みちをもてあそ
ふ心さしの浅からさりしゆへに、ひろくまなひ、
とをくもとめて、いひいたせることハの花、残れ
る木のもともなく、おもひの露、もれたる草かく
れもなし、わかき老たるをいハす、心をとゝめ見
侍らハ、この四十七首を出すして、よきあしき天
か下のことわさをしり侍らん、教誠のはしと成へ
き物にや、童蒙求我たくひならんかし、けにふか
くねさせる心のたね、かくあらハれぬることの葉

は、くれ竹の世にもまれなる事になん、是を見
せ侍りし宗養法師一筆しるし付侍れかしと、わり
なけれハ、はゝかりの関のはゝかりながら、いさ
ゝかをろかなる心をのへ侍る事になりぬ、
(近衛權家)
准三宮在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五〇九号文書・二五二二号文書ト同文ナリ)

『正文有之』

○以前度と以書狀申候、定可相達候哉、返事不到來
候、無心元候、抑此一卷遂一覽候、執と面白絶言
語候、奇妙く、仍奥書乍斟酌候書付候、外見其
憚多事候、心事尙重而可申述候也、狀如件、
(近衛權家)
(花押)

正月七日

嶋津相模入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五二〇号文書ト同文ナリ)

『正文在島津安藝守久雄』

○雖未能申馴儀候、春成下國之条、難過好便、令啓

上候、仍若輩御教訓御詠拜見仕候處、餘金言就難
打置、近衛殿様備上覽、御奧書申調候、則被成

御書候、委曲之趣、兵庫助可被申入候、何様不圖
罷下、御礼可申述候、此等之趣、可然之様御披露

所希候、恐々謹言、

『天文十五年』

正月十六日

宗養 (花押)

野村兵部少輔殿

『上包』

半松齋

野村兵部少輔殿

宗養

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五二一号文書・二五二四号文書ト同文ナリ)

『正文』

○去年差下左大辨宰相候處、懇意由申候、祝着此事
候、國中無事之段、於家門本望候、將亦造作之事、

既貴久令領狀上者、急度調候様、芳言肝要候、猶

期後便候也、穴賢く、

『天文十五年』

二月廿九日

(近衛權家)
(花押)

嶋津相模入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二五二一号文書ト同文ナリ)

『正文在島津安藝久雄』

○ 兼又當年中御新詠共承度計候、後音被成下候
者、可爲本望候、

春成兵庫助下國之時節、乍聊爾捧愚札候之處、則

貴報拜見、寔數年遂大望、快然此一事情、抑彼御

新作之御詠、於爰元各寫留、老后教訓無他事情、

御家門様にも常々被仰出所候、就御奧書之儀、爲

御礼沈香三斤御進上、尤御祝着之由候、將亦拙者

ニ一斤拜受、過分之至候、心事春兵まで令申候条、

不能詳候、恐々謹言、

『天文十五年』

八月廿九日

宗養 (花押)

阿多但馬守殿

『上包』

半松齋

阿多但馬守殿

宗養

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二五三七号文書ト同文ナリ〕

身 見聞こと人の上とてそしるなよ

のちはわか身にむくひ社すれ

の のかれゑぬいのちを惜む人ハたゝ

誠の道をしらぬ故なり

ほ ほしゝとて無理おいひ取人の身ハ

たゝ霜かれの草のことくに

と 友たちと思ひなからも敵とみよ

親にならてハ心ゆるすな

お おこたらず我道くをしる人は

なにゝつけても頼母敷かな

し 知ぬこと物言たてをする人は

後はわか身のあたと社なれ

れ 連くに主人親子のあひたには

たゝ忠孝の道を案せよ

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二五三八号文書ト同文ナリ〕

『田布施之内岩屋觀音甲之板ニ有之』

○奉再興彩色同厨子一字、薩州田布施之村岩屋觀世

音一跡、信心大檀主藤氏日新齋并大貳公女大施主

運無二之懇志、奉濃尊像、令成現當二世之願望處

也、是偏息災延命 武運長久 御子孫繁多 國內

人民長壽快樂 富貴自在故也、

天文十七年戊申林鐘廿八日

大願主敬白

繪師珍阿弥

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二五八九号文書ト同文ナリ〕

『正文在伊作天徳寺』『日新公御自筆』

○嘉辰令月無歡極、萬歲千秋樂未失、

三千とせになるてふ桃のことしより

花さく春に成にける哉

〔本文書ハ「旧記雜録附録一」七六二号文書ト同文ナリ〕

『正文有之』

○葛袴・杵事、雖有子細事候、御懇望上者、以別儀

免申候、可有着用候也、恐々謹言、

八月廿日 (飛鳥井)
頼孝

嶋津相模入道殿

(本文書ハ、「旧記雜錄附録」一八二八号文書ト同文ナリ)

『正文在大隅宮内林性坊』

○大隅國桑原郡正八幡宮若宮四所此間欠立、備

天覽訖、嚴重神威、尤有叡感、弥遂造畢、可致天

下御祈禱者也、悉之、以狀、

天文廿年九月十九日 右中將 (花押)

嶋津相模入道館

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二六六二号文書ト同文ナリ)

『正文在上原長次郎』

○就此度之弓箭、一段被抽忠懃候、永々不可有忘却

之儀候、自然和讒凶害之子細候共、以面談可互開

候、此条々 諸軍神モ御證覽、僞有間敷候、心事

謹言、

霜月廿日 日新 (花押)

上原長門守殿 (尚近)

(本文書ハ、「旧記雜錄附録」一八四三号文書ト同文ナリ)

『正文在川邊寶福寺』

○奉寄附

薩州加世田庄内之事、

合小港中之塩屋一間永代之者也、仍鑑籍如件、

時天文廿一壬子年小春吉日

戒名梅岳常潤

嶋津前相模入道日新 (花押)

熊巖忠徳山寶福禪寺

七世住持南室

衣鉢閣下

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二六九三号文書ト同文ナリ)

○勝手大明神再興寶殿一字、其棟札記左、

封

聖主天中天

迦陵頻伽聲

大檀那大梵天王

△奉再興勝手大明神御寶殿一字

大願主帝釋天王

封

哀愍衆生者

我等令敬礼

右奉爲金輪聖皇天長地久御願圓滿殊者信心大檀那

願主尊勝院賴重

鍛冶有間九郎兵衛純實

結緣衆 封

日薩隅大守嶋津藤原朝臣貴久同又三郎殿忠良并女大施主 天文廿年 亥十二月廿六日

大勸進大工寺師次郎兵衛宗明

稻富玄蕃助長武・長濱弥太郎幸親

御息災災延命子孫繁昌國家安全諸人快樂仍志趣如件 大檀那嶋津藤原日新

平田備後守宗政

結緣衆 封

『裏ニ如此有之』

風災應身

應身 君之口及所

開眼供養導師

佛

水災金

法身

君之口及所

遷宮道師悉地院權僧都賴音 作事奉行

瀧聞隼人佑源道慶

蓮

火災報

報身

君之口及所

權大僧都法印賴忠

丸野主水助信之

(本文書ハ、「旧記雜錄前編二」二六六三号文書ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○天文廿一年壬子、日新六十一歲、而爲生茶毘往生之企、定日限裝束已下悉以調之、於茲群臣等周章愁歎、而諫曰、國家大變在此時、國本在家、家本在身、身亡則國家何安乎、日新曰、治國家之在嗣子、君明臣直、則雖我死國家何有不寧乎、臣等再三諫曰、君逆諫則國亡、人皆食則體瘦、死生有命、何背命爲企死乎、日新制節謹度不專自意、爲葬送之式、火葬空龕於茶毘場、而諒闇一七個日之間、諸宗所以弔來不知其數、兼日立高札於諸所曰、自

『日新記ニ有之』

十月初三日至同九日七箇日之際、可爲施行於薩州加世田、好少惠者期日宜至、故四方來者不知幾千萬也、其中稱回國行客本願者、昇八木一斗・鵜目百疋、已下悉皆昇八木一升・鵜目一百、而利益非人成就大願、非人如斯、而況於貴僧高僧之施乎、
○修常潤院之影堂了、安座尊像、設六道教主地藏大願王一千體・石浮圖十三基於其左右、遂供養、群臣祝万歲、賦詩詠歌、半感悅今世、半感歎來世、日新有二首詠曰、

見ぬ夢のさむるまぐらはいたつらに

萩のかれはの風やふくらむ

願以此功德、普及於一切、我等與衆生、皆共成佛道、題之詠焉、

世に廣く妙なる法をもろともに

おほふこゝろのあきころもかな

是時、寄附財貨於院裏曰、此土闕滅世界、諸國諸所盛衰轉變、如手翻覆、依留此一書云云、

『正文在加世田日新寺』

○奉寄附

薩州加世田庄内之事、

合大浦名 長田之門

右、所志者、依法花萬部讀誦之儀、建立一字堂、安置 地藏薩埵并石塔、永代不可遺却之者也、

天文廿三木虎年二月二日

嶋津前相模入道日新(花押)

保泉寺

住持盤忠

衣鉢禪師

『上包有之』

住持盤忠

依鉢禪師

前相模入道日新

『右裏ニ有之』

愚谷軒

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二七一四号文書ト同文ナリ)

『寫有之』

○ □用村之内

浮免

一高七拾五石三斗四升四合五勺

外六石ハ大中様御寄進

日新寺領

大浦村之内

長田之門

一高九拾八石五斗六升

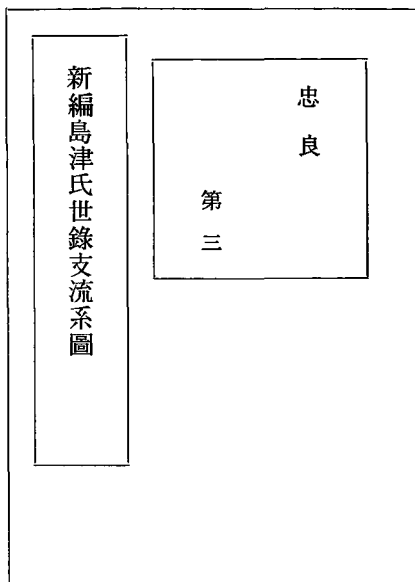
常潤院領

以上

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」七六三号文書ト同文ナリ)

○其後、寄附大浦村柴内門・津貫村川床門也、

(表紙)



忠良系圖第三

『正文在顯娃右京』

○『牛王』起請文

- 一 對此方無疎略之由承候、同前候、以不可有他事之事、
- 一 就兩郡格護勿論之儀候間、無他事之事、
- 一 今度之雜說其方無妄動候、殊雖世間轉變候、至向

後モ鹿兒嶋之下知之外不可守之由、神妙之至候、此方モ相違有間敷之事、

右、令犯此条者、

奉始上梵天帝釋四大天王 下堅牢地神、惣日本六十余州大小神祇、別者新田八幡大菩薩 當國一宮開門正一位 野間大權現 天滿天神諸神等咎御罰可蒙處也、仍起請文如件、

天文廿三年甲寅卯月廿日

日新(花押)

顯娃左馬允殿

御報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二七一六号文書ト同文ナリ)

(貼紙)元弘至延文二十餘年間不暫安居、躬老汗馬之勞焉、

『日新記ニ有之』

○彫刻於法華經一部、其板既成、則摺一千部授與諸宗、且復招請一百餘口僧侶於營中、配分一百餘部卷軸於每口一部、眞讀既終、則各惠其經卷矣、彫刻之板寄附常潤院者也、

『日新記』有之

○信敬釋尊參得佛法、左視右視一念法界方法一心住矣、由是上自貴族下至庶人教誨曰、百年榮華風前之塵、迷于風塵妄執、纏七情羈六欲、忘多生曠劫之受苦、夫一念發心死後燈也、覺得心燈性火、慕佛法參禪道一念之間、至于本覺寂光城都、示曠劫多生之得樂、故善男善女所以入于成佛直道之願、宛如渴者飲湯水飢者飯蔬食、是以天津^{日新}之姊女體垢穢之身、而參于祥山和尚三關透得、稱山居庵主、文質^{日新}非成佛之法器、參于俊安和尚、號庵主、是皆依日新之教訓、所以來世之得值遇也、

『日新記』有之

○又曰、人皆不除胸中魔賊、而不明本覺之理、縛煩惱之繼、若不知所絕此繼之有智專利劍者、以念佛力、宜至佛果菩提、不別士農工商老輩嬰兒、貫千遍念珠於腕、念佛三昧、勿頃刻之有間斷、是則在喜見城、不饑不寒歡樂之基也、

『日新記』有之

○日新有設奇教、彫刻阿彌陀佛尊像、鑿八万四千毛髮於其全體、又鑿八万四千毫穴於地水火風空之五輪、摺此二相於白紙、封內男女無一人之漏焉、各界一副曰、唱一万遍之念佛、塞一穴、八万四千毫穴勿一穴之不塞者、令領土人民以公事勤之、是亦凡夫迷于五塵七情、未知二世安樂之難得、辟如行遠必自近登高必自卑乎、故以之示焉、

『日新記』有之

○中山國王渡貢船以上表曰、
春頭之慶賀、珍重曼福、
鼻國之都督御封內戈偃息千秋萬歲、多幸々々、
然間、調飾文船爲使節、差天界寺長老並世名城主良仲令渡海、攄祝釐於寔府、固尊府雖爲微少之方物、

一五十兩黃金 一五十斤真南蠻香

一五十端五色絲 一五十端白布此外蜜砂糖

進呈之、委細月泉長老可被達 台聽者也、万緒多

幸、恐惶不備、

琉球國中山王

進呈 嶋津日新齋

台閣下

(本文書ハ、「旧記雜錄附録一」八一五号文書ト同文ナリ)

右之進物定行列之次序、來格之路程殆十町、緩然步行、衆聲和順管弦、驚貴賤之耳目矣、其後件之貢物、充佛閣神社橋梁之修補者也、

『日新記ニ有之』

○每年大明南蠻渡船或入貢或破船貨物納之、則界隈寡孤獨無告將向餓孳與回國行者貧人也、

○有稱日秀上人之貴僧、先是既渡補陀洛、而天之未喪也、扁舟不至覆沒、身體亦不死亡、遂到于琉球國之一浦矣、國人謂奇異靈妙、無貴無賤老若男女莫不宗敬者、然而不欲終其身於夫國也、又赴日域渡薩州坊津來、而後如意珠山一乘院中殿堂閣舍補已破興未足、以琉球國之珍材、不亦奇乎、且復請建立一多寶塔安置五佛、是亦予之所以素願也、匪

217

管容焉所歸依實以厚矣、營作樞殿既成、則令現住賴忠法印寫其銘於各佛體心柱、如左、

大檀那島津藤原朝臣左兵衛尉尙久

阿閼如來 寶生如來 大檀那島津藤原朝臣

三州太守貴久

大日如來 大檀那島津藤原朝臣忠良

法名梅岳常潤大和尚

釋迦如來 阿弥陀如來

檀那顯娃左馬尉兼堅

檀那曾山入道道珍坊津之住人

本願日秀上人從補陀洛來作之、

上野國住人

天文廿四年乙卯十月十二日

『在加世田今泉寺鐘銘』

○大檀越日新在家菩薩

勸進衆

讚岐坊 快義

河上備前守忠本

野村美作守斯綱

中山越中守貞綱

井尻伊賀守盛貞

弘治二年二月日

願主沙門政警

右大檀越所鑄之鯨鐘

破損故重改鑄焉而已

諸行無常

是生滅法

生滅滅已

寂滅已樂

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」一四三号文書ト同文ナリ〕

『日新記ニ有之』

○肝付河内守兼續法師省釣者、日新許娶長女、故結

親子之交、盟約亦堅如金石矣、爰永祿四年辛酉、

忽企叛逆著甲胄帶弓箭、日新聞有此企、則爲教訓

曰、君臣父子宛如鳥之兩翼・車之兩輪、絕其片方、

則何得飛行乎、若有君臣父子之破大倫、所背義破

倫之族即滅何疑之有乎、雖及再往、省釣敢不應諾、

於茲乎、日新不得已、而贈一首詠於長女曰、

もるよともしらてたのまは木のもとに

旅ねはさそな露よくれと

省釣匪啻止出頭之禮、爲仇敵且娖奢如國家無人矣、

嗚呼不思也、

○日新存生之間行事悉記左方、其次序雖不正、而不

能漏脫也、後視者有考其前後是幸也、

『日新記ニ有之』

○故父越山超公・故養父大年登公・故母堂梅窓妙芳

大姉、爲頓證菩提、高野山・根來寺入於日牌月牌、

且各寄進金襴袈裟二衣矣、其裏書曰、島津相模入

道日新齋寄進也、

『日新記ニ有之』

○薩州加世田今泉寺建立六坊及佛堂、而請巡禮觀音

大士千手三十三體於京師、爲點眼安座供養、且復寄金襴之幡二十五流於今泉寺也、

『日新記』有之

○加世田五社有小壞、則加修理、爲國家興隆專祭祀矣、

『日新記』有之

○同所益山八幡莊嚴社頭裝飾神輿、而神威嚴重不可勝言、且四時數度祭祀之料各寄進田園曰、號元三祭祀園於元三田、二月朔日於二月田、三月三日於三月田、五月端午於五月田、六月夏越於夏越田、十一月朔日於霜月田、八月彼岸有大般若轉讀、九月廿五日大祭禮、神人隨分寄與領地令無不足也、四時祭祀御供所以獻四十八膳也、

『日新記』有之

○同所宗廟鷹屋大明神、寄進宮原十二町於神領、畏敬奉承、四時十二个月共有祭祠也、

『日新記』有之

○同所野間大權現、每年正月廿日有大祭禮、營新社

於加世田庭前國君之宅地也、請之祭焉之際奇妙多矣、終

日音樂非言之可伸、日新所以白銀之祈進幣帛也、

『日新記』有之

○坊津一乘院改佛具寄進金襴幡廿五流、及塔頭悉以再興、且復兩津之佛寺神社創建再興敢無怠矣、

『日新記』有之

○田布施諏方大明神及神社佛寺悉加修補無所漏矣、就中、金峯山三社再興、美麗不可勝言、祈進白銀之幣二流也、

『日新記』有之

○阿多之五社亦修補敢不怠、敬信異于他矣、

『日新記』有之

○覺島福昌寺釋尊八相畫像加修復、表絹以金襴、且復寄進十六羅漢畫圖十六幅矣、同塔頭造立於花舜軒、安置本尊無量壽如來、而寄水田三町、同所創建如來堂、本尊安置彌陀三尊矣、

『日新記』有之

○同所諏方大明神再興、於社頭改易於神物、且寄進

黃金之幣一流、此外神社佛閣莫不加修補矣、

『日新記』有之

○蒲生八幡宮兼爲再興之祈願、蒲生入手裏、則起工
既終土木功、則選吉日良辰遂遷宮、于時拜進白銀
幣帛一流焉、

『日新記』有之

○伊集院佛閣神社寺觀悉爲修造、隨其分寄附田園也、

『日新記』有之

○伊作諸寺社再興之中、八幡宮美麗非筆舌之所演說、
其上飾神輿以金銀、隨五社之大小寄附田園也、

『日新記』有之

○日新所領之州郡三年一差巡檢使、糾明堂社寺觀敗
立即行賞罰、若有無緣地、則寄附田地有贖之矣、

『日新記』有之

○創建梵宇於伊集院、而稱梅岳寺、彫刻於日新之影
安置之、寄附捨田「捨敷」五町矣、日新參於曹洞大事了、
而嗣法於三枝和尚、故使三枝和尚當寺之爲住持、
此法窟亦菩薩之爲正脈也、

『日新記』有之

○加世田保泉寺欲改客殿、日新自入山田山、使數十
仙人伐榎楠木者、十有六日、此間假構草廬、故一
族家臣悉到于此盛々焉也日新齋逝去之後、實久主與大臣
等議、而所以改保泉寺、稱日新
寺也、

『日新記』有之

○阿多與加世田對敵之際、臨万瀨川鎮守之渡、既有
箭軍、敵勢強而競進、故退屯於阿多地、乘勢彌進
來、於是我軍盡筋力防戰、移數刻得勝利、強敵斬
獲於數十人、時肥後掃部左衛門・宮原隼人・井尻
四郎左衛門遂戰死矣、不忘渠等之忠節、造立六地
藏於死地、爲冥途之燈、所以不愛身命不怠忠功之
爲報謝也、

『日新記』有之

○一族家臣所以戰死者自死期至後々、不減惻怛之情、
每朝燒香奠水、爲後世安樂頓證菩提、撫育子孫、
以昇領地矣、感其仁愛恩賜也、群衆宛如父母愛我
不亦快乎、

『日新記』有之

○每年七月盆中、先祖禮奠如在日式、威儀細行、崇敬如在其上、次諸臣戰死精靈亦異於平常、且復每年兩夜、或爲千燈或爲萬燈、自犬馬場四方、至來巢通道、無間隙列掛于左右、而況於保泉寺常潤院乎、賁賤見之者亦不知幾千萬也、

『日新記』有之

○寫過去帳三幅、上檀圖畫阿彌陀三體、下檀戰亡士卒及陪臣奴僕悉記名字、置之於覺島福昌寺、令弔頓證菩提、加之、寄水田三町、余來每朝行事時々供養綿々不止者也、

『日新記』有之

○加世田保泉寺書戰亡帳、加水田三町寄附之、以使之日々酌盆水、每七月盆中、爲供養施餓鬼更無斷絕焉、

『日新記』有之

○田布施常珠寺亦造立塔頭、寄於水田二町、號戰亡領、時々法事無懈怠矣、

『日新記』有之

○每年招領地僧侶於私宅、令行佛法、使曹洞爲法門說禪、眞言爲論議法談、試學得淺深、隨分界寺地增其位、各有贍之矣、

『日新記』有之

○於領土海岸、有爲風波破卻乘船沈愁淚者、未知何國人、而不忍聞其愁情、乃新造立於唐船與之、惠糧料勸歸帆矣、翌年從琉球國使船至矣、持一封之書來、開緘誦焉曰、

新春之吉慶千祥萬瑞珍重々々、抑去年初夏之比、分國太平鳴之百姓、依難防逆流、其津於片浦破船候、御造作罷成候、殊以被下渡船安着舊里、恐悅不些之旨、御懇切不及是非候、仍使節差建善寺、令致渡海候、表微禮雖爲不腆之方物、

- 一三十兩 黃金
- 一三十斤 眞南蠻香
- 一三十端 綿織物
- 一二十斤 紅絲
- 一二十斤 白絲
- 一二十斤 五色

一五十端 白布 此外蜜砂糖・綠醋

種々萬方進上之、委細月泉長老可被達台聽者也、

萬緒多幸、恐惶不備、

進呈 嶋津日新齋

台閣下

(本文書ハ「旧記雜錄附録」七九四号文書ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○不計南蠻大船不得風波之遁急難、寄小湊海濱來既破損、鴨舌之人有三百餘員、所以積來之貨物不知幾千萬、以舊規之不可違得之、敢非奪以取焉、使民庶牛馬夜以日次運來、而區々爲山、而後僧俗親疎遠近士卒無一人之所漏、施與之矣、先寄附神社佛寺、以沈香法衣、其餘隨分、以或錦繡紅絲或木綿白布或團扇々々・藥種等、不亦快乎、

『日新記ニ有之』

○加世田犬馬場并松悉凋衰枯槁、怪之以使諸宗祈滅菑害生祥福、于時日新曰、吾聞誦千手陀羅尼押其札、則枯木生青葉矣、請宜爲之、曲是半押其札、

而後凋葉已零落再生青葉、其綠漸繁茂、不亦奇

乎、

『日新記ニ有之』

○諸士等有厚年貢行殘虐者、則收公所帶放于島嶼、教戒既甚矣、且曰、夫人仰崇敬於三寶、俯愛惠於人民、省刑罰薄稅斂、所以使之免飢寒之情、不可頃刻不存懷也、不仁而惑世誣民、則上諸侯大夫不保社稷宗廟、下土庶人不保四體、豈可不敬乎、

『日新記ニ有之』

○舉義兵所以向之敵城莫不入于手裏、當此之時、敵慈之遂戰死者聞其訃音、則拭雙淚濡襟袖曰、夫佛說云、一切衆生皆是吾子、我非背佛說好死亡、不得已而用兵革也、埋死骸於一坑、築大塚於其上、請諸僧修大施餓鬼、日新亦到于其場、碎肝膽奠盆水、爲周遍法界圓備供養也、

『日新記ニ有之』

○大乘妙典十三部書寫之、以阿多郡入來田原十三所築經墳納此經、爲供養、請于濟家・洞家・眞言・

天台之諸宗、令讀誦于法華一部、又加世田與川邊之疆、大當原亦奉納於妙經十三部、置於土塔十三基、供養功勳同上、以戰亡士卒各所以仰冀頓悟成佛也、

『日新記ニ有之』

○博奕之戒甚以不輕、於其本人者非沙汰之限、寄宿之主人餘黨等分罪之淺深、或斬罪或流罪、又有士之與焉者、則沒收所帶、若無所帶、則處遠流者也、夫博奕者、賺人虜掠財貨、惡逆無道莫不爲焉、爲人見虜掠而無一錢之可畀者、則爲僭踰之企、所以失身體之基也、不可深加教戒厚不禁之、衆人亦宜鑑矣、

『日新記ニ有之』

○領土僧侶禁無故而還俗、吾情以爲、難受具於佛體、難得學於佛心、背父母命、爲淫欲所蔽、還俗者速可去他邦、頃刻亦不許有父母之國、雖然孺子戰死早世、而無可連續其家之子、則達予之聞、而後宜許之、何措實子闕家之血脈乎、

『日新記ニ有之』

○年々請諸寺貴僧・高僧、眞讀法華千部大般若、法華万部會亦有之、万部開卷之日、詠於觀彼久遠猶如今日之意、

遠き世の妙なる法の色香をも

けふまた鷲の深山邊の花

『日新記ニ有之』

○催紫藤之花見、招呼緇素、爲一日之安慰、各賦詩

歌、予亦綴三十一文字矣、

ちらぬ色を松にくらへよ藤の花

みとりはるけき今日の明暮

『日新記ニ有之』

○有明月之詠、

年ごとに月は見しかとみちくくて

こよひのかけにます影そなき

すゑよしの名におふ月もみるハかり

千里をかけて君しすめれは

『日新記ニ有之』

○神祇和歌、

神かきやいふことの葉もしらま弓

よるひるとなき家のかことに

『日新記ニ有之』

○遊常潤院之日、俄然白雪積山埋谷、其景欲比無物、

吟遺愛寺鐘歌枕聽、高爐峯雪捲簾看之古詩、詠其

意曰、

音に聞野山の雪の明はのも

かゝるときにやすたれまきけん

『日新記ニ有之』

○遊于伊作本坊、而當初兒童之際、朝暮所見籬中菊

花、今也七十有余而再見之、綴一首曰、

おとろふる身そはつかしきくれなるの

はなはむかしの色ときくにも

『日新記ニ有之』

○聞酒宴樂舞、則一枝曇秀居士、先于我已早世、追

悼之淚依之催焉、是以詠子期去後白牙絕絃之意、

たハふれを聞につけてもをく絶し

ことの葉ことに露けかりけり

『正文在顯娃右京』

○『牛王』起請文

一預示之 神判三ヶ條入魂令納得之事、

一如承、從他方雖構中妨之謀、不可信用之事、

一自然其方与此方、強而可及雜說之時者、無御等閑

尋可申候、可承之事、

右条と於令相違者、

奉始梵天帝釋四大天王、日本國中大小神祇、殊者當

國惣社開門正一位 新田八幡大菩薩 金峯山藏王權

現 増山八幡大菩薩 野馬御獄 天滿天神部類眷屬

等神爵冥爵各可蒙寵也、仍起請文如件、

永祿五年 壬戌五月吉日

日新 (花押)

顯娃山城入道殿

回章

(本文番ハ「日記雜錄後編」二〇六号文書ト同文ナリ)

○寄進法華八軸於田布施常珠寺、其奥書記左、

『在田布施常珠寺』

○妙法蓮華經卷第八

永祿五曆壬戌仲秋

薩陽加世田庄

大願主在家菩薩日新

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三三四号文書ト同文ナリ)

『正文』

○就今度伊地知備前守上洛、御音信御祝着之旨、以

御書被仰候、向後弥京都之儀、御馳走可爲肝要之

由、爲拙者相意得可申旨候、猶期後音入存計候、

恐惶謹言、

九月廿三日

(進藤) 左衛門大夫長治(花押)

謹上 嶋津相模入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一七五三号文書ト同文ナリ)

『正文』

○其後久闊筆候、尤細く可申之處、依遠路無音、背

本意候、仍修理大夫受領并又三郎官途之事、公武

之儀申調下候、珍重候、委曲猶進藤左衛門大夫可

申候也、狀如件、

『永祿七年』 三月十三日

(近衛植家) (花押)

日新齋

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一二八〇号文書ト同文ナリ)

『正文在最上右近』

○好便之條馳筆候、家門事對其國旧好吳于他儀不玆

候、連く無疎意馳走之段、執成頼入候、仍色紙十

六枚雖其憚多候、書進之候、委曲猶申合古市長門守

候也、狀如件、

『永祿七年』 六月廿七日

(近衛植家) (花押)

日新軒

『上書』

日新軒

(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二九七号文書ト同文ナリ〕

『正文在國分兼有馬清左衛門』

○謹令致言上候、抑改年之御大慶千秋万歳、重疊雖申上事旧候、猶以不可有休期候、玆重幸甚々、隨而被任修理大夫之由、忝蒙仰候之条、相定官途候、就此等之祝儀、態捧慶書候、仍御太刀一腰・御馬一疋奉致進上之候、何様永日中御賀瑞倍可申上加候、此旨以、宜預御披露候、佳事、恐惶敬白、

正月十四日

修理大夫義久(花押)

進上 大野駿河守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」三二〇号文書ト同文ナリ〕

『案文有之』

○謹以言上、修理大夫受領、又三郎官途之事、以御書御使節被蒙仰候、誠々到末々忝候之處、結句私之所へ被成 御書下候、前代未聞何以可過之候

之哉、不知所謝、名賀其恐不少候趣、自然者可得御意候、隨而雖微少之至候、仍奉致進上之候、不苦候者、可然様御取合所仰候、

『永祿八年』

四月

『義輝公江歟』

御請

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」三二四号文書ト同文ナリ〕

『案文有之』

○御書謹而以令頂戴候畢、隨而修理大夫受領并又三郎官途之事、忝被仰下候、歡抃之餘不堪報謝之處、別而雖令申度候、爰許依銜楯繁務之至、進藤左衛門大夫殿御存知之條々、不及是非候、將又乍輕微白糸三斤致進上之候、此旨宜被達貴聞候、誠恐誠惶敬白、

四月

『御判』

進藤左衛門大夫殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」三二五号文書ト同文ナリ〕

『正文在高岡衆本田九郎右衛門親豐』

○先年於所々度々忠節、至今聊無忘却候、仍伊作入
來名之内一ヶ所、原蘭井水田一町・畠地壹町、誠
補微志計也、永代不可有異議候、此等之趣、常之
忠人不可及見聞候、爲後日之、鑑札如件、

永祿九年

七月二日

日新(花押)

本田笑閑

『上包』

本田笑閑

日新

(本文書ハ「旧記雜録後編」三三六号文書ト同文ナリ)

『御自筆正文在指宿助左衛門』

○ 詠白毛十首之和歌、

日新

發らねとそら道心ももしやとて

鏡におふるしらかおそみる

墨染の衣きすともひけ白毛

心をかけてそりおとせかし

めにかゝる白毛ハそれと脇のた『本ノマ、』

かくれ所はおふらすもあれ

死へきハた々今なりとつけのくし

さして白毛の身をおもへかし

若かりし心のまゝにしらかおひ

をとろゑ行におとろきもせて

白毛おひて慰ミぬると大方に

あまの見るめもはつかしき哉

にくけれとこらへて居るヲしらすして『本ノマ、』

白毛頭の若衆ましハリ

耳も目も白毛のことくかわれるヲ『本ノマ、』

何とてかくハおふる成らん

よるとしもうち顯るゝ老の浪

雪ヲ『本ノマ、』あらそふ髪のしらかに

分別のいたるをしらのゆへなりと

しらすや人のおひヲ『本ノマ、』いとわむ

活計もはてしある世と慰ミの

うちにもしらの老人ハしれ

(本文書ハ「旧記雜録附録」一八〇号文書・八二〇号文書ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○法樂之詠、冠大悲權現七首和歌、

たゝたのめうき世なれハや神慮

かたしけなくも塵にましりし

いのれるを直なる道はさそなあらむ

まよへる世をも神はまもれは

光りをは世にやハラけてをろかなる

こゝろのやミをてらすとをしれ

こゝこそハ極樂なれと御熊野の

神のひかりもあひに會つゝ

村雲にやとりてこそ八月の名の

きよくものほる此神も神

けにさそとたうとくおもへ世の爲に

たちくたりける神の御心

むかしとてとをくハあらし千早振

神ハけふこそ御幸なりけれ

(本文書ハ「旧記雜録附録」一八一〇号文書ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○佛法參得之詠、

もとくひをうちおとされて落もせず

きられさりけりきる人もなし

この心にかたちなけれハはからひよ

つもらはつもれ塵もほこりも

うたかひハはれたる空にそことなく

雲のおこれは雨のふるなり

すまさんとおもふ心ハにこりけり

よにたゝ^{ハイ}ありの水の蓮葉

てらすへきくまのなけれ八月も日も

たゝ白妙の雪のあけほの

ここふよりよろほひ出てみし夢の

旅のまくらには^{ハイ}やさめにけり

尋こしそのいにしへの音つれば

聞ゆともなくかもなかりけり
髪をそり袈裟かけたるを知事は

しらぬをいまはしるとこそしれ

月しろは樓の内にもしるければ

かゝるときにや紙もさきけん

をのかしゝそのまゝのいろくに

柳も花もさきもからずも

さとれるとおもひしこそハをろかなれ

けんもひけんも我ひとりかは

三界の外までつゝむけさころも

うちのすみには一物もなし

きえぬれとつるに消せぬ縁の火は

大慈大悲のひかりなりけり

〔本文書ハ「旧記雑録附録一」八二号文書ト同文ナリ〕

『日新記ニ有之』

○六字和歌、

なからへもおもへハ嬉しいきす玉の

をハリたゝしき法にあふ世は

むねんにも念佛こそハマさりけれ

生ハ無生にこゆるわうしやう

あくこうの山とつもりし雪の上に

あたる日影やみたの名かう

御名にこもる萬の佛神かせの

拂ハ、あくまぢりも残らし

たれとてもなけかさらめや後の世を

よくの心と色にかへなは

佛菩薩ときをく法の數なれと

世に越たるハ四十八くわん

〔本文書ハ「旧記雑録附録一」八二二号文書ト同文ナリ〕

『日新記ニ有之』

○於松島舟遊之時、

立かへりまたや來て見むまつしまに

うちおどろかすおひのしら波

〔本文書ハ「旧記雑録附録一」八二三号文書ト同文ナリ〕

『日新記ニ有之』

○永祿九年丙寅孟冬、孫子忠平・歳久爲大將、領軍
衆攻三山城、雖然城壁堅固不得陷之、敵整戰死多
矣、代萬靈唱正覺、

たれにかも誰そと問れん誰しかも

誰かはひとりたれかのこらん

『日新記ニ有之』

○菱刈弓箭之時、

松かえに花をかすかのふちのゑん

大口きてもまひあそふらん

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三五三号文書ト同文ナリ)

『正文在伊地知淨眞坊』

○一乘院當住之後者、尊宿無是非可爲彼院主之事、

遂閑談候了、仍爲後日之鑑札令獻之處也、頓首謹

言、

永祿十一年

卯月廿四日

日新(花押)

今泉寺

寶生院

參

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一四三八号文書ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○永祿十一年戊辰七夕、

名高きもくたれるもなし七夕に

けふはかすてふよもの衣手

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一四四七号文書ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○永祿十一年戊辰迄十二月、罹病痾有少惱、而起居

不安、以嘯詠矣、

いそくなよまたとむるなわかこころ

きたまるかせのふかんかきりは

聞此歌、近臣等拭淚伏地痛悲無言、雖然每日政行

不怠、自當初至今日、迎父母之忌日、則請龍護山

保泉寺之現住及伴僧共十口、正衣冠候手長、毎月

一日、迎故養父大年道登月忌、七十七歳之老病身

不違威儀、爲近臣得扶助、候牌前爲手長矣、同十三日曉天、備立花燈明香爐闕伽水於几上、近臣等如例置我前、則燒香奠水收身心觀念觀法、而後召良臣、唱辭世之一頌曰、不來不去・四大不空・本是法界・我心如同、渠則示之於群臣、各低頭流淚、少焉雖進良藥不得嘗、掉頭辭焉、吟和歌曰、
くへはくふくハねはくハすもるともに

たかなやかふや犬や木のきれ

と吟詠者勵矣、雖然滿座男女惆悵、而不覺之、以又哺良藥、即吐哺吟曰、

ゑんどんのしにいたらんとするものを

物くはんくとゆふ人は誰ぞ

及此之時、太守伯圍舉赤面撈睥子曰、男女共去其側、仄聞問曰、其言何乎、群臣報曰、太守曰、男女共去座側、於茲半死半生曰、各勿去、生死二度大事、人皆有之、勿歎勿辱、忽卒、實永祿十一年戊辰十二月十三日也、享年七十七、法號梅岳常潤、稱在家菩薩、號梅岳寺殿又日新寺殿、

『日新記ニ有之』

○同月十九日寅時、世續奠文已始、而未時赴茶毘場、其莊嚴甚以美麗、龜寄佐多殿・北郷殿也、諸佛事既終、而後導師俊安雄和尚拈火云、富潤屋蓮經壽身、文經武緯愜天真、心頭性火發明後、打一圓相拋擲云、三教功名屬一人、次念誦諷經了後、師撈云、百骸俱潰散、一物鎮長靈、作麼生是一物、爲万物之根源、爲天地之太祖、

『日新記ニ有之』

○家臣欲追跡殉死者有十有余人、雖然 太守加禁遏者孔以嚴重、若有犯制禁者、可斷絕其後嗣、立高札於道路之巷、因茲各止殉死、唯中條二郎右衛門自殺于市來、滿富郷右衛門自殺于加世田、法名光隣・道心共叙上座也、件之兩輩、達于 賢君之聞者二十年來、故非制之限、而許渠等之死、同火葬于加世田也、

○ 日新公祭文

代賢和尚

維永祿十一年著雍執除大品(徐)(呂)中旬之始、先孝日新寺『考敷』殿梅岳常潤在家菩薩久罹(マ)微室、唱無聲三昧於國府

之甲第、越同末闕逢敦牂、依法闍維孝子藤原貴久

就于馱都場、處備陽茗蔬果之奠、致賽祀於龜惟之

前、其文曰、

嗚呼哀哉

儒門君子 皇家耆英 太王肇迹 至德至誠

季歷勒位 惟一惟精 無亡世孽 有興邦禎

移風易俗 立家顯名 嗚呼哀哉

童蒙及十有三之甫 先君讓薩・隅・日之令、不父

誰廻謀略 莫公孰調清乎、

寒知松栢 亂見忠貞 選退不肖 厚進聰明

戀夷齋遜 聞虞芮爭 嗚呼哀哉

雖粘病席 不紛眞正 夜禪達旦 朝誦闌更

賢孫賢子 難弟難兄

桃得佛祖法燈 照破有無妄情 生前積善

運命唯計天上白玉京 沒後冥福

覺位必遂西方寶樹城 雪覆奕葉 雨催花榮

嗚呼哀哉 尙亨

(本文番ハ「旧記雜錄後編」一四六四号文番ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○一七日之中陰牌前嚴飾以錦繡綾羅、請一百八十餘

口之比丘、看讀大乘法華、頓寫禪話善勛既畢矣、

如追悼詩歌不知幾百千、所以不遑記之也、

『正文在加世田兼河村覺右衛門秀屋』

○梅岳常潤在家菩薩と申ハ、祖父 相模守忠良公文

武二道の理明らかにして、薩・隅・日を掌に、治

世の風をふかせ、年ひさしく榮花にさかへ給ひ、

内にハ御心さし直にして、諳禪道に心『欠字有』入道日新

齋号御名、和尚の位、世に隠れなし、予またいと

けなかりし時より、おほふはかりの袖もはたはり、

廣く夏冬をはくゝみ、朝には學の窓をひらき、夕

にハ弓馬の道を教へしなど、みな夢のやうにて、

二もなく三もなきに、肥後國堺在陣暇なく、遠路を隔しに、暮秋の比より、病床に臥給、雪月十三日、薩州加世田といへる所にて、燈のやうに消果給ひぬと告しらするに、空を踏心ちいへはさら也、おもひのあまり、愚なる心みしかき筆の海ハ汲盡しかたきを、けに五躰のかたちと聞より、一首をつらね手向たてまつるものに南、

修理大夫義久

けさは日のあらたなりつる影もはや

西なる空に雲かくれつゝ

永禄十一年拾二月廿一日

(本文書ハ「旧記雜録後編」一四六八号文書ト同文ナリ)

『正御影川邊玉泉寺有之』

○辞世之高韻云尔

菩薩眞贊奉次

梅岳常潤在家

三教成一同

通達玄々理

釋部殿空々

儒門君子翁



『右ノ尊影高サ壹尺四寸六分計也、右リニ御向候也』

(本文書ハ「旧記雜録後編」一四六六号文書ト同文ナリ)

『加世田日新寺鐘樓堂鐘銘ニ有之』

○薩陽龍護山大檀那

薩隅日三州太守藤氏嶋津

梅岳常潤在家菩薩奏命

勸進功德衆 文質慶才大姉

山伏盛春坊 岩切不可樂齋

野村岡文公 神原暗雪齋

順阿弥公投深志

令鑄於大金鐘奇進于日新寺、欽聞說、梁武帝借

誌公神力、至地獄見獄中衆生苦惱云、何以救之、

誌公云、衆生罪業不能滅、雖然、聞鐘聲則暫若滅、帝從此於天下寺院令鑄鐘、伏以、答成就峯、蒲牢一音万里響、安樂定花鯨十方圓通、万歲々々、珍重珍重、

龍護山日新禪寺

住持

勅佛光惠通梅安柱叟

筑後國坂東寺金屋

平井雅樂助鎮直

堂前与鐘樓兩口之金鐘

勅佛光惠通禪師梅安嬾修之、

元龜二季辛未三月吉日

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一五七八号文書ト同文ナリ)

『日新記ニ有之』

○文祿三年甲午之夏、近衛從一位左大臣信輔公蒙

勅勘暨左遷、定配所於薩州坊津下向、而屈居之際、

謂老翁之候席末者曰、欲見日新遺跡、聰明睿知而

文武諸道無不盡蘊奧、其聲既溢于天下、見其政行

者、吾接之、則不學墻面、是以爲流人矣、汝等思

無道之所以致云云、雖爲戲言、所慕遺風於近衛大

臣者無他、蓋以四十七首之吟詠・佛法參得之歎詠

・臨終辭世之一頌者乎、

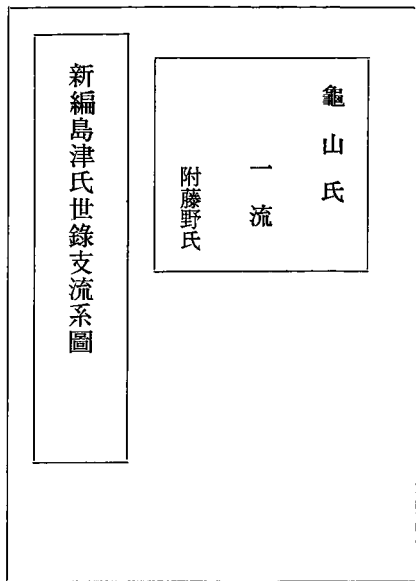
—女子

島津治部少輔忠將室、

—女子

佐多又太郎忠成室、

(表紙)



龜山氏一流系圖

○勝久

初忠兼 中勝久 後義忠 字宮房丸 又八郎
八郎左衛門尉 修理大夫 陸奥守

○文龜三年癸亥八月十八日誕生、母與兄忠治同、

○元龜四年癸酉即天正元年十月十五日、於豐後州沖濱卒、

年七十一、法號大翁妙蓮、

女子

早世、十三歲、

○母島津薩摩守忠興長女也、

△忠良

益房丸 又三郎 三郎左衛門尉 修理大夫 稱齋於休庵、

○天文四年乙未七月五日、於鹿兒島本城誕生、母禰

寢式部大輔重就女也、

○雖爲勝久直子不受守護職者、我之誕生九個年以前、

使又三郎貴久爲猶子已禪守護職、且復誕生之後迄

九十四日、則嚴親勝久鹿兒島沒落、丁此之時母堂

入吾於襁褓中向禰寢懷去、漸及七歲、則以伯父忠

治緣座適于日州憑于伊東修理亮義祐、義祐許諾附

與二箇之郷、以故居住廣原、十五歲時、義忠從豐

後來日向、于時遂對面加首服稱又三郎忠良也、在

廣原之際、產男子三人・女子一人、義祐沒落、則

適美美居濱浦矣、其後適隅州高山、居于三男兵部

大輔忠親之宅地也、

○元和四年戊午十一月二十二日死去、年八十四、法號雪叟常好大禪伯、葬于高山昌林寺、

久孝

又六郎 三郎左衛門尉 他腹、

○於日州眞幸院般若寺誕生、母字犬熊也、

○經年月後、自豐後州來薩摩鹿兒島居住池上、於夫地死、法號久孝守良居士、

男子

○於豐後州誕生、母小笠原氏女也、

○豐後一亂之時、與母俱向京都出奔也、

女子

○於日州眞幸院般若寺誕生、母犬熊也、

○大友新太郎義次之爲一臺役矣、

○豐後一亂之時赴上方、於武州江戶豐島郡櫻田死去、

又四郎

○於豐後州沖濱誕生、母同前、

○豐後一亂之時、如京都出奔也、

宗俊

○於豐後州沖濱誕生、母同前、

○舍兄又四郎與一臺謀而所屠殺矣、年十七、

良久

益房丸 又三郎

○永祿五年壬戌十二月十九日、於日州廣原誕生、母

伊東義祐入道三位之家臣福永入道月甫長女也、

○天正二年甲戌、十三歲而於日州廣原八幡宮元服、

稱又三郎良久矣、

○天正六年戊寅、島津修理大夫義久公率軍衆到日

州之時、於都於郡平等寺得見 義久公、於茲乎有

出家之命、仍薙髮爲時衆宗、其後大隅州曾於郡

念佛寺十代住持其阿彌陀佛是也、

○元和二年丙辰正月十五日遷化、年五十五、

女子

桂山城守忠昉後之室、

○永祿八年乙丑、於日州廣原誕生、母同前、

○慶長十六年辛亥五月二十八日死、年四十七、法號
緣月宗從、

正圓

○永祿十年丁卯、於日州廣原誕生、母同前、

○鹿兒島大乘院五代住持成秀僧正之爲弟子薙髮如斯、

○奉 殿下秀吉公命、薩・隅・日三州中島津氏分領

之寺社盡所寄破欠落由、是諸寺僧徒各難遂其宗分

散之際、天正十九年辛卯、有 法印龍伯君高命、

仍還俗稱久右衛門尉忠恒、始號藤野後改忠恒、稱

忠秀又改稱秀久、名齋於恕世、

○承應元年壬辰九月二十六日、於隅州小田死去、年

八十六、法號忠秀恕世居士、葬于隅州金剛寺、

△忠辰

號龜山、初忠親 虎房丸 又七郎 兵部大輔

又兵衛尉 稱齋於如雲、

○永祿十二年己巳三月十三日、於日州廣原誕生、

母同前、

○兄二人爲僧、由是雖爲末子連續父家、始號龜山、

○寬永十三年丙子七月十九日死去、年六十八、法
號龍室常雲大禪伯、葬于高山昌林寺、

女子

御客 伊瀨地和泉守妻、

久昉

初忠豐 久右衛門

○慶長十年乙巳七月十三日、於隅州栗野誕生、

○天和元年辛酉十二月十五日死、年七十七、法號

雲庵洞天居士、

忠洪

沙彌助 三郎左衛門 甚右衛門

○慶長十九年甲寅誕生、

○天和元年辛酉十一月十二日、死于隅州末吉、年

六十八、法號日山林亭庵主、

久眠

福壽 久次郎

○母日州財部土濱田藤後左衛門良次女、

○早世、法號月山良秋庵主、

久矩

初久近 龜千代 又右衛門

○慶安四年辛卯六月十一日誕生、母同前、

○元祿十三年庚辰十一月十六日死、年五十、法

號智雲了寒居士、

良遼

初久遼 又七 諸右衛門

○萬治元年戊戌五月十一日誕生、母同前、

良重

初久重 又七 久次郎

○元祿二年己巳八月十日誕生、母日州財部土長

野十郎兵衛祐清女、

良堅

忠次郎

○元祿八年乙亥五月十六日誕生、母同前、

女子

○母同前、

良郷

權之丞

○寶永六年己丑六月二十九日誕生、母同前、

良記

初忠經 中久慶 又忠記 虎千代 甚助

六郎右衛門

○延寶三年乙卯七月九日誕生、母隅州末吉士溝

邊權兵衛女、

女子

隅州曾於郡士久留軍助景備妻、

○母同前、

良雄

初久意 又次郎 甚七

○貞享二年乙丑八月十四日誕生、母同前、

女子

○母同前、

女子

○母豎野常樂院昌榮女、

良致

○元祿十六年癸未十一月二日誕生、母同前、

良徵

○寶永四年丁亥五月八日誕生、母同前、

忠伴

新左衛門 休右衛門

○寬永十六年己卯正月十二日誕生、母脇田助右衛

門國綱女、

○久昉無實子故爲養子、實隅州申良土木脇六右衛

門祐信之子也、

○寶永三年丙戌八月二十二日死、年六十八、法名

禪心目參居士、

良賢

初久賢 松之助 休左衛門

○寬文三年癸卯十一月十六日誕生、母飯隈山別當

朝賞女、

忠紀

長次郎 休兵衛

○寬文六年丙午五月二十四日誕生、母同前、

○元祿十五年壬午四月二十七日、於武州江戶死、

年三十七、法名外然不教居士、

女子

○母伊勢平兵衛女、

女子

黒田源左衛門頼明妻、

○母同前、

良康

初忠康 長千代 覺右衛門

○延寶三年乙卯七月晦日誕生、母同前、

良富

初忠周 久富 松次郎 次郎右衛門

○天和三年癸亥十二月十九日誕生、母相良市左衛

門長信女、

女子

村田平七經廣妻、

○母同前、

良(P.P.)

休次郎

○元祿十六年癸未九月十七日誕生、母同前、

良(P.P.)

松次郎

○寶永二年乙酉十一月十日誕生、母相良四郎兵衛

頼繼女、

女子

○母同前、

良(P.P.)

熊千代

○正徳二年壬辰九月二十四日誕生、母同前、

△久儀

初久行 長鶴 又兵衛

○慶長八年癸卯二月一日誕生、母禰寢山城坊弘祐之

嫡女也、

○寛文九年己酉八月二十八日死、年六十七、法名鐵

巖玄硬居士、

忠弘

主馬 母同前、

○寛文六年丙午八月十一日死、法名性室常法居士、

忠則

虎千代 次右衛門 賀兵衛

○慶長十二年丁未四月十四日誕生、母同前、

○寛文七年丁未八月五日死、年六十一、法名湖

月道江居士、

女子

島津左近將監久守妻、後離別矣、

○母同前、

久與

虎千代 又吉 次右衛門 八郎兵衛 賀兵衛

○寬永十年癸酉三月八日誕生、母野村太郎左衛門充綱之嫡女也、

○寶永四年丁亥六月二十八日死、年七十五、法名郭邦了然居士、

久察

長千代 長兵衛 四郎兵衛

○寬永十六年己卯九月十九日誕生、母同前、

○延寶二年甲寅五月十六日死、年三十二、法名

梅閑枝節居士、

女子

海老原次右衛門爲滿妻、

○母同前、

國綱

鶴壽 九兵衛 彌三郎

○慶安四年辛卯五月二十五日誕生、母同前、

○爲野村太郎右衛門泰綱之養子、

虎千代

早世、

○母川田城之助國格女、

女子

早世、

○母同前、

女子

○母同前、

良方

初久朝 又吉 虎次郎 右衛門兵衛 八郎

兵衛

○延寶元年癸丑五月十日誕生、母同前、

○此家至初及家督等之時者、奉獻御太刀、

良(A、B)

虎吉 松隨 市之丞

○延寶三年乙卯十月二十六日誕生、母同前、

○初雖爲浮屠氏後還俗矣、

良房

虎松

○元祿十五年壬午八月四日誕生、母敷根隼人頼明

女、

良兼

初忠通 主馬 甚五兵衛 甚七

○寛永七年庚午二月十五日誕生、母面高主馬女、

○忠弘依無世子爲養子、實岩元清左衛門家經之二

男也、

女子

宮内勘右衛門重傳妻、

良安

初久年 五郎右衛門

○明曆元年乙未十二月二十一日誕生、母薩州顯娃

士兒玉孫右衛門女、

○忠通未有實子之前爲養子、實薩州顯娃士樋渡傳

左衛門清賣之二男也、

良(A、B)

甚兵衛

○元祿二年己巳二月七日誕生、母安藤權右衛門女、

良亮

萬之丞 主馬 七郎左衛門

○延寶八年庚申十月八日誕生、母鎌田要人政躬家臣

肥後市右衛門女、

女子

○母同前、

良屋

初久旨 虎七郎 源兵衛 道哲
○元祿四年辛未十二月八日誕生、母同前、

△久運

長鶴 又吉 三郎兵衛

○寬永五年戊辰二月四日誕生、母川上左京久林女、

○元祿十五年壬午四月十五日死、年七十五、法名青

雲久天庵主、

女子

岡村新右衛門良弘妻、

○母同前、

久能

三郎助 仁右衛門

○寬永十二年乙亥十二月二十七日誕生、母同前、

○萬治元年戊戌七月三日死、年二十四、

久廣

虎太郎 又次郎

○慶安五年即承應元年也壬辰正月五日誕生、母高樋仲右衛門女、

○延寶四年丙辰四月二十四日死、年二十四、法名了

雲寂玄居士、

女子

肥田早右衛門景永妻、

○母同前、

女子

岡村市兵衛良充妻、

○母同前、

△久賢

虎三郎 木工太夫

○寬文二年壬寅十月十六日誕生、母同前、

○寶永七年八月十三日、太守吉貴公降命曰、於久

賢家者、勝久公之血脈至于今綿綿然連續焉、以

故於分國中者免許御番御供等之事矣、

○正德三年五月、依 太守吉貴公之貴命、久賢之家

嫡子代代實名免許久字、至二男以下之庶族可用良

字、仍賜證帖、以故庶族僉改良字矣、

○此家至于初及家督等之時、奉獻御太刀矣、

久英

虎市 早世、

○貞享四年丁卯三月十三日、於薩州川邊誕生、母者
川邊士末弘主兵衛女、

久滿

虎菊 木工兵衛

○元祿六年癸酉四月二日誕生、母同前、

良員

木工七

○元祿十三年庚辰七月二十一日誕生、母同前、